

第3次稲敷市総合計画

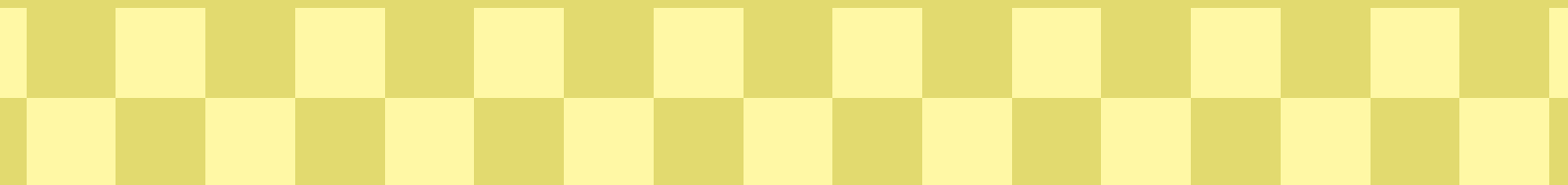
自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち

～いなしきの新たなステージへ～

前期基本計画

2024→2027

稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略
第5次稲敷市行政改革大綱



第3次稲敷市総合計画

2024-2027

前期基本計画

稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略

第5次稲敷市行政改革大綱

市章



市章は「地球」「稲」「豊かな実り」をイメージしたデザイン。緑は大地を象徴し、白い4つの半円は市の発展と合併した4つの町村を稲穂の形で表しています。上部の青は明るいまちづくりを表すと同時に、水に恵まれた新市の特徴を表現しています。

市の花・木・鳥



市の花：菊（きく）



市の木：桜（さくら）



市の鳥：鶯（うぐいす）

稲敷市 つながるロゴマーク



稲敷 = ツナガル = まちづくり
INASHIKI

【稲敷 = ツナガル = まちづくり】

稲敷市が令和4年4月に市全域が過疎地域として指定されたことを契機に、これまでのまちづくりを見直すため、多くの市民が参加したワークショップで導かれたキャッチフレーズ。ロゴマークは「人」が輪を描くように繋がる様子を「太陽」で表現し、ぐるっと繋がるコミュニティはひとつの大きな「まち」へと変わっていく様子を視覚化しています。

市長挨拶

稲敷市は、2005（平成17）年の誕生から間もなく20年を迎えますが、この間、さまざまな出来事が起こり、本市はもとより、国、世界全体が新たな局面を迎えています。近年で言えば、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、ロシアのウクライナ侵攻等により揺らぐ世界情勢、生成AIの出現や通信インフラの高度化などの技術革新、気候変動によるこれまで経験したことのない豪雨・台風の発生などがあげられます。国内に目を向けると、2024（令和6）年元日に発生した能登半島地震は、首都直下地震や南海トラフ地震に備えた対策の重要性を再認識させられました。



また、我が国全体が本格的な人口減少時代に突入する中、本市においてもその進展は著しく、2023（令和5）年末に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計では、本市の2050（令和32）年の人口は19,170人であり、現在の約半分になるという非常に衝撃的なものでした。

このような状況の中、本市においては、新たな発想による新たなステージのまちづくりに転換し、新しい価値観を創出することで、市民の方々に“稲敷市に住んでよかった”と思ってもらえるよう、これまで以上に多くの調査分析に基づく議論を重ね、第3次稲敷市総合計画を策定しました。そして、その将来像を『自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち』としました。

その実現のために大切なことは、多様な主体がつながり、ともにまちづくりに取り組んでいくことです。今後は、市民、団体、民間企業など、稲敷市に関わる皆様のご理解・ご協力・ご参画をいただき、新たなまちづくりに踏み出していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました、総合計画等審議会委員及び関係各位、市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

2024年3月

稲敷市長

筧 信太郎

動画でもっと詳しく >



目次

第1編 総論	1
第1部 はじめに	2
(1) 策定にあたって	2
(2) 計画の趣旨・位置づけ	2
第2部 計画の構成と期間	3
(1) 基本構想・基本計画・実施計画の3層構造	3
(2) 計画期間	3
第3部 計画策定の前提となる社会背景	4
第4部 策定方針	6
第2編 基本構想	7
第1部 基本理念と将来像	8
第2部 将来指標	10
(1) 稲敷市が目指す人口減少対策の考え方	10
(2) 将来指標	10
第3部 土地利用	12
(1) 土地利用の考え方	12
(2) 土地利用の基本方針	14
第4部 施策の大綱	18

第3編 前期基本計画	21
第1部 重点プロジェクト	22
(1) 重点プロジェクトの考え方	22
(2) 重点プロジェクトの成果目標	23
(3) 重点プロジェクト	24
重点プロジェクト1 まちづくり・情報共有プロジェクト	24
重点プロジェクト2 移住・定住プロジェクト	26
重点プロジェクト3 雇用・産業プロジェクト	28
重点プロジェクト4 子育て支援・教育プロジェクト	30
重点プロジェクト5 行政改革プロジェクト	32
第2部 基本計画（政策別計画）	34
(1) 施策の体系	34
(2) 政策別計画	37
第1章 協働の力で暮らしと産業を元気にするまちづくり	37
第2章 自然と都市が共存する住み続けられるまちづくり	49
第3章 子どもたちを育み楽しく学び続けるまちづくり	59
第4章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	73
第5章 市民の生命と財産を守るまちづくり	83
第3部 稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略及び	
第5次稲敷市行政改革大綱	92
(1) 第3次稲敷市総合計画との関係の整理	92
(2) 稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略	94
(3) 第5次稲敷市行政改革大綱	102
資料編	105
(1) 用語集	106
(2) 策定の経緯	110
(3) 稲敷市総合計画等策定委員会設置要綱	111
(4) 稲敷市総合計画等策定委員会名簿	112
(5) 稲敷市総合計画等職員ワーキングチーム	113
(6) 若手職員ワークショップ名簿	114
(7) 稲敷市総合計画等審議会条例	115
(8) 稲敷市総合計画等審議会名簿	116
(9) 諮問	117
(10) 答申	118

第1編 総論

第1部 はじめに

- (1) 策定にあたって
- (2) 計画の趣旨・位置づけ

第2部 計画の構成と期間

- (1) 基本構想・基本計画・実施計画の3層構造
- (2) 計画期間

第3部 計画策定の前提となる社会背景

第4部 策定方針

第1部 はじめに

(1) 策定にあたって

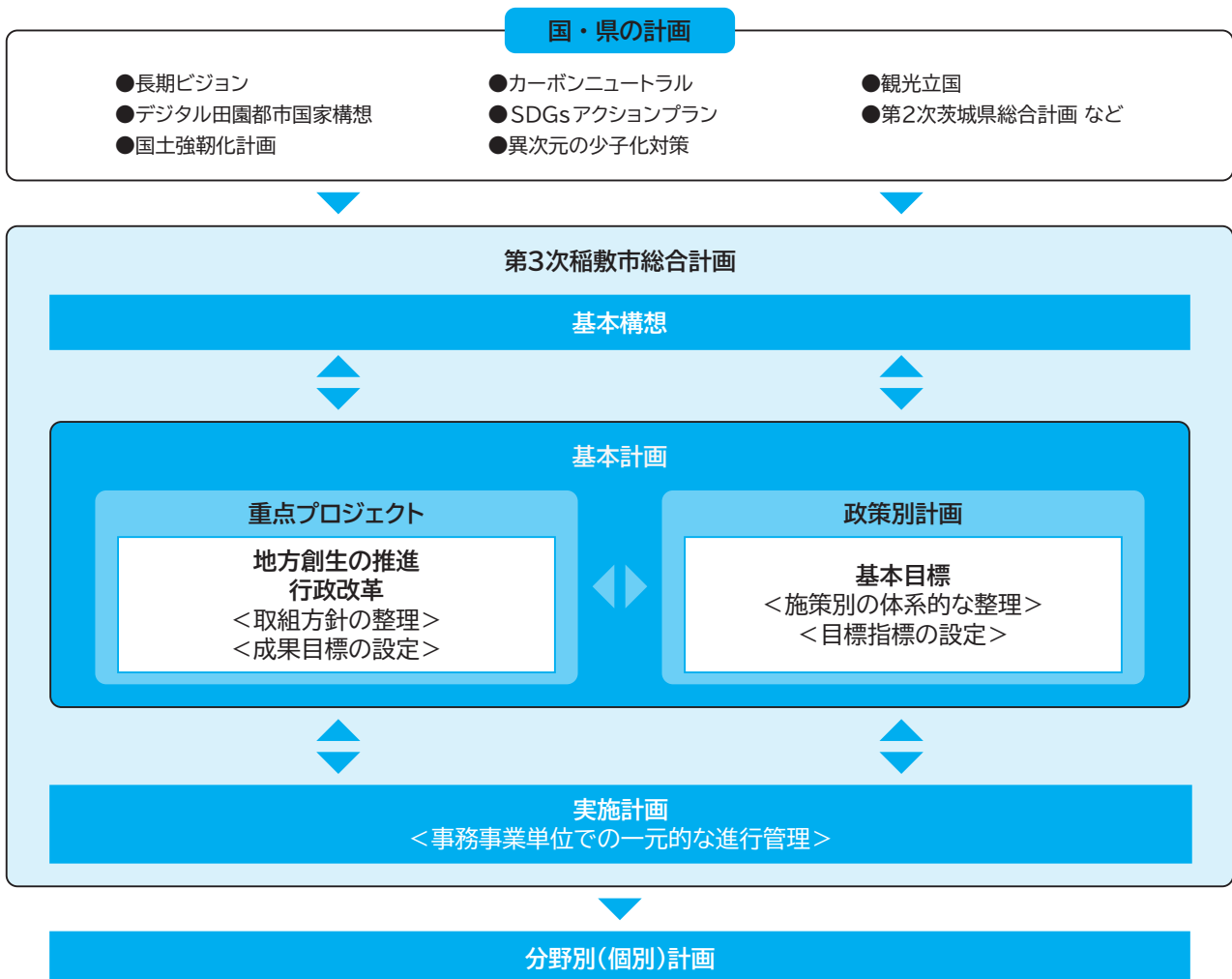
本市では、2017（平成29）年3月に「第2次稲敷市総合計画」を策定し、将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に向けて、市政運営を行ってきました。

この間、さまざまな施策に取り組んで参りましたが、人口減少・少子高齢化は予想を上回る速さで進展しており、2022（令和4）年4月には市全域が過疎地域に指定されました。また、今後も厳しい財政状況の見通しが続くなど、さまざまな課題に直面している状況です。このような中、市民が幸せや豊かさを感じられる質の高い暮らしを創出していくことが必要と考え、今後のまちづくりの抜本的な見直しを推進するため、新たに「第3次稲敷市総合計画」を策定します。

(2) 計画の趣旨・位置づけ

「第3次稲敷市総合計画」は、2015（平成27）年3月27日施行の「稲敷市総合計画策定条例」に基づいて策定するものであり、本市における総合的な行政運営を図るための最上位計画に位置づけられます。

本計画は、本市が目指す将来像の実現に向けて、長期的なまちづくりの方向性を示すものであり、計画の策定、実行にあたっては行政だけでなく、市民や団体、地域などが参画・協力して取り組んでいくものです。



第2部 計画の構成と期間

(1) 基本構想・基本計画・実施計画の3層構造

「第3次稲敷市総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

基本構想

長期的な視点で本市の向かうべきビジョン、目指すべき将来像を定め、その実現に向けたまちづくりの理念と施策の大綱を明らかにするものです。

基本計画

基本構想に掲げた将来像の実現のために取り組む施策を体系的に示したものです。

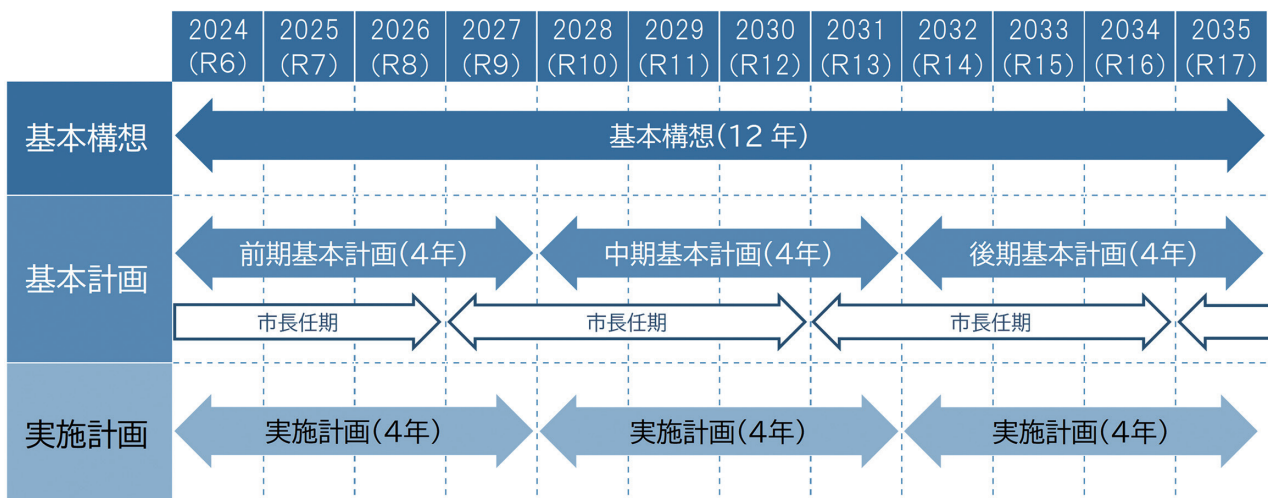
実施計画

基本計画に位置づけた施策を実行するための手段、予算、対象などの具体的な実施内容を示す事業計画書です。

(2) 計画期間

基本構想の計画期間は、2024（令和6）年度から2035（令和17）年度の12年間とし、基本計画は市長任期に合わせた4年ごとの3期（前期・中期・後期）で見直しを図っていきます。

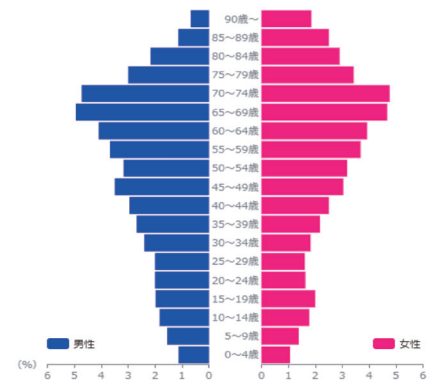
実施計画の計画期間は、基本計画と同じ4年間としますが、毎年度、事務事業評価を実施し、より実効性のある事業の実施のため、適宜見直しを行います。



第3部 計画策定の前提となる社会背景

① 人口減少時代への対応

我が国の人口は、50年後に7割まで減少することが予想され、少子高齢化に伴う社会保障経費の増大や税収の減少が懸念されています。本市においても、人口減少に歯止めがかからず、2022（令和4）年に市全域が過疎地域指定を受けています。今後は、子育て、雇用、健康、まちの活力の維持・向上だけでなく、交流人口や関係人口増にも繋がる取組が必要です。



稲敷市の人口ピラミッド（2020年）（出典：総務省）

② 地方創生・地域再生への取組

地方行政においては、基盤整備中心の時代から、心の豊かさを求める時代へと変化し、「人づくり」を含めたまちづくりが求められるようになりました。今後は、さらに地方創生・地域再生を推進するため、住民の参画や協働に加え、民間の経営ノウハウを積極的に取り入れるパートナーシップ型のまちづくりが重視されます。本市においても、「連携」から一歩踏み込んだ“ツナガル”をキーワードに、さまざまな主体が知恵や資源を出し合う主体的なまちづくりに取り組んでいます。



稲敷＝ツナガル＝まちづくり

INASHIKI

「稲敷＝ツナガル＝まちづくり」ロゴマーク（出典：稲敷市）

③ 安心・安全なまちづくり

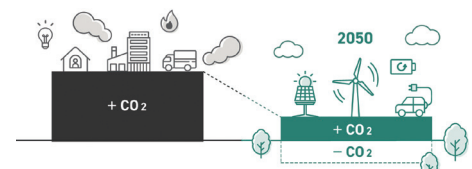
近年、世界的な気候変動の影響による自然災害の頻発化・激甚化が顕著になっています。本市においても、大規模地震や台風などの自然災害への備えが求められています。社会生活全般においても火災・交通・防犯・防疫など安心・安全を確保する対策が求められています。



鬼怒川の氾濫（出典：国土交通省）

④ 環境問題・エネルギー問題への対応

国際的に脱炭素社会の実現に向けた機運が高まる中、日本においても、化石エネルギーからクリーンエネルギーへと転換を図る「カーボンニュートラル*」や「GX*（グリーントランスフォーメーション）」など、官民がともに取り組む循環型社会の形成に向けた方針が示されています。本市においても、2023（令和5）年に「稲敷市ゼロカーボンシティ*宣言」を表明し、脱炭素・循環型社会の形成に向けて市民、事業者及び行政が連携協力した取組を始めています。



カーボンニュートラルのイメージ図（出典：環境省）

⑤ 価値観の多様化と社会の再構築

人生100年時代や、ニューノーマル*社会など、変わりゆく社会情勢の中で、価値観の多様化も進んでおり、お互いの違いを認め合い、一人ひとりの個性が尊重される「ダイバーシティ&インクルージョン*」をキーワードとした共生社会の実現が求められています。本市においても、さまざまな人が自分らしく、いきいきと暮らせる柔軟なコミュニティによる地域交流の活性化が期待されます。



いばらきダイバーシティ宣言（出典：茨城県）

⑥ 情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）による社会構造の変化

情報通信技術や人工知能といった先端技術の発展とともに、コロナ禍によりテレワーク*・ワーケーション*といった働き方の多様化が進み、生活様式や社会経済活動はかつてない勢いで変化しています。本市においても、自治体DX*やICT*の利活用に取り組み、業務の効率化を図るとともに、住民サービスの利便性と質の向上を実現していくことが重要です。



ITによる社会変革の歩み（出典：経済産業省）

⑦ グローバル化・インバウンドへの対応

コロナ対策に伴う渡航制限が緩和され、国では「持続可能な観光地域づくり戦略」、「インバウンド*回復戦略」、「国内交流拡大戦略」を基本的な方針として掲げています。本市においても、霞ヶ浦をはじめとした豊かな自然や、ナショナルサイクルルート*、歴史的な資源や成田国際空港からの恵まれたアクセスを生かした観光産業への取組が求められています。



つくば霞ヶ浦りんりんロード（出典：稲敷市）

⑧ 持続可能な社会の実現に向けた取組（SDGs）

「世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を、世界のみならず2030年までに解決していこう」という全世界共通の計画・目標を掲げ、先進国も含め日本においても積極的な取組が進められています。SDGs*の考え方は、本市が目指す「幸福、豊かさ、満足、安心、安全」を実感できる質の高いまちづくりの方向性と多くの部分が繋がるものです。



SDGsロゴ（出典：国際連合広報センター）

第4部 策定方針

下記の策定方針に基づき、本市を取り巻く環境の変化やこれまでの総合計画の課題などを踏まえ、「第3次稲敷市総合計画」を策定します。

方針1 稲敷市の“幸福”を増やすための価値観の転換

人口減少・少子高齢化が避けられない状況の中で、今、稲敷市に住んでいる人々の暮らしの質を高め、市民が幸せに暮らせる地域づくりを進めます。

短期的な対応ではなく、効率的で持続可能な市民サービスの提供を目指し、「量」から「質」への価値観の転換を図る計画とします。

方針2 本格的な“協働のまちづくり”への対応

市民が主体となって課題を解決することができるよう、行政と人、人と人との対話を重視した地域づくりを進めます。

そのためにも、まちづくりの目標やその取組がわかりやすく、行政、市民、企業等の共通の指針となる計画策定を目指します。

方針3 検証に基づいたまちづくりの“抜本的な見直し”

これまで総合計画・総合戦略・行政改革大綱に基づいた取組が行われてきましたが、人口減少・少子高齢化には歯止めがかかっていない状況です。

これまでの取組の検証から、本市の状況を認識し、着実な成果を得るためには「何をすべきか」を考え共有し、市が一丸となって持続可能な地域づくりに取り組んでいく計画とします。

方針4 持続可能な地域づくりを推進するための“地方創生”と“行政改革”

重点的に取り組むべき課題を共有し、優先順位を明確にするとともに、それらが将来にどのような結果をもたらすかを見据え、戦略性を持った計画の策定に努めます。

基本構想に定める将来指標の達成を目指し、今取り組むべき施策展開を図るなど、持続可能な地域づくりを積極的に推進する計画とします。

方針5 時代の変化に対応できる“柔軟な発想の戦略”

自治体DX*などの推進に伴い、行政運営の大きな転換期にあることを認識し、長期的なビジョンを示しながら、時代に即応した価値観や技術を積極的に取り入れ、市民や企業等と連携し、産業、教育、医療・福祉、行政運営などのあらゆる分野において時代の変化に対応した考え方を取り入れた計画とします。

第2編 基本構想

第1部 基本理念と将来像

第2部 将来指標

- (1) 稲敷市が目指す人口減少対策の考え方
- (2) 将来指標

第3部 土地利用

- (1) 土地利用の考え方
- (2) 土地利用の基本方針

第4部 施策の大綱

基本理念

- まちづくりの取組姿勢 -

基本理念は、まちづくりに対する取組姿勢を示すものです。稲敷市では、これからの新しいまちづくりを3つのアプローチでとらえ、将来像の実現を目指します。

1 さまざまな主体がつながるまちづくり

最初のアプローチは、つながること。市民、企業、行政はもちろん、ヒトだけでなくモノやサービス、システムや情報など、稲敷市のさまざまな主体がつながるまちづくり。すべての市民が、つながる意識を明確に持って連携・協力するまちづくり。稲敷市は、あらゆる主体を効果的につなげるまちづくりに取り組んでいきます。



2 市民の笑顔を追求するまちづくり

次のアプローチは、人々の笑顔を引き出すこと。一人ひとりの笑顔は、一人ひとりの豊かな暮らしや幸せな気持ちの象徴です。年齢も性別も地域も関係なく、市民の、より多くのキラキラした笑顔を追求するまちづくり。稲敷市は、すべての市民の笑顔を引き出すまちづくりに取り組んでいきます。



3 変化をとらえ新時代を拓くまちづくり

3つ目のアプローチは、新しい時代を拓くこと。厳しさを増す社会情勢や外的脅威は、新しい挑戦に踏み出すきっかけでもあります。目まぐるしく変化する社会の流れを的確にとらえ、突破力をもってチャレンジするまちづくり。

稲敷市は、市を取り巻くさまざまな変化をとらえ、新時代を拓くまちづくりに取り組んでいきます。

将来像

- 市民とともに目指すまちの姿 -

稲敷市が目指すまちの姿を明確に示すこと、その将来像を市民、地域と共有し、ともに手を携え取り組むことで、新しい未来、新しい稲敷市を創ることができます。

これまで引き継がれてきた稲敷市の歴史・文化を大切にしながら、「これからも稲敷市に住み続けたい」という思いを広げていくために、将来像を以下のように定め、市民一人ひとりが稲敷市に住むことで幸せを感じられるまちを目指します。

自然とともに豊かさを実感できるまち ～いなしきの新たなステージへ～



稲敷市は、水と緑があふれる恵まれた自然の中で豊かに暮らすことのできるまち、そして、市民一人ひとりにはそれぞれの幸せがあり、稲敷市で暮らすことでその幸せを感じることができる、そんなまちを目指して、新たなステージに踏み出します。

第2部 将来指標

稲敷市の人口は、町村合併以前の1998(平成10)年が旧4町村の人口を合わせて52,191人と最も多く、それ以降は減少傾向に転じています。本市では、これまで培ってきた地域特性を大切にしながら、一定規模の人口を維持していくため、また、新たなステージに踏み出すための人口減少対策に取り組んでいくものとし、

(1) 稲敷市が目指す人口減少対策の考え方

本市の人口減少対策は、今現在、稲敷市に住んでいる市民が住み続けること、若い世代が子育て環境として稲敷市を選び、住み続けることに重点をおいて取り組みます。さらに、生まれ育った人が戻ってくることで、稲敷市が好きで稲敷市だから住みたいと思う人が定住することを目指します。

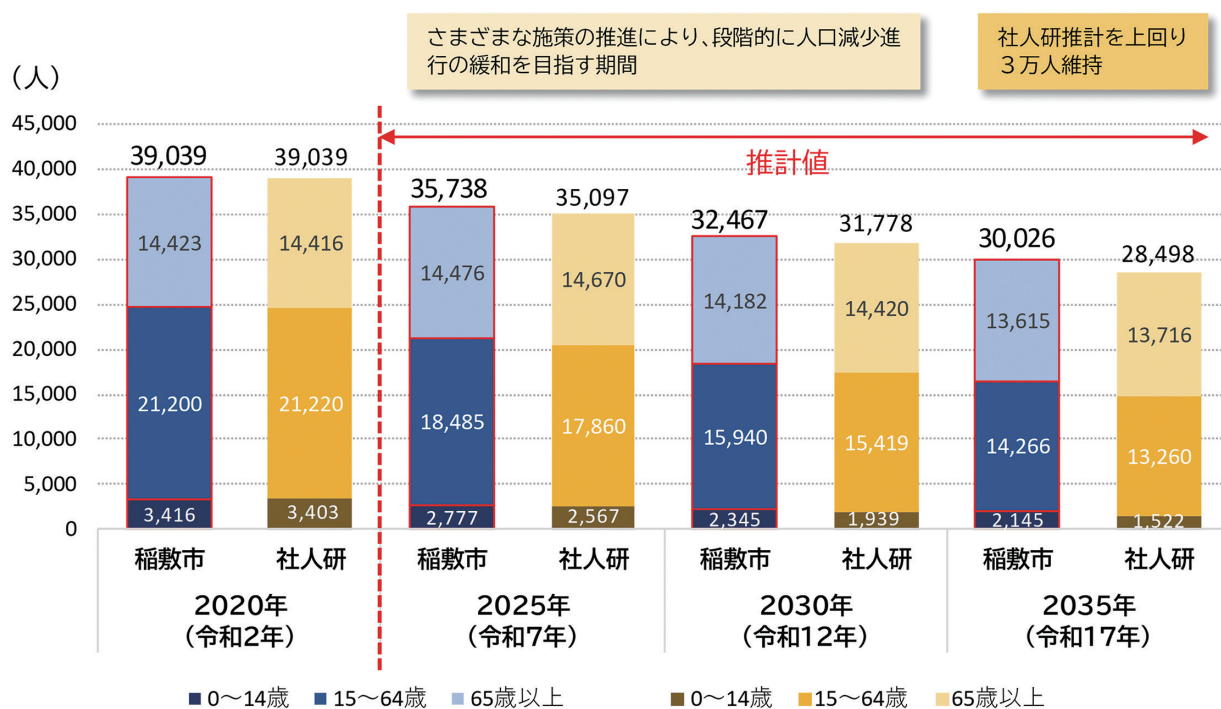
本市では、若い世代の進学・就職・結婚などのタイミングでの人口流出が顕著となっています。そのため、若い世代が豊かに暮らせる産業を育成することや、子どもを望む誰もが、安心して出産・子育てができるような就業環境、居住環境の充実、教育や子育て支援サービスを展開していくことが、最初に取り組むべきことであると考えます。また、生まれ育った人が稲敷市に帰ってきたいと思うような魅力的な産業があり、それぞれのライフスタイルやニーズに合った良好な居住環境の充実に取り組んでいきます。

(2) 将来指標

稲敷市の人口は、このまま何もしなければ、さらに減少していくことが予想されます。長期的な未来のまちの姿を見据えながら、さまざまな施策を複合的に展開する戦略的な取組により人口減少を緩やかにすることで、2035(令和17)年の目標人口30,000人の実現を目指します。

目標年次(2035年度) 30,000人

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）*の推計によると、稲敷市の人口は、加速度的に減少し、2035年には28,500人程度に近づくことが予想されます。そのため、本計画に基づくさまざまな施策の推進により、徐々に人口減少の進行を緩やかにし、2035（令和17）年の時点で30,000人を目標人口として設定します。



◆稲敷市推計の設定項目(R1 社人研ワークシートを使用)
 ①合計特殊出生率 2025年 1.20 2030年 1.25 2035年 1.25
 ②移動率 2035年 均衡(2025年～2030年は社人研と同じ値を使用)
 ※その他のパラメータは社人研(令和元年)に基づく

第3部 土地利用

(1) 土地利用の考え方

この地域では豊かな自然の恵みを受け、古代より人々の営みが行われてきました。近世・江戸時代には江戸崎が水運の拠点として栄え、商業の集積に伴い、江戸崎を中心に各地へ向かう道路網などの整備も進みました。今でも稲敷地方の道路元標*は、江戸崎の既存市街地（商店街）に残っています。

その後、干拓事業の進展とともに、市の東南部一帯の水郷地域では農業基盤整備が充実し、県内でも有数の穀倉地帯となりました。

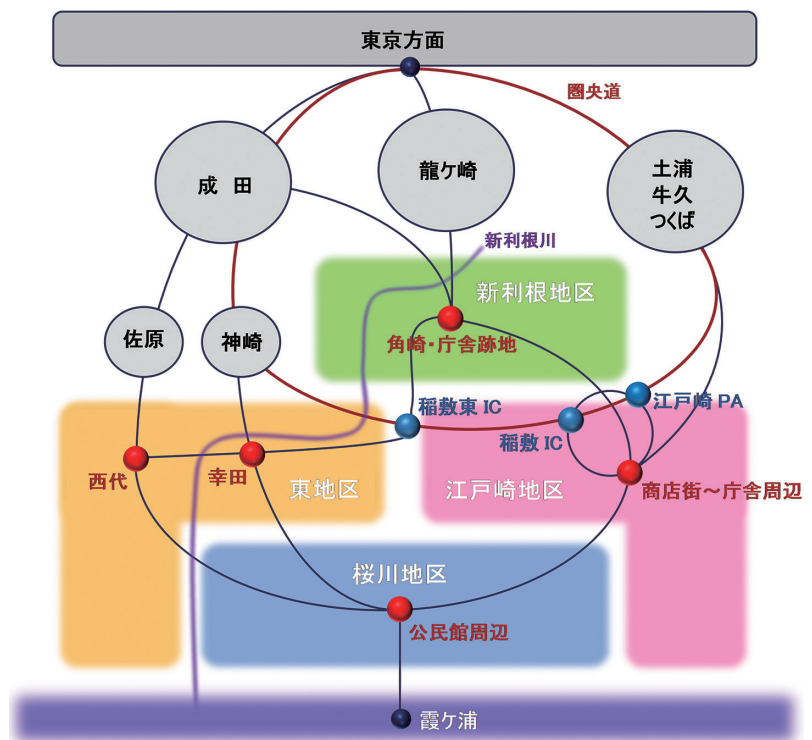
また、首都東京から60km圏に位置していることから、1980年～1990年代には住宅団地（南ヶ丘地区・光葉地区等）、工業団地、ゴルフ場が相次いで整備されるなど、都市的土地利用が進展する一方、首都圏への重要な食料供給地として広大な農地が保全されています。

近年では、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の開通など広域的なインパクトを生かした都市的発展が期待されていましたが、バブル経済崩壊後の低成長時代に突入したことや、少子高齢化を背景とした人口減少時代の到来にあって、工業団地への企業進出は進んでいるものの、都市的土地利用の進展は、非常に限定的な状況です。人口が減少し、社会・経済など全般で量的な縮小が進む中、高付加価値化による生産活動の成長など、生産量よりも質の向上による地域の発展に大きく舵を切るべき時代を迎えています。

そのような中、市民のライフスタイルに着目すると、生活圏の多くが市外の周辺都市部と結びついており、特に、江戸崎地区では土浦・牛久・つくば方面、新利根地区では龍ヶ崎・成田方面、東地区では香取・成田方面などとの結びつきが顕著です。

一方で、桜川地区については、背後に霞ヶ浦があることにより江戸崎地区や東地区など市内との結びつきが強く、これらを介して周辺都市部と結びつく構造となっており、他の3地区とは異なる特性を有しています。

さらに、首都東京から60km圏という立地や圏央道の開通により、若い世代を中心に東京方面を意識したライフスタイルも見取れ、市内や周辺都市部だけでなく、東京方面との結びつきも市民の生活に大きな影響を与えています。



出典：稲敷市持続可能な地域づくりプラン

このような土地利用の状況を踏まえ、今後、持続可能なまちづくりを推進していくため、4地区それぞれで異なるコミュニティを大切にしながら、自然、歴史・文化などのさまざまな地域資源や特性を踏まえた地域づくりを推進するとともに、それぞれの地区が補完し合うような連携・ネットワークの構築を図ることで、将来像である「自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち」の実現を目指していくこととします。

そのため、4地区の土地利用の方向性と役割を設定し、これを基本に、適正かつ合理的な土地利用を推進することで、将来にわたって住み続けたい持続可能なまちづくりを展開していきます。

地区	土地利用の方向性と役割
江戸崎地区	<p>水運の発達とともに町場（商店街）が形成された歴史を有し、近年では圏央道4車線化などを契機とした新たな開発需要が高まっている。</p> <p>そのため、交通の要衝としてのポテンシャルと機能集積の高さを生かした市街地の形成を推進する。</p> <p>また、この市街地を中心に、東京方面をはじめ、土浦・牛久・つくば方面の交通の結節点の役割を担う。</p> 
新利根地区	<p>コンパクトな土地利用が図られており、生活の利便性や住みやすさのポテンシャルを有している。</p> <p>そのため、身近なエリアの中で生活を送ることが可能なヒューマンスケール*の市街地形成を推進する。</p> <p>また、この市街地を中心に、龍ヶ崎・成田方面との結節点としての役割を担う。</p> 
桜川地区	<p>霞ヶ浦沿岸にはつくば霞ヶ浦りんりんロードや和田公園が、また、地区内にはゴルフ場や歴史的な神社等をはじめとした多くの観光資源が分布している。</p> <p>そのため、観光交流の創出により地域活力をけん引する役割を担う。</p> <p>また、点在する集落の連携・ネットワークの構築や拠点化を推進する。</p> 
東地区	<p>広大な農地の集積により、首都圏の食料供給地として重要な役割を担っている一方で、集落が地区内に分散している。</p> <p>そのため、農地集積を生かした産業の展開を図るとともに、分散している集落の連携・ネットワークの構築や拠点化を推進する。</p> <p>また、その拠点を中心に、東京方面をはじめ、千葉方面などとの結節点としての役割を担う。</p> 

(2) 土地利用の基本方針

本市における土地利用の基本方針を以下に示します。

① 地形特性を踏まえた多様な土地利用の推進

本市は霞ヶ浦、利根川、小野川、新利根川、横利根川などの、多様な水辺を有する水郷地帯であり、関東有数の米どころです。また、台地部には畑地・果樹地、樹林地など、緑の連なりがスクリーンとなり、この地域らしい景観を呈しています。

これらの貴重な自然環境は、生態系の維持の観点からも次世代に引き継ぐべきものであるため、今後も維持・活用を図り、特に、広大な面積を有する農地においては、産業の高度化等を図りながらも、食料の生産基盤として守るべき貴重な財産であるため、計画的な保全に努めます。

また、近年の気候変動による風水害など自然災害の頻発化・激甚化への対策は大きな課題であり、災害ハザードエリア*を多く含む低地（農地、特に水田）の割合が高い本市においては、防災面での台地部の需要が高まっているため、自然環境の維持・活用と合わせながら、台地部等の都市的土地利用を推進します。

今後実現化を目指す土地利用

- 貴重な自然環境の維持・活用
- 広大な農地の計画的な保全
- 台地部等の都市的土地利用の推進

② 産業拠点と新たな開発ポテンシャルによる活力ある土地利用の推進

東京圏へのアクセスに優れ、つくば市と成田市の間に位置する本市の立地特性、優位性を生かし、これまで多くの工業団地等の産業拠点が形成されてきました。今後も、圏央道4車線化や成田国際空港の機能強化など、さらなる産業拠点としてのポテンシャルが高まっているため、圏央道稲敷IC・稲敷東IC・江戸崎PA周辺等の土地利用の高度化を推進していきます。

また、国道125号バイパスの整備及び4車線化をはじめ、県道江戸崎新利根線バイパス、県道竜ヶ崎潮来線バイパスの整備も着手されていることから、これらの主要幹線道路の整備・拡充による沿線地域の開発ポテンシャルの高まりを有効に活用していきます。

さらに、人口減少や少子化に伴う公共施設の統廃合により、未利用の公有地が増えており、地域特性や必要機能を踏まえながら、施設等の有効利活用も含め、活力ある地域づくりをけん引する土地利用を推進します。

今後実現化を目指す土地利用

- 圏央道のIC・PA周辺土地利用の高度化
- 主要幹線道路の整備に伴う沿線地域のポテンシャル活用
- 未利用の公有地における地域に即した有効利用の促進

③ 多様なネットワークと結節拠点づくりによる交流軸の形成

交通ネットワークの進展に伴い、市内や周辺都市部だけでなく、東京方面との結びつきが強まり、若い世代のライフスタイルに影響を与えています。

そのため、市内外の交通の結節点を明確にするため、ターミナル機能を有した「結節拠点づくり」として、江戸崎地区は既存の市街地～市役所周辺エリア、新利根地区は角崎・柴崎エリア、桜川地区は公民館エリア、東地区は西代と幸田～阿波エリアを位置づけるとともに、市内外の交通ネットワーク化を推進し、市民のライフスタイルを基本とした市内外を結ぶ交流軸の形成を推進します。

また、つくば霞ヶ浦りんりんロードを通じ、多くのサイクリストが来訪するなど、霞ヶ浦をはじめとする多様な自然環境は、市内外の人々の交流を促進する魅力ある場としてのポテンシャルを有しています。そのため、霞ヶ浦湖畔をはじめ、新利根川や小野川、横利根川などの水辺空間と、交流の結節点となるリバーサイド公園や和田公園など各種公園と美しい桜づつみ等をそれぞれ組み合わせ、地域の賑わいづくりに寄与する水辺の交流軸の形成を推進します。

今後実現化を目指す土地利用

○ターミナル機能を有した「結節拠点づくり」

江戸崎地区：既存の市街地～市役所周辺エリア

桜川地区：公民館エリア

新利根地区：角崎・柴崎エリア

東地区：西代エリア、幸田～阿波エリア

○市内外を結ぶ交流軸の形成

○水辺の交流軸の形成

霞ヶ浦と和田公園

小野川とリバーサイド公園

新利根川と堂前自然公園+桜づつみ

横利根川と横利根閘門ふれあい公園など

④ 集約・拠点化による持続可能な生活圏の形成

地形的な制限が少なく可住地面積が広いのが本市の特徴です。そのため、長い歴史の中で各所に点在して集落が形成されてきました。しかしながら、今後本市が持続可能な生活圏を形成していくためには、集落等のコミュニティを尊重しながら、一定の利便性を確保するための集約・拠点化を同時に進めていくことが必要です。

そのため、江戸崎・新利根地区においては、既存集積度の高い市街地を中心に、点在する集落等が寄り添うような「拠点型生活圏」の形成を図っていきます。また、桜川・東地区においては、市街地としてのまとまりが弱いため、点在する集落を一筆書きのような線で結ぶ「ライン型生活圏」の形成を目指します。

また、それぞれ4つの生活圏には「結節拠点」を設け、そこをハブとしてネットワークの強化を図ります。

さらに、4地区の自然、歴史・文化をはじめとする地域資源や、地域の個性、それぞれ異なるコミュニティの単位を生かして、既存の生活圏の形成状況や今後の集約・拠点化を踏まえ、「稲敷西部ゾーン」と「稲敷東部ゾーン」の2つの土地利用ゾーンを設定します。

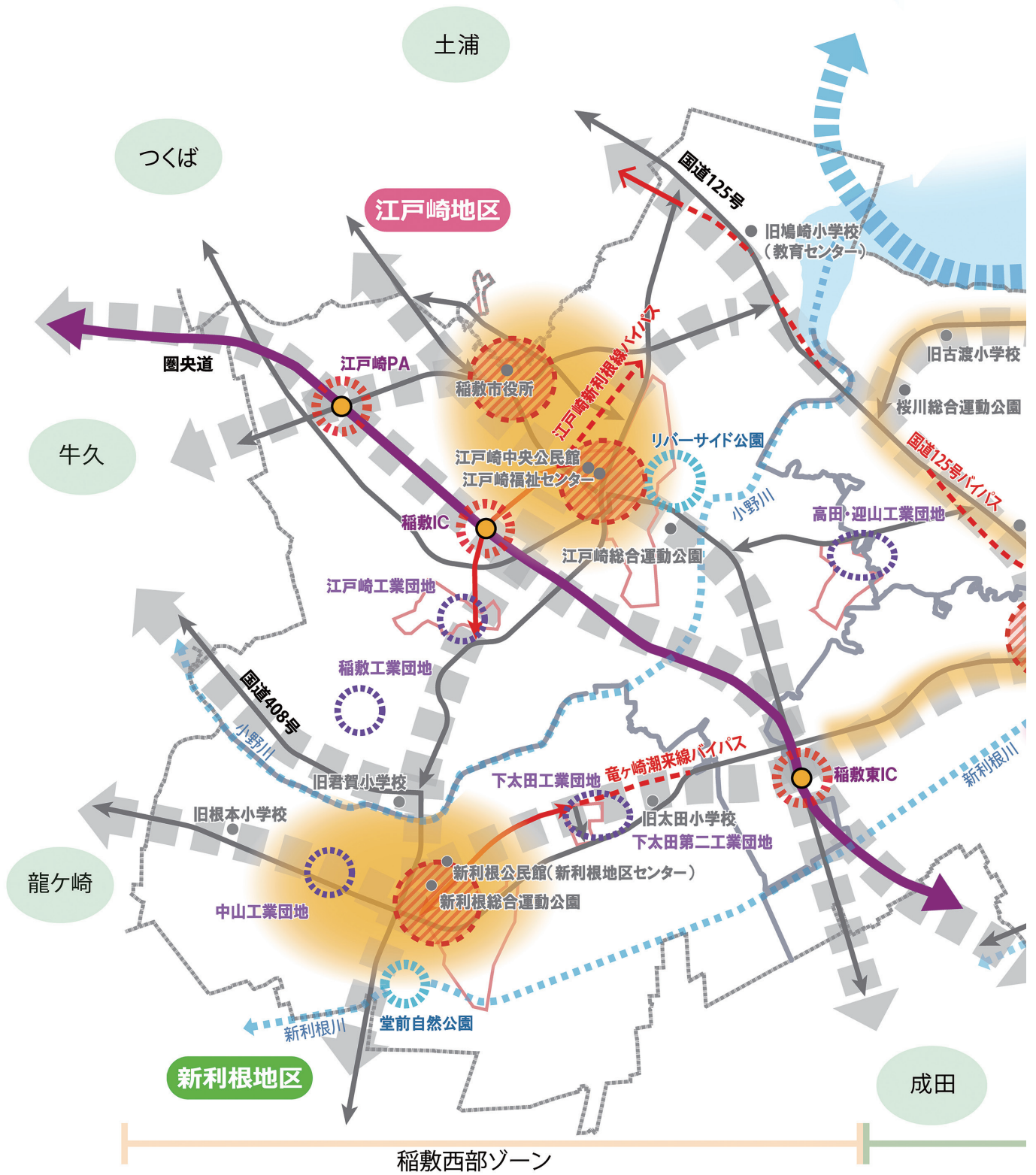
今後実現化を目指す土地利用

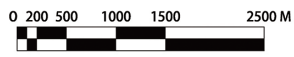
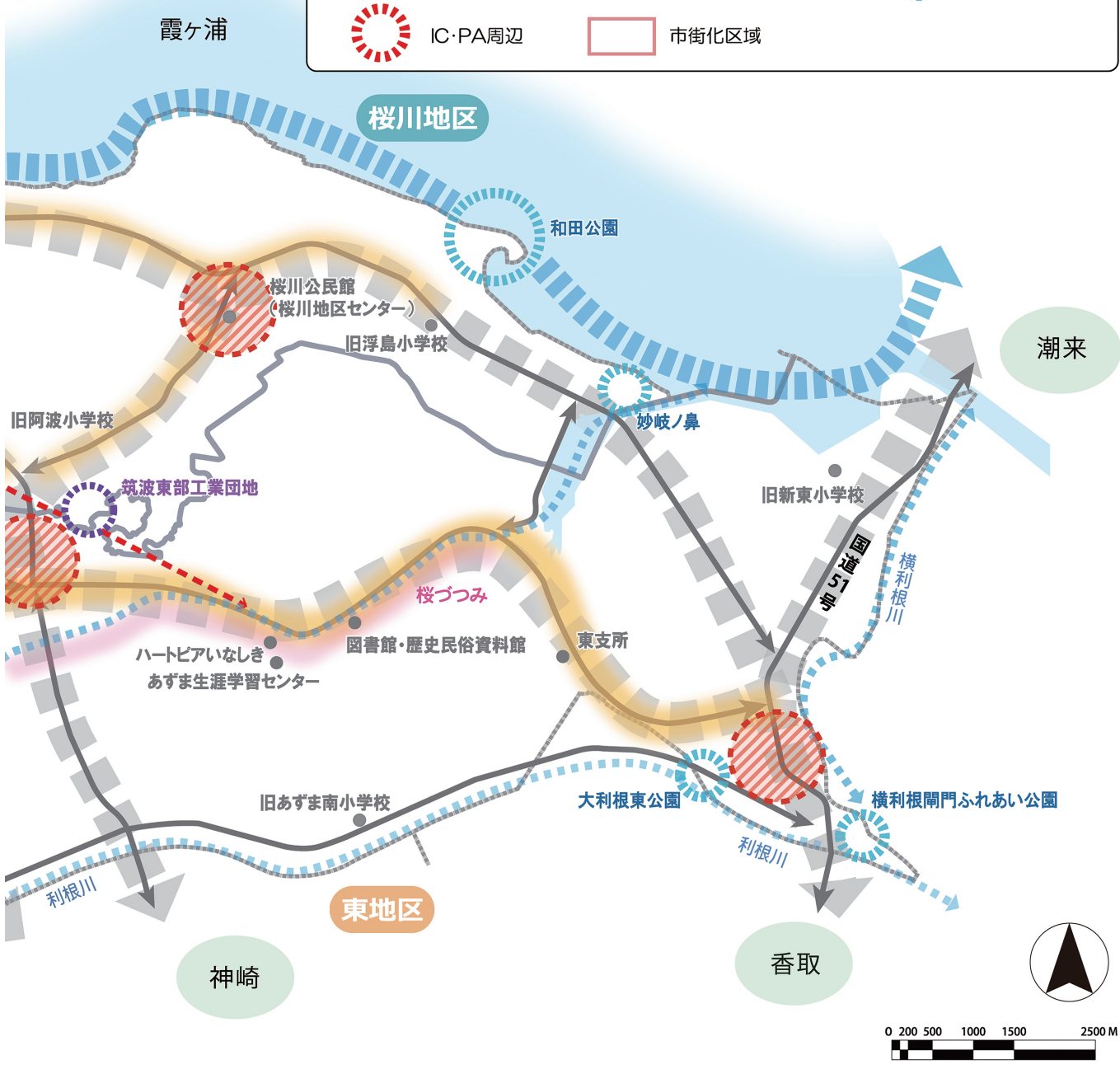
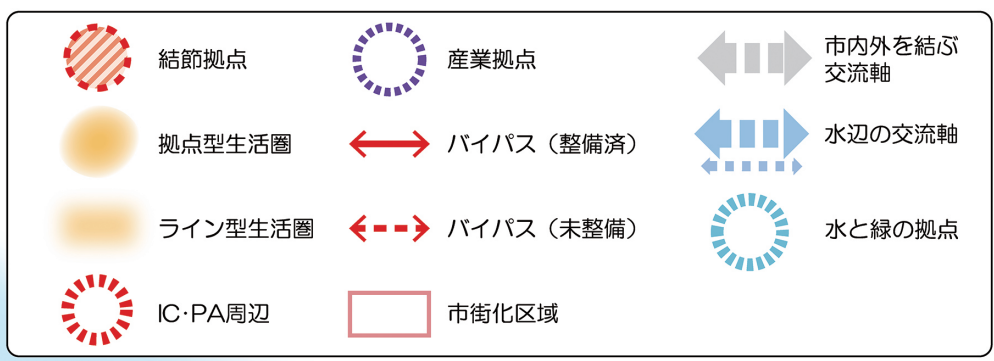
○「結節拠点」をハブとしたネットワークの強化

○稲敷西部ゾーンでの「拠点型生活圏」の形成

○稲敷東部ゾーンでの「ライン型生活圏」の形成

■ 土地利用構想図



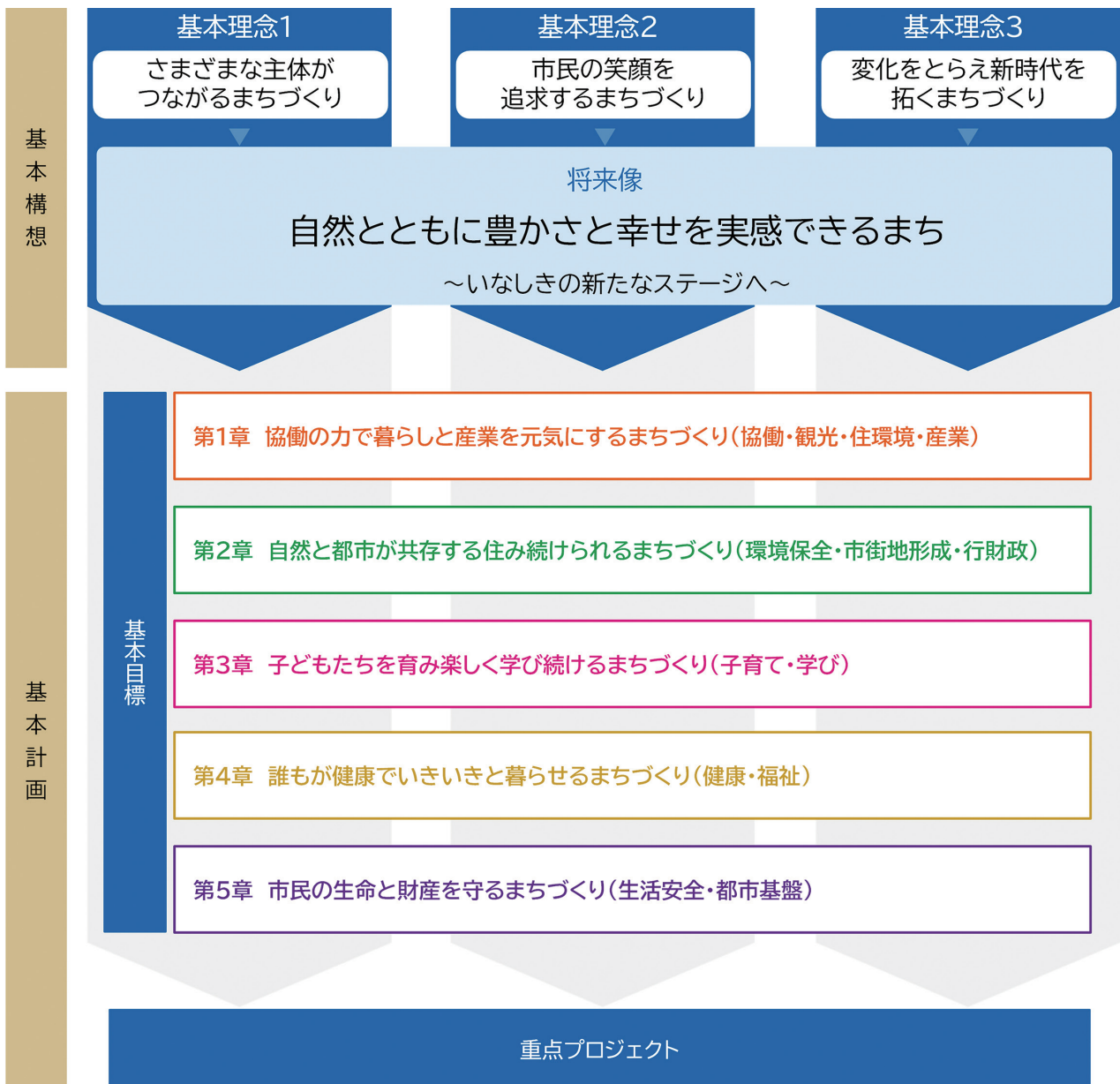


稲敷東部ゾーン

第4部 施策の大綱

施策の展開にあたっては、基本理念に基づき、市民生活を支える施策を体系的に整理します。これまで培ってきた市民協働を礎として、さらに広く、深く、さまざまな主体を繋げ、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるとともに、市民生活の充実に寄与するさまざまな施策において、市民一人ひとりの笑顔を引き出すまちづくりに取り組みます。さらに、多様化・高度化する市民ニーズ、少子高齢化などによる社会情勢の変化に応え、将来を見据えた持続可能な行財政運営に裏打ちされた市民サービスの向上に取り組みます。

また、基本計画の推進にあたって、特に重点的・横断的に取り組むべき内容を重点プロジェクトとして整理します。



基本目標

1. 協働の力で暮らしと産業を元気にするまちづくり

まちづくりに関わるすべての人が、稲敷市への愛着と誇りを持って成長・発展していけるよう、意識醸成、担い手づくり、情報発信に市が一丸となって取り組みます。また、空き家の活用や移住・定住促進に向けた適切な情報発信など、人口減少対策に資する取組を進めるとともに、快適で幸せを感じることができる質の高い住環境の形成、暮らしを支える地域産業の振興、シティプロモーション*の推進など、協働の力を生かして住みたいと思われるまちづくりに取り組みます。

2. 自然と都市が共存する住み続けられるまちづくり

かけがえのない地域資源を次世代につなぎ、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、計画的な市街地の形成、連携、交通ネットワークの充実を図り、美しく豊かな自然環境と共存するまちづくりを進めます。また、効果的・効率的な行政サービスの提供に欠かせない自治体DX*の推進に取り組みとともに、公共施設の適正化、多角的な財源の確保などを推進し、将来にわたって安定的かつ発展的な行財政運営を進めます。

3. 子どもたちを育み楽しく学び続けるまちづくり

出産や子育てをしやすい環境をつくり、子どもたちの健やかな育ちと学びを支え、社会全体でまちの未来を担う人づくりに取り組みます。稲敷市のすべての子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、家庭、地域、学校などの連携・協働のもと、子育て・教育環境の充実を目指します。また、子どもから大人までのすべての市民が生涯にわたって学び、成長し、豊かな暮らしを実現することのできるまちづくりを進めます。

4. 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

誰もが地域の中で安心して、いきいきと暮らし続けることができるよう、多様な価値観や考え方を互いに認め合い、すべての市民が笑顔で暮らせるまちの実現を目指します。また、医療や保健、福祉の連携と充実を図り、市民の生活を包括的に支援する体制づくりに取り組みます。子どもから高齢者までのあらゆる世代が、健やかに心豊かに暮らせるよう、主体的な健康づくりを支援するとともに、地域で必要な医療を受けることができる体制づくりに取り組み、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

5. 市民の生命と財産を守るまちづくり

市民を取り巻くさまざまな災害や危機に対応するため、市民と行政がそれぞれの力を生かして地域防災・消防や交通安全、防犯対策などに取り組み、安心・安全を感じながら暮らせるまちづくりを進めます。また、上下水道など衛生的な生活環境のための都市基盤を維持し、快適で利便性を感じられる住環境の実現を目指します。

第1部 重点プロジェクト

- (1) 重点プロジェクトの考え方
- (2) 重点プロジェクトの成果目標
- (3) 重点プロジェクト

重点プロジェクト1 まちづくり・情報共有プロジェクト

重点プロジェクト2 移住・定住プロジェクト

重点プロジェクト3 雇用・産業プロジェクト

重点プロジェクト4 子育て支援・教育プロジェクト

重点プロジェクト5 行政改革プロジェクト

第2部 基本計画（政策別計画）

- (1) 計画の体系
- (2) 政策別計画

第1章 協働の力で暮らしと産業を元気にするまちづくり

第2章 自然と都市が共存する住み続けられるまちづくり

第3章 子どもたちを育み楽しく学び続けるまちづくり

第4章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

第5章 市民の生命と財産を守るまちづくり

第3部 稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略及び 第5次稲敷市行政改革大綱

- (1) 第3次稲敷市総合計画との関係の整理
- (2) 稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略
- (3) 第5次稲敷市行政改革大綱

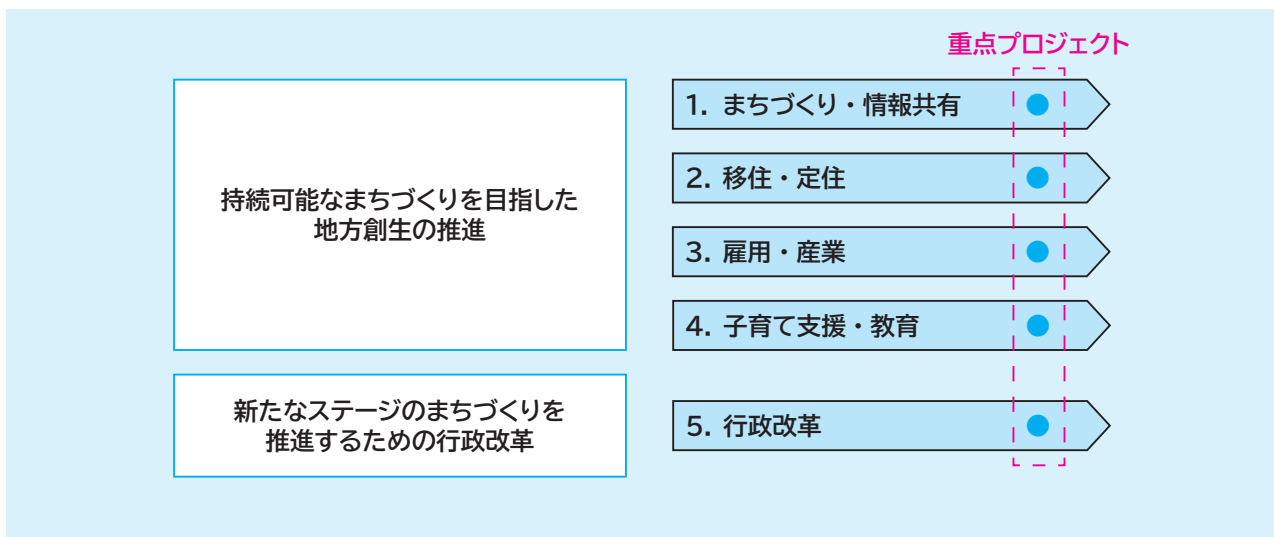
第1部 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの考え方

「重点プロジェクト」は、計画期間を通して重点的・横断的に推進すべき取組を定め、総合計画を効果的に推進していくことを目的に設定するものです。

人口減少や少子高齢化が避けられない状況の中で、将来像の実現に向けて、実効性の高い取組の推進とともに、時代の変化に対応した柔軟な行財政運営が必要です。

「第3次稲敷市総合計画前期基本計画」の期間である令和6年度～9年度の間においては、「持続可能なまちづくりを目指した地方創生の推進」と、それを支える「新たなステージのまちづくりを推進するための行政改革」を2つの柱として設定します。そして「まちづくり・情報共有」、「移住・定住」、「雇用・産業」、「子育て支援・教育」、「行政改革」の5つの取組を重点プロジェクトとして位置づけ、それぞれの目指す姿の実現に向け、事業実施または準備着手や協議開始に取り組むものとしします。



(2) 重点プロジェクトの成果目標

重点プロジェクトの推進においては、下記の成果目標を設定し、各プロジェクトの取組を着実に実行することで、目指す姿の実現を図ります。

■幸福な暮らしの実現

項目	実績値	目標値 (令和9年度)
「住み続けたい」と感じている市民の割合	38.7% (令和3年度)	54.0%

■人口減少対策への効果

項目	実績値	目標値 (令和9年度)
合計特殊出生率(5か年平均) [※]	0.99 [※] (平成30～令和4年度)	1.20
社会増減数(転入者数－転出者数)	-201人 (令和4年度)	-100人

■各プロジェクトの取組の推進

項目	実績値	目標値 (令和9年度)
「市民協働・コミュニティ」に対する市民の満足度	17.3% (令和3年度)	30.0%
「情報発信」に対する市民の満足度	28.8% (令和3年度)	50.0%
「住環境」に対する市民の満足度	20.6% (令和3年度)	40.0%
「商業・工業・観光」に対する市民の満足度	15.2% (令和3年度)	30.0%
「子育て支援」に対する市民の満足度	32.9% (令和3年度)	40.0%
「学校教育」に対する市民の満足度	29.7% (令和3年度)	40.0%
「効率的な行政運営」に対する市民の満足度	17.4% (令和3年度)	30.0%

※合計特殊出生率（独自算出）：人口動態調査（厚生労働省）、常住人口調査（茨城県）に基づき算出した期間合計特殊出生率の平均値

重点プロジェクト1

まちづくり・情報共有プロジェクト

本市のまちづくりの課題は、市民の本市への関心等が希薄であることです。これは、まちへの期待が低下しているとともに、市民の多くが地域の魅力ある資源をあたりまえのものと認識しているためと考えられます。地域への関心を持ち、まちへの評価を高めることは、そこに住む人の幸福感を高めることにも繋がります。そのため、地域に根付いた生活拠点の形成や広域的な交流機会の拡大による賑わいづくりと併せて、市民の地域に対する関心や愛着を醸成することに繋がる情報共有や市内外へのプロモーションを展開します。

取組方針

取組① 行政、市民、企業等との連携によるまちづくりの推進

市民の幸福感や満足感に繋がるまちづくりを推進していくためには、本市に関わる人や企業のつながりを強め、本格的な協働のまちづくりを進めていく必要があります。そのため、行政だけでなく、市民や企業等との情報の共有化をはじめ、産・官・学・民の連携による新たなステージのまちづくりを積極的に推進します。

取組② 地域への愛着を育むプロモーションの展開

市民の地域に対する愛着や評価を高めるためには、地域資源を知り、関心を持ってもらうことが重要と考えられます。そのため、稲敷市の魅力や資源についての情報発信を強化し、まちづくりと連動した市民へのプロモーションを展開することで、多くの市民に郷土愛を持ってもらえるまちづくりを推進します。

取組③ 観光・交流の拡大による賑わいある地域の再生

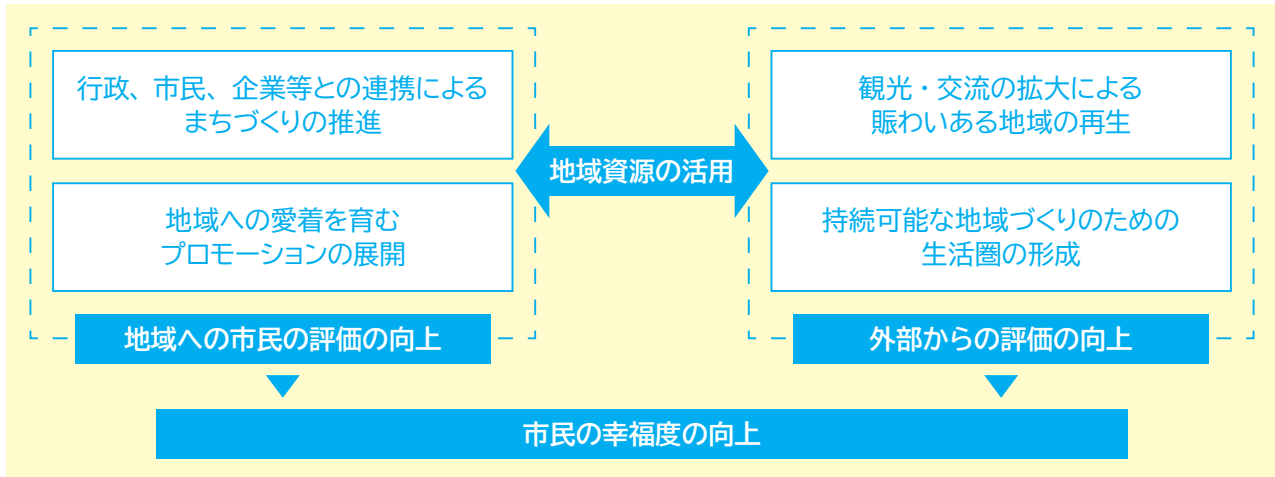
人口減少・少子高齢化が進展する中で、地方の活力を維持・創出していくためには、観光・交流の拡大による地域づくりが必要ですが、観光地としての基盤が脆弱であることが本市の課題です。そのため、周辺市町村や、市民や企業等との連携により、霞ヶ浦等の地域資源を生かした賑わいある地域づくりを推進します。また、成田空港を拠点としたインバウンド*を対象とした観光・交流の拡大を推進します。

取組④ 持続可能な地域づくりのための生活圏の形成

本市は広い市域の中に市街地や集落が点在しています。今後、さらに人口減少が進むことにより、現在受けることができている市民サービスの存続が危ぶまれるばかりか、地域での生活自体が難しくなってくることも懸念されます。そのため、土地利用をはじめとして、生活拠点や公共施設、また、それらを繋ぐネットワークのあり方などを見直し、持続可能な地域となるための生活圏やライフスタイルの形成を図ります。

プロジェクトが目指す姿
地域の魅力を共有し、みんなで幸せを実感できるまちをつくります

◆プロジェクトの効果イメージ



■：取組により想定される効果

◆具体的な取組内容

取組方針	具体的な取組内容	対応する基本計画の取組 [※]
行政、市民、企業等との連携によるまちづくりの推進	● 「(仮称)稲敷市桜と人と水辺の回廊」の整備・運営	1-2-2-⑤ P.41
	● 民間企業との連携による生活拠点の形成	1-1-1-② P.38
	● 未活用の公共施設跡地等を生かした地域活性化の推進	2-2-1-④ P.52
	● 持続可能なコミュニティづくりのための横断的連携の強化	1-1-1-③ P.38
	● 「持続可能な地域づくりシンポジウム」の開催	1-1-2-③ P.39
地域への愛着を育むプロモーションの展開	● 市民に向けた地方創生等の情報発信の強化	1-2-1-① P.40
	● 豊かな特産品等を使用した創作料理等の開発と提供の推進	1-4-4-② P.45
	● 官民連携での特産品開発によるシティプロモーション*の展開	1-4-4-④ P.45
観光・交流の拡大による賑わいある地域の再生	● 広域サイクリングロードと連携した賑わいあるまちづくりの推進	1-2-3-① P.41
	● 和田公園のリニューアルによる霞ヶ浦の交流拠点の強化	1-3-3-② P.43
	● 地域資源を生かした観光・交流の拡大による賑わいの創出	1-2-2-① P.41
持続可能な地域づくりのための生活圏の形成	● 持続可能な公共サービスのあり方を踏まえた公共施設の再編	2-4-2-① P.57
	● 都市計画マスタープランの見直しによる土地利用の転換	2-2-1-④ P.52
	● 人口減少・少子高齢化に対応した交通ネットワークの形成	2-2-6-① P.53

※対応する基本計画の取組：基本計画(政策別計画)の中で、重点プロジェクトの具体的な取組内容に対応する取組を示しています。左から「章」-「施策」-「取組」-「取組内容」の番号を表します。

重点プロジェクト2

移住・定住プロジェクト

本市では、他自治体に先駆けて2015（平成27）年10月に稲敷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略である「いなしきに住みたくなっちゃう♥プラン」を策定し、重点的に人口減少対策に取り組んできましたが、人口の流出に歯止めをかけるまでには至りませんでした。これまでの人口減少対策における課題として、移住・定住の受け皿となる住宅の質的な魅力や量的な整備が不足していることが挙げられます。そのため、住宅と住宅用地の双方の供給を強化するとともに、移住・定住者に向けてターゲットを絞ったプロモーションを展開します。

取組方針

取組① 新たなステージの空き家対策・空き家利活用の推進

人口減少に伴って空き家は年々増えており、本市への移住・定住を促進するための利活用が望まれます。そのため、既存の空き家バンク*制度の強化を図るとともに、従来の空き家対策に加え、効果的な調査・分析に基づく新たなステージでの空き家対策・空き家利活用を推進します。

取組② 周辺環境を生かした子育て家族向け住宅整備の推進

本市は民間住宅等の供給が脆弱なこともあり、子育て世帯の流出が顕著であるだけでなく、子育て世帯の移住も非常に限定的でした。そのため、未活用の公共用地を利活用し、周辺の良い環境や魅力を取り入れた若い世代のニーズに対応した子育て家族向け住宅の整備を推進します。

取組③ 遊休市有地を活用した住宅用地の分譲

移住・定住の受け皿となる住宅や住宅用地の提供を図るため、先の「空き家の利活用」や「子育て家族向け住宅の整備」と合わせて、周辺の住環境を生かしながら、遊休市有地を活用した住宅用地の分譲を積極的に展開します。

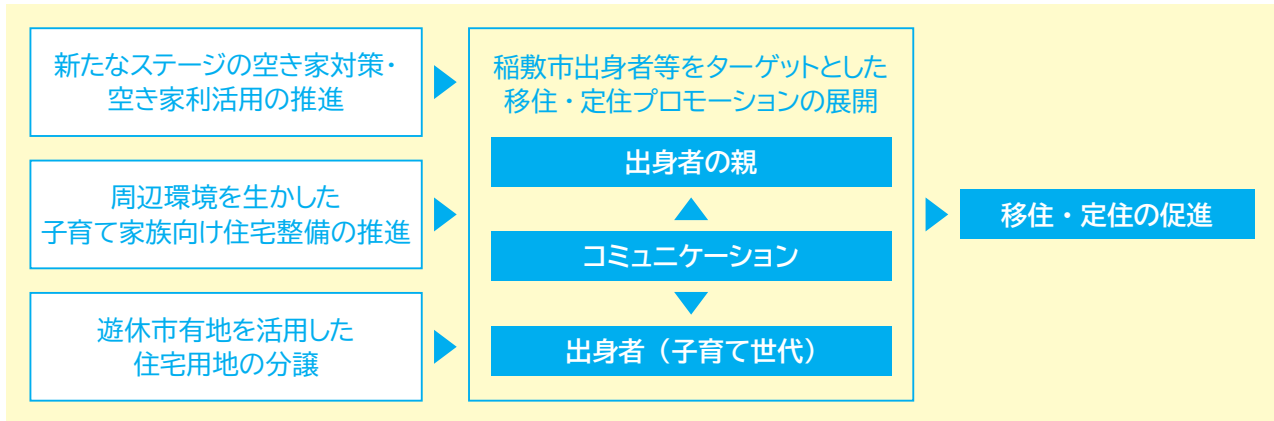
取組④ 稲敷市出身者等をターゲットとした移住・定住プロモーションの展開

移住・定住者の多くは、本市出身者であるなど、本市との縁がある方です。そのため、本市出身者等をターゲットの中心に据え、帰省時期に合わせて移住・定住情報を提供するなど、効果的な情報発信を行うとともに、本市と繋がりが続けられるようにSNS等を有効活用することで、移住・定住を促進するためのプロモーションを展開します。

プロジェクトが目指す姿

「住みたい」を実現させる住環境で笑顔があふれる暮らしをつくります

◆プロジェクトの効果イメージ



■ : 取組により想定される効果

◆具体的な取組内容

取組方針	具体的な取組内容	対応する 基本計画の取組
新たなステージの空き家対策・空き家利活用の推進		
	● 専門家・専門機関等との連携による空き家対策・利活用の強化	1-3-2-① P.43
	● 専門部署の設置等も視野に入れた空き家対策・利活用の推進	1-3-2-① P.43
	● 市民や企業等との情報共有など地域で取り組む空き家対策	1-3-2-① P.43
周辺環境を生かした子育て家族向け住宅整備の推進		
	● 市街地の利便性を生かした子育て家族向け住宅整備の推進	1-3-1-④ P.42
	● 子育て家族向け住宅整備に合わせたプロモーションの展開	1-3-1-① P.42
	● 定住前の体験移住や定住後のコミュニティづくりなどの支援	1-3-1-① P.42
遊休市有地を活用した住宅用地の分譲		
	● 遊休市有地を活用した住宅用地の創出	1-3-2-② P.43
	● 民間等との連携による住宅用地の販売促進	1-3-2-③ P.43
稲敷市出身者等をターゲットとした移住・定住プロモーションの展開		
	● 帰省時期に合わせた移住・定住情報の提供	1-3-1-⑤ P.42
	● 市外に転出した稲敷市出身者などと繋がる手段の創出	1-3-1-⑥ P.42

重点プロジェクト3

雇用・産業プロジェクト

雇用の拡大・産業の振興は、単なる仕事の創出だけでなく、今後、稲敷市が潤いと活気のある持続可能な地域として存続・発展していくために取り組むべき重要な課題です。そのため、より丁寧な雇用と就業のマッチングの仕組みを整えるとともに、開発による新たな機会を見逃さず、地域の個性ある産業の継続や創出を強化することで、稲敷市らしい雇用・産業の活性化を図ります。

取組方針

取組① 市内企業と学生等とのリクルート・コーディネート強化

市内には多くの優良企業が立地していますが、人材確保が課題となっている企業も少なくない状況です。そのため、市内企業のリクルート情報と学生等の就職ニーズをマッチングするためのコーディネートを行い、市内企業へ就職するきっかけづくりを推進します。

取組② 自分らしい働き方を実現・継続する創業支援強化

あらゆる世代の人が自分らしく活躍できる機会や場所を創り出していくことは、住み続けていきたいと思えるまち、活力あるまちの実現に繋がります。そのため、さまざまな働き方を実現する創業支援のさらなる強化を図ります。

取組③ 地域で愛されている企業等の承継等の支援

地域で愛されている企業等は、地域が存続するうえで大切な存在です。しかしながら、近年、このような企業・店舗等の閉店が相次いでいます。そのため、地域の店舗や地域の味を存続させること、復活させることを支援し、単なる経済活動の承継だけでなく、市民に愛される持続可能な地域づくりを推進します。

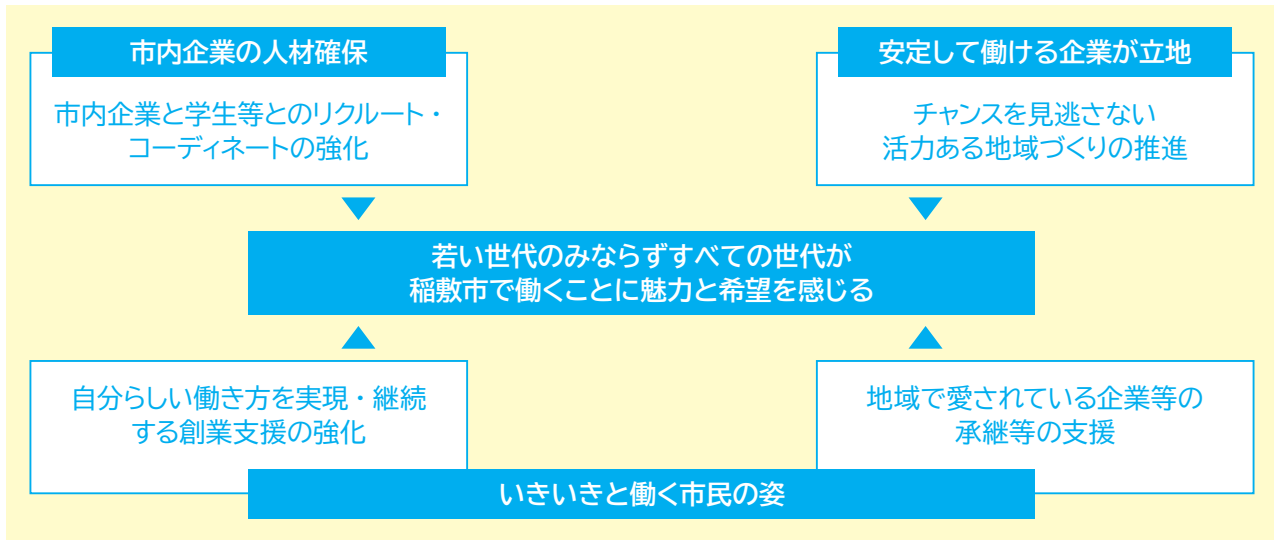
取組④ チャンスを見逃さない活力ある地域づくりの推進

2026（令和8）年度を目指した圏央道の4車線化、また、国道125号バイパスの整備などが進んでいます。そのため、物流の活性化を契機とした産業・経済の競争力強化、交流機会の拡大、さらにはバイパス周辺の開発による経済波及効果が期待されます。これらの効果は、それに伴う雇用の創出や地域への定住人口の増加にも繋がります。国や県及び民間の開発の動向を生かした施策を展開し、活力ある産業・観光・地域づくりを推進します。

プロジェクトが目指す姿

多様な働き方で地域を支える産業が息づく活力をつくります

◆プロジェクトの効果イメージ



■ : 取組により想定される効果

◆具体的な取組内容

取組方針	具体的な取組内容	対応する基本計画の取組
市内企業と学生等とのリクルート・コーディネート強化	● 市内企業による合同就職説明会の開催	1-5-4-① P.47
	● 市外へ進学した学生等へ保護者を介したリクルート情報の発信	1-5-4-① P.47
	● IC周辺整備や工業団地開発による新たな雇用の場の創出	1-5-1-② P.46
	自分らしい働き方を実現・継続する創業支援強化	
自分らしい働き方を実現・継続する創業支援強化	● 新たな加算制度による「市民のための創業支援」の強化	1-5-2-① P.46
	● 金融機関との連携による創業時の経済支援や経営サポート等の促進	1-5-2-② P.46
	● 自分らしい働き方をしている創業者の情報発信による制度PR	1-5-2-② P.46
地域で愛されている企業等の承継等の支援	● 「地域おこし協力隊」制度を活用した事業承継の推進	1-5-2-③ P.46
	● 「市民のための創業支援」制度と連携した事業承継の推進	1-5-2-③ P.46
	● 新たな事業承継システムの構築	1-5-2-③ P.46
	チャンスを見逃さない活力ある地域づくりの推進	
チャンスを見逃さない活力ある地域づくりの推進	● 圏央道IC周辺の開発による産業活性化の推進	2-2-1-③ P.52
	● 圏央道4車線化と連携した農業等の高度化の推進	1-5-1-① P.46
	● 国県道のバイパス化に伴う沿道開発の促進	2-2-1-③ P.52

重点プロジェクト4

子育て支援・教育プロジェクト

本市の子どもたちは、市外へ進学・就職する割合が高くなっており、その結果、地域への関心が薄れて、生活の場を市外に移す傾向がうかがえます。そのため、郷土への思いの醸成を図りながら、稲敷市らしい学び・教育の充実と高校生等への支援の拡大を図ることで、成長過程で本市とのつながりが途切れることのない子育て支援・教育を展開します。

取組方針

取組① 安心して産み育てられる環境づくり

妊娠、出産、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる場があることで、これから親になる世代の安心感を高めていくことができます。そのため、これまで実施してきた相談窓口の周知を徹底するなど、市が丸となって妊娠、出産、子育てに関する支援に取り組み、地域社会で子育てを担っていく体制づくりを進めます。

取組② 多様な体験を通じた郷土への思いの醸成

学力向上を目的とした教育が求められる一方で、社会性や協調性ととともに、豊かな心を育むことの重要性は高まっています。そのため、地域の歴史や自然、産業、まちづくりについての学び、部活動の地域移行などを通じた多世代のきずなづくりの機会を確保・拡大し、郷土への親しみと愛着を育む場の充実を推進します。

取組③ 地域で夢が広がる学び・教育の充実

本市に近接して、筑波研究学園都市や成田国際空港をはじめとした、グローバルな雇用の場が存在しており、生きた語学学習を充実させていくのに有利な環境といえます。そのため、企業との連携体制を構築し、世界の公用語の一つである英語の教育を強化することで、学力全体の向上の契機とし、子どもたちが将来に夢を持てる、稲敷市らしい学びの場の充実を図ります。

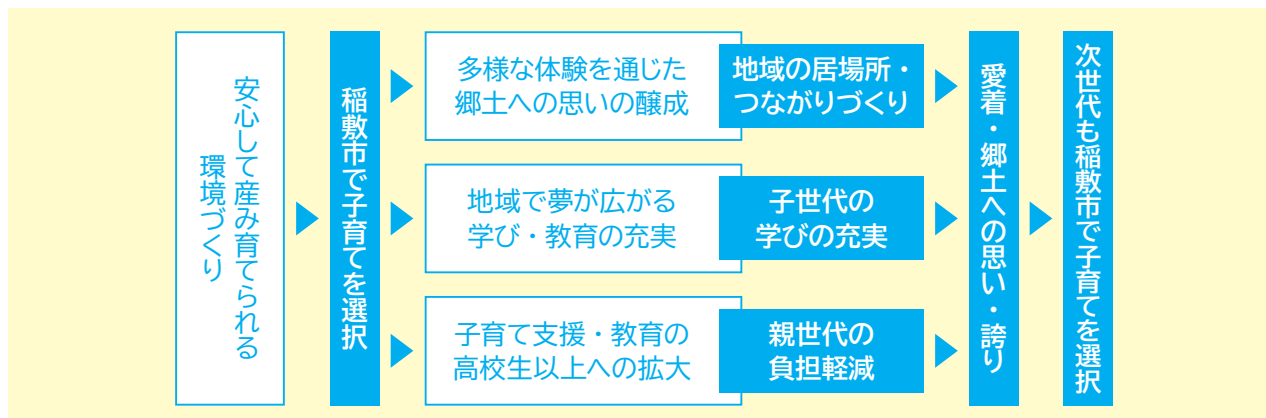
取組④ 子育て支援・教育の高校生以上への拡大

市民アンケート調査では「子育て支援」に対する満足度が高い一方で、ヒアリング調査等では高校・大学等の進学における支援を望む声が多く聞かれます。これまでは中学生までとじていた各種支援の拡大や、高校生以上の子育て支援への取組を積極的に検討し、すべての子どもたちの成長をトータルで支える子育て支援を推進します。

プロジェクトが目指す姿

未来に繋がる学びで郷土への思いと誇りに満ちた人をつくります

◆プロジェクトの効果イメージ



■ : 取組により想定される効果

◆具体的な取組内容

取組方針	具体的な取組内容	対応する基本計画の取組
安心して産み育てられる環境づくり	● 妊娠、出産、子育てまでの総合的な相談体制づくり	3-1-2-⑤ P.61
	● 子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの充実	3-1-2-② P.61
多様な体験を通じた郷土への思いの醸成	● 食育の推進とそのPRによる郷土愛の醸成	3-2-4-③ P.63
	● 行政、市民、企業等による地域を知る学習の推進	3-2-3-④ P.63
	● 中学校部活動の地域移行の推進	3-2-4-⑤ P.63
	● 子どもを対象とした体験学習等の充実	3-3-1-⑤ P.64
地域で夢が広がる学び・教育の充実	● 英検(英語検定試験)の経済的な支援	3-3-1-② P.64
	● 民間導入による英検対策講座の開催	3-3-1-② P.64
	● 英語と触れ合う多様な機会の創出	3-3-1-③ P.64
	● 成田国際空港と連携した「航空業界学習」の強化	3-3-1-④ P.64
子育て支援・教育の高校生以上への拡大	● 英検・TOEIC*等の支援対象者の拡大	3-3-1-② P.64
	● 高等教育等における新たな奨学金制度等の創設	3-3-2-④ P.65
	● 東京方面の通学支援を目的とした高速バスの再編・導入	2-2-6-③ P.53
	● まちづくりやボランティアを介した学生等とのつながりづくり	1-1-2-② P.39

重点プロジェクト5

行政改革プロジェクト

新たなステージのまちづくりを推進していくためには、新たな投資を可能にする行財政基盤の再構築とともに、その原動力となる行政組織や職員のパフォーマンスを高める取組も必要です。そのため、歳出入の改革による持続可能な財政基盤の構築をはじめ、職員の働き方改革によるサービスの質的向上と、新たな人事制度の設計も含めた行政改革により、本格的な協働のまちづくりに取り組みます。

取組方針

取組① 協働のまちづくりを推進するための環境づくり

稲敷市では今回、新たなステージのまちづくりを推進するため、「協働のまちづくり」を中心に据えて取り組もうとしています。そのため、職員が地域や企業等と一緒に地域に貢献することのできる制度を導入し、本格的な協働のまちづくりのための環境づくりに取り組みます。

また、子育て支援をはじめとする地方創生が着実に推進されるよう、各取組をマネジメントする庁内体制の強化を図ります。

取組② 行政サービスの最適化による職員の働き方改革の推進

合併以来、国や県からの権限移譲により事務事業が増加の一途を辿っていると同時に、行政サービスの高度化・多様化により、事務事業や業務手続きは増え続けており、従来での体制では、地域課題の解決に向けた新たな取組への挑戦や専門性の高い人材の確保・育成が難しい状況です。そのため、DX*による新たな技術を積極的に活用し、職員の働き方改革を推進していくことが必要です。業務量の削減を図りながら行政サービスの適正化を進めることで、職員や組織のパフォーマンスを高める行政改革に取り組みます。

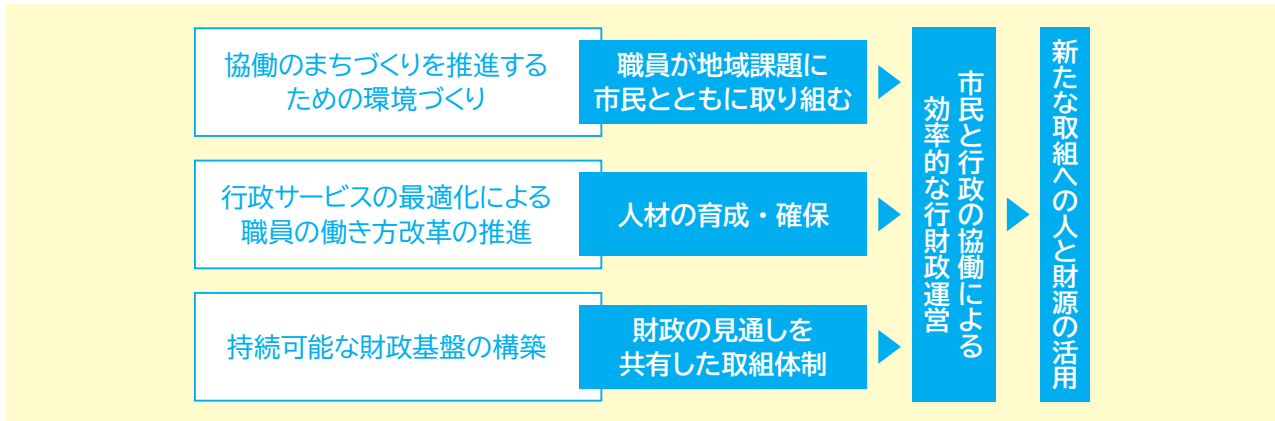
取組③ 持続可能な財政基盤の構築

新たなステージのまちづくりを推進するためには、新たな投資を行うための財源が必要となります。そのため、市の財政状況について市民等と共有しながら、これまで蓄積されたデータを活用した歳出削減、ふるさと納税やクラウドファンディング*などの新たな財源による歳入拡大について、課題を見極めながら改善策を検討し、財政運営の基本的な基盤づくりを進めます。

プロジェクトが目指す姿

「ヒト・モノ・カネ」を改革し、新たな取組に挑戦する仕組みをつくります

◆プロジェクトの効果イメージ



■ : 取組により想定される効果

◆具体的な取組内容

取組方針	具体的な取組内容	対応する 基本計画の取組
協働のまちづくりを推進するための環境づくり		
	● 大学・研究機関や企業等の協力・支援による行政課題への対応	1-1-1-② P.38
	● 「(仮称)稲敷市地域貢献活動応援制度」の創設	2-4-4-③ P.57
	● 協働のまちづくりなどを促進するための組織機構の見直し検討	2-4-4-③ P.57
	● 地方創生を推進するための庁内マネジメント体制づくり	2-4-1-③ P.56
行政サービスの最適化による職員の働き方改革の推進		
	● 業務手法の見直しによる事務量の軽減化	2-4-1-④ P.56
	● 公民連携による行政サービスの質的向上と業務効率化の推進	2-4-1-④ P.56
	● 職員の適正な定員管理	2-4-4-② P.57
	● フレックスタイム*やテレワーク*等の導入	2-4-4-③ P.57
持続可能な財政基盤の構築		
	● 公民連携を見据えた公共施設使用料の適正化とサービスの見直し	2-4-2-① P.57
	● ふるさと納税の拡大やクラウドファンディングの導入による財源確保	2-4-3-① P.57
	● 市の財政状況の公表による情報の共有化	2-4-1-① P.56

第2部 基本計画（政策別計画）

(1) 施策の体系

基本計画の施策の体系を以下のように定めています。

章	施策	取組	コード
第1章 協働の力で暮らしと産業を元気にするまちづくり	1 みんなで取り組む協働の地域づくり・社会づくり	1 情報の共有と参画の推進	1-1-1
		2 意識醸成と担い手づくり	1-1-2
		3 広報活動・情報公開の充実	1-1-3
		4 広聴活動の拡充	1-1-4
		5 ボランティア・NPO等への活動支援	1-1-5
	2 地域資源を生かした魅力ある地域づくりの推進	1 シティプロモーションの推進	1-2-1
		2 観光まちづくりの推進と充実	1-2-2
		3 サイクルツーリズムの推進	1-2-3
	3 選んでもらえる戦略的な住環境の整備	1 移住・定住促進に向けた支援	1-3-1
		2 空き家・空き地を活用した住環境の整備	1-3-2
		3 公園・緑地の整備推進	1-3-3
		4 公園の適正な維持管理	1-3-4
	4 豊かな農地の保全と元気で明るい農業の振興	1 農地の保全・整備と活用	1-4-1
		2 多様な担い手の育成・確保	1-4-2
		3 食料の生産性の向上と安定供給	1-4-3
		4 食を軸とした地域づくり	1-4-4
		5 環境にやさしい農業の育成	1-4-5
	5 まちづくりと連携した商業・工業の振興	1 企業誘致の推進	1-5-1
		2 起業・創業・継業の支援	1-5-2
		3 商工業活性化の推進	1-5-3
4 求職者への情報発信の充実		1-5-4	
第2章 自然と都市が共存する住み続けられるまちづくり	1 自然環境の保全と循環型社会の構築	1 水辺、樹林地、里山の保全	2-1-1
		2 環境にやさしいまちづくり	2-1-2
		3 ごみの減量化・リサイクル活動の推進	2-1-3
		4 新エネルギー施策の推進	2-1-4
		5 霞ヶ浦・河川の水質浄化対策	2-1-5
	2 まちに活力をもたらす計画的な市街地の形成	1 計画的・適正な都市的土地利用の推進	2-2-1
		2 自然的土地利用の保全と活用	2-2-2
		3 地籍調査の推進	2-2-3
		4 幹線道路の整備・管理	2-2-4
		5 生活道路の安全確保	2-2-5
		6 公共交通の充実	2-2-6
	3 便利で快適な暮らしを実現するDXの推進	1 市民・地域の視点に立った行政サービスの向上	2-3-1
		2 持続可能な行政運営のためのデジタル改革	2-3-2
		3 デジタル化を支える基盤の整備	2-3-3
		4 地域DXの推進による持続可能な地域づくり	2-3-4
	4 持続可能な行政運営	1 透明性の高い行政経営基盤の確立	2-4-1
		2 公共施設の適正配置と不要財産の有効活用	2-4-2
		3 自主財源や多角的財源の確保	2-4-3
		4 人事管理と人材の育成	2-4-4
		5 広域行政の推進	2-4-5

章	施策	取組	コード	
第2章 子どもたちを育み楽しく学び続けるまちづくり	1 地域と連携した教育・保育の推進	1 総合的な子育て支援の充実	3-1-1	
		2 地域における子育て支援の充実	3-1-2	
		3 地域に開かれた教育の実現	3-1-3	
		4 健全な青少年育成	3-1-4	
	2 未来を担ういなしきっ子の育成	1 幼児教育の充実	3-2-1	
		2 確かな学力を身に付けた“いなしきっ子”の育成	3-2-2	
		3 豊かな心をもつ“いなしきっ子”の育成	3-2-3	
		4 健やかな体をもつ“いなしきっ子”の育成	3-2-4	
	3 時代の変化に対応した教育環境の充実	1 時代の変化や教育的ニーズに対応した教育の推進	3-3-1	
		2 多様なニーズへの支援と推進	3-3-2	
		3 質の高い教育環境の整備	3-3-3	
		4 指導体制の強化	3-3-4	
	4 市民の学びを支える社会教育の充実	1 社会教育活動の推進	3-4-1	
		2 図書館サービスの充実	3-4-2	
	5 市民が楽しく取り組める生涯スポーツの推進	1 生涯スポーツ・レクリエーションの推進	3-5-1	
		2 スポーツ施設の整備と維持管理	3-5-2	
		3 スポーツ施設の利用向上と広報・啓発活動	3-5-3	
	6 未来に残す地域文化の継承	1 芸術・文化活動の支援と次世代への継承	3-6-1	
		2 文化財保護の推進と利活用	3-6-2	
		3 国際化・国際交流・多文化共生の充実	3-6-3	
	第4章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	1 誰もが平等で対等な社会の形成	1 男女共同参画社会の形成	4-1-1
			2 人権尊重の教育と啓発	4-1-2
			3 人権相談等の充実	4-1-3
			4 権利擁護	4-1-4
2 地域ぐるみの福祉の充実		1 地域福祉推進体制の充実	4-2-1	
		2 地域福祉活動と福祉のまちづくりの推進	4-2-2	
		3 障がい者支援サービスの充実	4-2-3	
		4 自殺対策の強化	4-2-4	
		5 生活困窮者支援体制の充実	4-2-5	
		6 低所得者支援制度の活用	4-2-6	
		7 市営住宅の適正な維持管理・運営	4-2-7	
3 高齢者の総合的な福祉の充実		1 生活支援サービスの充実	4-3-1	
		2 高齢者の生きがいと健康づくり	4-3-2	
		3 介護保険サービスの充実	4-3-3	
		4 地域支援事業の推進	4-3-4	
4 生涯を通じた健康づくりと社会保障の充実		1 母子保健の充実	4-4-1	
		2 市民の健康づくりの支援	4-4-2	
		3 感染症対策の充実	4-4-3	
		4 医療・救急体制の充実	4-4-4	
		5 災害時における医療体制	4-4-5	
		6 医療福祉制度の充実	4-4-6	
		7 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の充実	4-4-7	
		8 国民年金の加入促進	4-4-8	
第5章 市民の生命と財産を守るまちづくり		1 安心・安全をつくる地域防災	1 計画的な地域防災の推進	5-1-1
			2 防災意識の向上	5-1-2
			3 防災訓練の実施と防災協定の締結	5-1-3
			4 災害に強い基盤の確保	5-1-4
			5 学校の防災力強化	5-1-5
	2 命と暮らしを守る消防・交通安全	1 防火意識の普及・啓発	5-2-1	
		2 消防団の活動支援	5-2-2	
		3 交通安全意識の向上と安全な交通環境の充実	5-2-3	
		4 安全な通学環境の確保	5-2-4	
		5 交通安全教育の推進	5-2-5	
		6 地域におけるリーダーの育成	5-2-6	
	3 安心な暮らしを支える生活環境づくり	1 防犯意識の向上と地域防犯環境の改善	5-3-1	
		2 消費生活センターの充実	5-3-2	
		3 消費者リーダーの育成	5-3-3	
		4 不法投棄対策と環境美化の推進	5-3-4	
		5 公害対策	5-3-5	
		6 成田国際空港の騒音対策と機能強化に伴う地域振興	5-3-6	
	4 衛生的な生活環境のための上下水道	1 安全な水の安定供給	5-4-1	
		2 安定した水道事業の運営	5-4-2	
		3 生活排水の適正処理	5-4-3	
4 安定した下水道事業の運営		5-4-4		

第1章

協働の力で暮らしと産業を元気にするまちづくり

1 みんなで取り組む協働の地域づくり・社会づくり



2 地域資源を生かした魅力ある地域づくりの推進



3 選んでもらえる戦略的な住環境の整備



4 豊かな農地の保全と元気で明るい農業の振興



5 まちづくりと連携した商業・工業の振興



第1章
協働の力で暮らしと産業を
元気にするまちづくり

1

みんなで取り組む協働の地域づくり・社会づくり

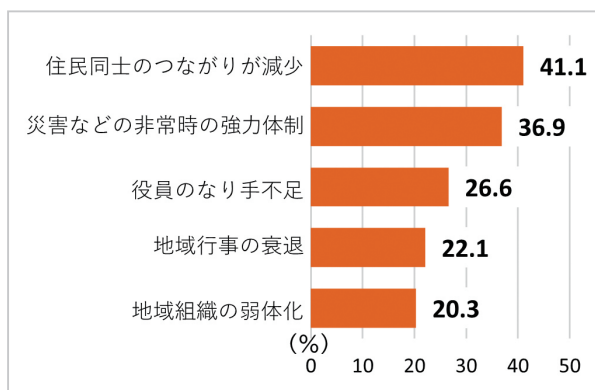


現状と課題

核家族化や生活様式の多様化により、地域のつながりの希薄化が全国的に進行している状況です。本市においても、住民同士のつながりが希薄になっていることが地域課題となっています。一方で、地域コミュニティに対する価値観が多様化しており、深い近隣関係を望まない人も、困ったときに助け合う関係を望んでいる人もいます。対話を通して、それぞれの地域において求められている行政・地域・住民の役割をお互いに共有することで、一人ひとりの関わり方に応じた機会を創出し、意識醸成や担い手づくりに繋げていくことが大切です。

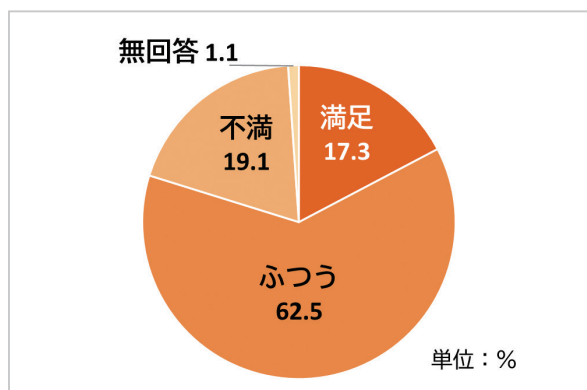
さらに、市民協働、コミュニティの満足度を高めていくため、市民にわかりやすい情報発信、市民の意向を把握する広聴活動、ボランティアなど主体的な活動の支援など、協働のまちづくりを促進する体制の充実も求められます。

気になる地域の課題



資料：社会福祉課

市民協働・コミュニティの満足度



単位：%

資料：企画財政課

取組方針

行政と人、人と人の対話を重視した協働による地域づくりを進めるため、すべての部署において、市民への情報共有、地域活動支援、自治意識の醸成と担い手づくりに貢献する意識を持って取組を進めます。また、わかりやすい情報発信と双方向の広聴活動の充実、ボランティアやNPOなどの市民の自主的な活動の支援を通して、市民のまちづくりへの理解と参加意欲を深め、市民と行政の良好なパートナーシップをつくります。

取組1 情報の共有と参画の推進

企画財政課【①②】/総務課【③】
まちづくり推進課【④】/その他関係各課【③④】

- ① 市民参加やコミュニティ活動を促進するために、全庁的な取組として情報発信・情報の共有化を推進します。

重点

- ② 市民、民間企業、大学等との連携を強化し、それぞれの得意分野を生かして事業を展開することで、活気ある地域づくりを目指します。

重点

- ③ 行政区など地域の生活に根差した団体の連携を促し、その地域の特性に応じた、協働のまちづくりを進めます。

- ④ 市民が安全に、安心してコミュニティ活動ができる環境づくりをサポートし、市民が主体となったコミュニティ活動の取組を促進します。

取組2 意識醸成と担い手づくり

総務課【①】 / 企画財政課【②③】 / 生涯学習課【④】
各公民館【④⑤】 / その他関係各課【①②⑤】

① さまざまな分野のすべての職員が、市民協働の意識を持って業務に取り組むよう、職員研修の充実などにより、協働のまちづくりを担う人材を育成します。

重点 ② 高校生や大学生等がまちづくりやボランティア等の地域活動に関わる機会を創出し、若者と生まれ育った郷土とのつながりづくりを推進します。

重点 ③ シンポジウム等の開催により、市民や企業等のまちづくりへの関心を高め、協働に対する正しい理解とその必要性を行政と共有しながら、まちづくりの担い手を育成します。

④ 公民館を核として地域の特性を生かした人の関わりや文化の伝承を図ることにより、地元愛を醸成し、協働に携わる人材を育成します。

⑤ 市民がいきいきと活動できる機会の創出と活動場所の充実を図り、市民の自主性を育みます。

取組3 広報活動・情報公開の充実

秘書政策課【①②】 / 総務課【③】

① 市民がわかりやすく、いつでも行政情報を得ることができるよう、さまざまな媒体を活用した情報発信に努めます。

② 広報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、市内外へ向けた効果的な広報活動を行います。

③ 行政情報の透明性の確保を図り、市民と行政の信頼関係を向上させるため、関係法令に基づいた適正な情報開示に努めます。

取組4 広聴活動の拡充

企画財政課【①】 / 秘書政策課【②③】
その他関係各課【①～③】

① あらゆる場面で市民の目線や意向を反映できるよう、アンケートやワークショップ等の市民参画を推進します。

② 住民提案制度やパブリックコメントの浸透を図り、市民が気軽に意見・提案ができる機会の充実を図ります。

③ 市長や行政職員と市民が意見交換を行う機会の拡充に努めます。

取組5 ボランティア・NPO等への活動支援

社会福祉課【①】
まちづくり推進課【②】

① 「稲敷市ボランティアセンター」を中心に、ボランティア活動への参加者が活動しやすい体制の充実を図ります。

② 地域の活性化や課題の解決に向け、主体的に取り組むボランティア団体やNPO法人の活動などに対し、必要な支援を行います。

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 情報発信への満足度 (満足・ふつう・不満)	28.8% (R3)	50.0%
2 産官学連携の取組数	1件	3件
3 地域づくりシンポジウム参加者数	100人 (R5)	250人
4 行政と市民等が直接対話する座談会等の参加者数	—	300人

2

地域資源を生かした魅力ある地域づくりの推進

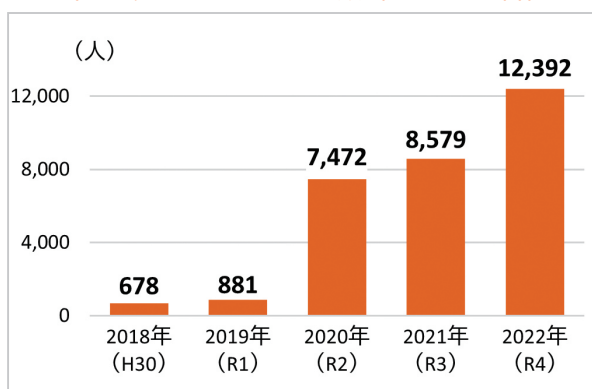


現状と課題

ライフスタイルの多様化や、他の地域の魅力的な情報を容易に取得できるようになったことにより、居住する地域との関わりや愛着の低下が問題となっています。地域に関わる一人ひとりの郷土愛や誇りを育むシティプロモーション*を推進し、地域への関心や愛着を高めていくことが必要です。本市においても、地域の魅力発信に重点的に取り組んでおり、市公式SNSのフォロワー数は2022（令和4）年時点で約12,000人に達しています。

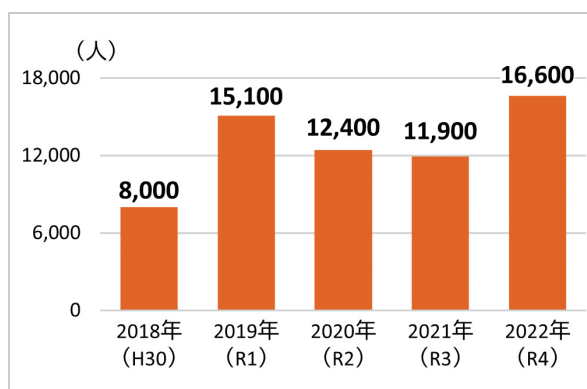
一方で、本市の魅力を市外へ発信する観光まちづくりも大事であり、観光客を呼び込み消費を促し、地域経済に還元することで、地域の魅力を高めていくことに繋がります。さらに、サイクルツーリズムなど、近隣の多様な観光スポットとの相乗効果を図る取組や自治体間連携体制の確立が求められます。

市公式SNSのフォロワー数（全アプリの計）



資料：秘書政策課

サイクリングによる交流人口



資料：まちづくり推進課

取組方針

すべての部署がシティプロモーションに携わる姿勢で、市民のまちへの愛着や誇りの醸成に取り組み、市内外の人に魅力を感じてもらえるまちづくりを進めます。

霞ヶ浦等の豊かな自然環境や歴史的・文化的価値のある観光資源を積極的に活用し、人の流れを生み出す観光まちづくりを推進します。また、関係自治体や民間事業者と連携を図り、ナショナルサイクルルート*を広域的な観光資源として、人の交流を促進する環境の充実を進めます。

取組1 シティプロモーションの推進

秘書政策課【①②】 / まちづくり推進課【③】
その他関係各課【①②】

- 重点**
- ① 本市の魅力を市民が再発見する機会を創出し、市民の地域への愛着と誇りの醸成を図ります。
 - ② 職員一人ひとりが本市のプロモーションを担っているという意識を持ち、SNS等の多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組めます。
 - ③ 地域おこし協力隊制度を活用し、市外の新たな視点から地域資源の発掘や再評価を行い、市のPRに繋げていきます。

取組2 観光まちづくりの推進と充実

まちづくり推進課【①～⑤】
建設課【⑥】

- 重点**
- ① 霞ヶ浦などの豊かな自然環境や歴史的遺産、ふるさと観光大使等を有効に活用した観光イベントの充実を図り、賑わいの創出を図ります。
 - ② 観光協会と連携しながら観光客の受け入れ体制づくりに努め、地域経済に寄与する観光まちづくりを推進します。
 - ③ 映画、テレビ番組、CM等の制作者に対するロケ地の情報提供や撮影支援などを行う「いなしきフィルムコミッション*」の充実を図ります。
 - ④ 成田国際空港に近接する本市の立地環境を生かし、国外に向けた観光情報の発信を強化するなど、外国人観光客の誘客を図ります。
- 重点**
- ⑤ 新利根川沿い等の桜づつみを整備・活用し、地域の魅力向上と郷土愛の醸成を図ります。

取組3 サイクルツーリズムの推進

まちづくり推進課【①②】

- 重点**
- ① 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核として、市内を回遊するサイクリングコースや休憩スポット、交流拠点等を整備し、サイクリング環境の充実を図ります。
 - ② 市民、民間事業者や関係自治体と連携し、サイクリングを通して交流人口の拡大を目指します。

第1章
協働の力で暮らしと産業を
元気にするまちづくり



桜づつみライトアップ



つくば霞ヶ浦りんりんロード

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 「住み続けたい」と感じている市民の割合	38.7% (R3)	54.0%
2 市公式SNSのフォロワー数 (全アプリの計)	12,392人	21,320人
3 観光入込客数	117,000人	200,000人
4 サイクリングによる交流人口	16,600人	20,000人

3

選んでもらえる戦略的な住環境の整備

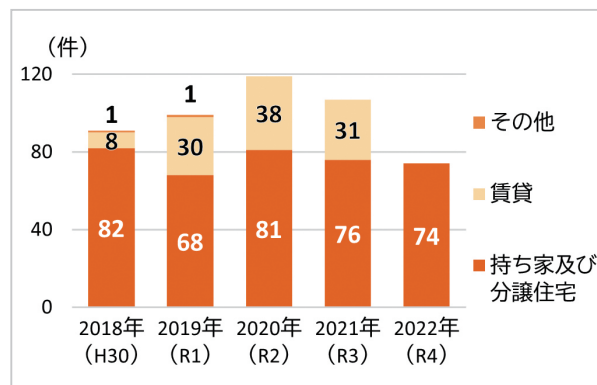


現状と課題

東京一極集中を是正するため、地方創生の推進により、地方への流れをつくる取組が進められてきましたが、今なお東京圏への人口集中が進行している状況です。数ある地域の中から、安心して暮らせる地域として選んでもらうためには、移住・定住を促す支援や、より良い住環境を整えていくことが重要です。本市では、地域経済の低下、建築資材の高騰などの影響から住宅着工件数が徐々に減少しているため、市内で増加している空き家や空き地などの有効活用による新たな住環境の整備は、効果的な手段となると考えられます。

また、魅力的な住環境を創出するためには、公園等の市民の憩いの場の整備も必要です。公園は、多様なアクティビティの拠点となるとともに、コミュニティへの参画の場にもなります。地域での利活用や、民間事業者のノウハウを活用した魅力づくりなど、行政だけでなく多様な主体との協働による維持管理体制の充実が求められます。

住宅着工件数



資料：茨城県住宅着工統計

取組方針

本市の人口減少対策の柱として、稲敷市に住みたいと思う人を受け入れる住環境の整備を進めます。さまざまな世代のニーズを把握し、ターゲットを絞った効果的な情報発信、定住後のコミュニティづくりなど、移住・定住促進に向けた支援を推進します。また、増加する空き地・空き家については、市民や企業との連携体制を強化し、適正な管理と効果的な利活用を図ります。

住環境を豊かにする公園・緑地は、より多くの人の交流を促進するためのレクリエーションや地域交流の拠点、誰もがいつでも安心して利用できる憩いの場として適正な整備、維持管理を進めます。

取組1 移住・定住促進に向けた支援

まちづくり推進課【①～⑥】
その他関係各課【①⑤⑥】

- 重点** ① 移住を検討している人が必要とする情報を集約し、総合的な地域情報と合わせて、移住・定住の情報発信を行います。また、定住後のコミュニティづくりなどの支援も強化を図ります。
- ② 男女の出会いの機会を創出するとともに、結婚を契機に市内に住居をかまえる新婚夫婦の新生活を支援します。
- ③ 移住・定住を促進するため、若年層や子育て世帯の住宅取得等を支援します。
- 重点** ④ 魅力ある子育て環境を創出するため、未活用の公共用地を生かし、民間の経営能力や技術の導入により、子育て支援住宅の整備・運営を行います。
- 重点** ⑤ 本市出身者等を移住・定住施策のターゲットの中心に据え、実家等への帰省の時期に合わせて移住・定住情報を提供するなど、効果的な情報発信を行います。
- 重点** ⑥ 本市出身者が故郷と繋がりが続けられるよう、SNS等を有効に活用し、移住・定住を促進するためのプロモーションを展開します。

取組2 空き家・空き地を活用した住環境の整備

まちづくり推進課【①～③】
管財課【②】

- 重点** ① 専門家・専門機関等と連携することで空き家バンク*制度を強化し、市民や企業等と情報共有を図りながら空き家の利活用を促進します。また、適正な管理が行われていない空き家については、所有者に対しての助言や相談会の実施等により改善に努めます。
- 重点** ② 公共施設の統廃合などにより未活用となっている遊休市有地を活用して、移住・定住の受け皿となる住宅用地の提供を図ります。
- 重点** ③ 住宅を建築できる空き地の有効活用を図れる制度を検討し、民間等との連携により移住・定住に寄与する住環境の整備に努めます。

取組3 公園・緑地の整備推進

建設課【①②】

- ① 魅力ある水辺空間や自然環境などを生かした、市民の憩いの場、レクリエーションの場としての公園や緑地の適正な配置を進めます。
- 重点** ② 霞ヶ浦南岸の景勝地として中核をなす和田公園を、デイキャンプやサイクリング等のアウトドアアクティビティの拠点となるよう再整備を進めます。

取組4 公園の適正な維持管理

建設課【①②】

- ① 誰もがいつでも安心して利用できるユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき、民間事業者のノウハウと技術力を活用しながら、公園を維持管理していきます。
- ② 地域に身近な公園については、地域との協働により利用実態に合わせた維持管理の仕組みを検討します。



和田公園



いなすけと子どもの交流

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 社会増減数 (転入者数 - 転出者数)	-201人	-100人
2 「住環境」に対する市民の満足度 (満足・ふつう・不満)	20.6% (R3)	40.0%
3 子育て支援住宅入居率	-	100%
4 空き家バンクによる成約件数	5件/年	10件/年
5 和田公園デイキャンプ利用者数	3,519人	4,519人

4 豊かな農地の保全と元気で明るい農業の振興

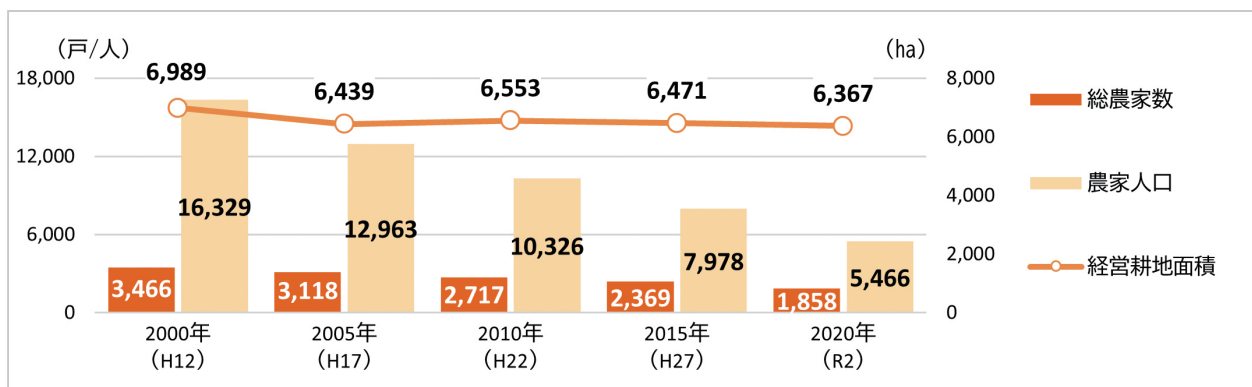


現状と課題

我が国の農業は、農家の高齢化や人手不足、耕作放棄地の増加、気候変動等への対応といった課題に直面しています。本市においても、総農家数をはじめ農家人口、経営耕地面積の減少が続いています。そのため、広大な農地の保全・基盤整備とともに、耕作放棄地の解消、移住による新規就農者の受け入れや農業法人の設立などの多様な担い手の育成が求められています。

農業・農村は、私たちが生きていくために欠かさない「食」を支える役割を果たしており、食料の生産性向上や安定供給には、ICT*等の新たな技術により効率化を図るスマート農業*への転換や、地産地消の推進、地元食材のブランド化などの食を軸とした地域づくりが求められています。また、豊かな農地を次世代に繋いでいく環境にやさしい農業の推進が必要となります。

総農家数、農家人口、経営耕地面積



資料：農林業センサス

取組方針

本市にとって重要な産業の一つである農業を守り、発展させ、市民が稲敷らしい豊かな暮らしを享受できる地域づくりを支援します。農地の保全・整備、活用を図るとともに、時代の変化にも対応できる安定した農業の展開により、稲敷の活力ある農業を次の世代へ繋いでいきます。また、地産地消やブランド化に加えて、環境への配慮など時代の動向をとらえ、地域経済の活性化に資する農業を目指します。

取組1 農地の保全・整備と活用

農政課【①～③】 / 農業委員会【②】
その他関係各課【③】

- ① 優良農地の保全を図るとともに、老朽化した土地改良施設の更新や農地の基盤整備等を推進します。
- ② 遊休農地や耕作放棄地の解消・利活用を図るため、担い手への農地の集積・集約を推進します。
- ③ イノシシ等の有害鳥獣の捕獲を実施し、農作物や農村環境への被害軽減を図ります。

取組2 多様な担い手の育成・確保

農政課【①～④】

- ① 地域農業を担う認定農業者や認定新規就農者をはじめとする多様な担い手の育成・支援を図ります。
- ② 本市の豊かな農地と農産物を積極的にPRし、移住による新規就農者を受け入れるなど、後継者の育成及び女性の農業参画への支援を進めます。

- ③ 意欲ある担い手の育成を支援し、経営知識を身に付け、持続的な発展を実現するため、農業の法人化を推進します。
- ④ 大規模園芸施設等による高収益作物の生産を行う農業法人等及び異業種企業の農業参入を促進します。

取組3 食料の生産性の向上と安定供給

農政課【①～④】

- ① 国際水準GAP*（農業生産工程管理）への取組を支援し、各種GAP認証の取得を推進します。
- ② ICT等のデジタル技術やデジタルデータを活用したスマート農業の導入を支援し、効率的で生産性の高い農業を推進します。
- ③ 本市に合った水田活用を推進し、輸出用米等、主食用米以外への転換を促進します。
- ④ 水田からの転換による園芸作物を推進し、生産作物の高品質化や高付加価値化を支援します。

取組4 食を軸とした地域づくり

農政課【①～⑥】 / 学校給食センター【①】 / 産業振興課【②】
まちづくり推進課【②】 / その他関係各課【④】

- ① 地元で採れた農産物を学校給食で活用するなど、地産地消の活動を推進し、地域農業の持続発展に向けた取組を支援します。
- 重点** ② 郷土料理や伝統料理の継承に努め、本市ならではの食材を活用した創作料理等の開発と提供を推進します。
- ③ 地理的表示保護制度（GI）*登録の「江戸崎かぼちゃ」や県銘柄産地指定の「浮島れんこん」、「あずまミルククイーン」等の農産物のブランド化による高付加価値化を推進します。
- 重点** ④ 農業者や企業等による農産物の加工・販売など経営の多角化を推進し、6次産業化*による地域特産品の開発・販売を支援します。
- ⑤ 霞ヶ浦の豊かな水産資源を守り生かしていくため、漁業及び水産加工業の振興に努めます。
- ⑥ 茨城県のブランド牛や豚をはじめとする、特色のある畜産経営を支援し、社会情勢の変化等に左右されない経営体の育成を目指します。

取組5 環境にやさしい農業の育成

農政課【①②】

- ① 減農薬や有機栽培等の生産拡大を図り、環境負荷の少ない農業を推進します。
- ② 水田で生産した飼料作物を畜産農家に提供し、家畜の堆肥を耕種農家に提供するなど、地域内での連携・循環を推進します。

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 担い手農家への農地集積率	55%	60%
2 JGAP取得団体数	4団体	6団体
3 新規認定就農者数	9人/年	12人/年
4 銘柄産地指定数	2品	3品
5 有機栽培米の作付面積	2,136a	3,000a

5

まちづくりと連携した商業・工業の振興

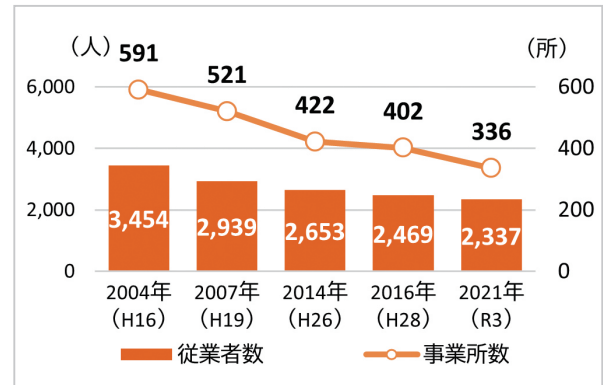


現状と課題

大規模店舗の出店や物流ネットワークの充実に伴い、都市の中心市街地の衰退が継続し、我が国の経済に影響を与えています。本市においても、市内事業所、従業者数ともに年々減少が続いています。活力あるまちの実現には、地元商工業の次世代の担い手となる若者が働き続けられる雇用をつくり出していくことが必要です。

そのため、都心からアクセスが容易な本市の立地特性や交通利便性を生かした企業誘致や起業創業の支援が大切です。雇用の場の創出は、市内経済の発展や地域に対する新たな活力を生み出す契機となり、稲敷市で育った若者の市内での就業にも繋がります。

事業所数と従業者数（商業）



資料：経済センサス-活動調査/商業統計調査

取組方針

本市の地域振興において、地域に根差した商業・工業の振興は、持続可能なまちづくりの基盤となるものです。首都圏の近郊に位置する地理的条件と圏央道の経済波及効果を生かした企業誘致を積極的に推進し、地元雇用の安定的な拡大を図ります。また、地元企業の強みや魅力を生かした企業活動を継続できるよう、起業・創業・継業への支援を強化するとともに、民間企業と連携した情報発信などを通して地元雇用の促進するなど、地域の商工業を担う人材の確保に努めます。

取組1 企業誘致の推進

企業誘致推進室【①～③】

- 重点** ① 圏央道稲敷東IC周辺地域を中心に、本市の地域特性や交通の利便性を生かし、官民が連携したまちづくりを推進します。
- 重点** ② 圏央道の利便性を活用した産業拠点の形成を促進し、市内の雇用機会の創出を推進します。
- ③ 新たな工業団地の整備なども視野に、本市に活力をもたらす企業の誘致を推進します。

取組2 起業・創業・継業の支援

産業振興課【①～③】
企業誘致推進室【①②】

- 重点** ① あらゆる世代の人が自分らしく活躍できる機会や場所を創り出せるよう、さまざまな仕事の創業者への支援を強化します。
- 重点** ② 市民が起業した後も、官民金の連携による経済支援や、自分らしく働く創業者の個性を生かした情報発信などにより、継続して経営をサポートします。
- 重点** ③ 後継者を求める店舗や事業者と、起業・継業を希望する人材をマッチングすることで、市民に愛される企業・店舗等の存続を支援し、産業の維持と持続可能な地域づくりを推進します。

取組3 商工業活性化の推進

産業振興課【①～④】

- ① 商店街の維持、活性化を図り、特産品などの知名度向上に努め、商店街への来訪動機と販売促進の拡大を図ります。
- ② 商工会を核とした商業活動を展開することにより、連携体制の構築を図ります。
- ③ 安定した経営や雇用、後継者不足に対応できるよう事業者への支援を行い、地域経済の活性化と賑わいの持続を図ります。
- ④ 地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を応援し、本市の知名度向上と市内外への魅力発信を図ります。

取組4 求職者への情報発信の充実

産業振興課【①】

- 重点** ① 市内企業のリクルート情報と市に関わりのある学生等の就職ニーズをしっかりとマッチングするため、合同企業説明会の開催や、ホームページでの就職情報の発信を強化し、産業の活性化と若者の市内定住を促進します。

第1章
協働の力で暮らしと産業を
元気にするまちづくり



圏央道



笑遊まつり

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 「商業・工業・観光」に対する市民の満足度 (満足・ふつう・不満)	15.2% (R3)	30.0%
2 合同企業説明会参加からの市内企業就職者数	—	50人
3 「市民のための創業支援」による創業事業者数	5事業者/年	10事業者/年
4 事業承継マッチング件数	—	5件
5 企業立地及び拡張企業件数	8社	15社

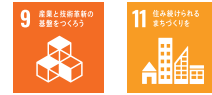
第2章

自然と都市が共存する住み続けられるまちづくり

1 自然環境の保全と循環型社会の構築



2 まちに活力をもたらす計画的な市街地の形成



3 便利で快適な暮らしを実現するDXの推進



4 持続可能な行政運営



第2章
自然と都市が共存する
住み続けられるまちづくり

1 自然環境の保全と循環型社会の構築

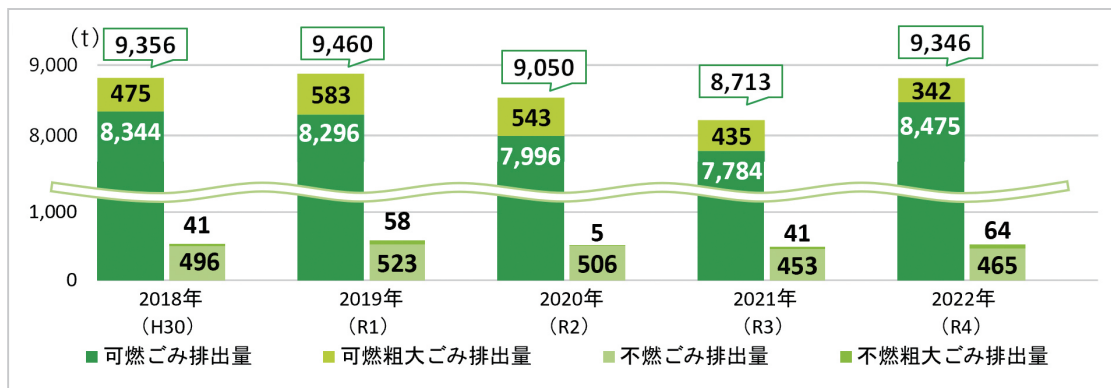


現状と課題

豊かで美しい水と緑の保全や自然と共生する社会の形成は、世界共通の課題です。水辺環境や里山の保全は、多様な生態系を維持するとともに未来の子どもたちの原風景を守ることに繋がります。

本市は、令和4年に「稲敷市ゼロカーボンシティ*宣言」を表明し、環境にやさしいまちづくりの推進に取り組んでいます。市民においては、リサイクルに関する意識を醸成することで、ほぼ横ばいとなっている一般家庭のごみの排出量を減少させていくことが必要です。行政においては、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一つとして、脱炭素化に有効な再生可能エネルギー*の利用拡大に取り組む必要があります。これらの取組を通して、市民と行政が協力することは、本市の原風景の一つである霞ヶ浦や豊富な自然環境を次世代へ継承していくことに繋がります。

ごみ排出量（一般家庭）



資料：廃棄物対策室

取組方針

本市のかけがえのない自然環境を次の世代へ繋いでいくため、水辺、樹林地、里山の維持・保全に取り組めます。「稲敷市ゼロカーボンシティ宣言」のもと、環境負荷の低減、ごみの減量化、新エネルギーの利用拡大に取り組むとともに、霞ヶ浦及び河川の水質浄化対策を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

取組1 水辺、樹林地、里山の保全

環境課【①④】 / 農政課【①～③】 / 建設課【①】

- ① 霞ヶ浦や河川などの豊かな水辺環境を保全するため、市民や流域市町村との連携により、外来植物等の対策に取り組めます。
- ② 茨城県と連携し、良好な森林環境を維持するための適切な管理に努めます。
- ③ 農産物の生産のほか、貯水機能により洪水を防ぐ、多様な生物の生息環境となるなど多面的な役割を有している田園環境を維持し、里山の保全に努めます。
- ④ 市民団体や関係機関と連携し、国の天然記念物に指定されているオオヒシクイの保護対策を推進します。

取組2 環境にやさしいまちづくり

環境課【①】/管財課【②】

- ① 「稲敷市ゼロカーボンシティ宣言」のもと、2050年に二酸化炭素排出ゼロを目指した取組を進めます。
- ② 環境負荷の少ない移動手段である電気自動車、プラグインハイブリッド自動車*等の公用車への導入を推進します。

取組3 ごみの減量化・リサイクル活動の推進

廃棄物対策室【①】

- ① 3R*（リデュース、リユース、リサイクル）の考え方に基づき、市民活動やボランティア活動への支援を図るとともに、資源リサイクルの推進や啓発活動に努めるなど、ごみの発生抑制、減量化に取り組みます。

取組4 新エネルギー施策の推進

環境課【①】

- ① 一般家庭への新エネルギー設備導入支援など、国や県と連携を図りながら、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの導入促進に努めます。

取組5 霞ヶ浦・河川の水質浄化対策

環境課【①②】/下水道課【②】

- ① 霞ヶ浦、河川の水質管理については、水質監視員による定期的な水質監視活動を強化していきます。
- ② 公共下水道事業、農業集落排水事業等の推進や高度処理型合併浄化槽の設置促進など生活排水対策の充実を図ります。



小学生のごみ処理場見学



豊かな水辺環境

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の導入台数	4台	7台
2 家庭系の可燃ごみ処理量	8,475t/年	7,600t/年
3 家庭系の資源ごみの回収量	652t/年	720t/年
4 水質浄化啓発活動回数	2回/年	3回/年

2

まちに活力をもたらす計画的な市街地の形成

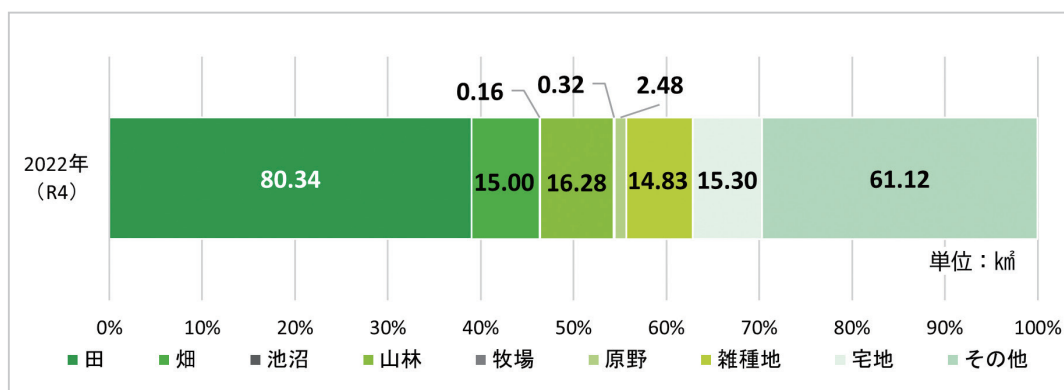


現状と課題

我が国の地方都市においては、中心市街地の活性化、防災上危険な市街地の解消、低未利用地の有効活用の促進など多様な課題を抱えています。本市においては市域の約6割を自然的土地利用が占めており、豊かな農地の保全による自然的土地利用と、計画的で適正な都市的土地利用の調和を図ることが活力ある快適な市街地の形成に向けて必要です。

また、これらの土地利用を有効に活用した地域経済活動の実現には、安全で円滑な道路ネットワークの整備と維持管理や、市民の生活の足となる市内外への公共交通の充実が求められます。これは、行政だけでは解決できない大きな課題であることから、交通事業者との協働による取組や体制づくりが必要と考えられます。

地目別土地面積



資料：税務課

取組方針

市の都市計画の方針に基づき、暮らしやすい住宅地、効率的な経済活動を支える産業用地、次世代に残すべき自然環境など、バランスのとれた適正な土地利用の誘導を図ります。

また、生活や地域経済活動の最も重要な都市基盤である道路交通ネットワークにおいては、円滑で快適な交通網としてだけでなく、沿道開発による賑わいを形成する起点として、幹線道路や生活道路の計画的な整備及び維持管理を進めます。さらに、自動車を運転しなくても、日常生活を不自由なく暮らすことができるまちづくりを目指した公共交通の充実を図ります。

取組1 計画的・適正な都市的土地利用の推進

産業振興課【①②④】 / 企業誘致推進室【③④】
まちづくり推進課【④】

- ① 自然と調和した都市機能を計画的に誘導するため、各法令等の制度の活用と運用を図ります。
- ② 地域活力や地域コミュニティの維持・活性化を図るため、適正な土地利用を推進します。

重点

- ③ 企業立地の促進、地域振興を図るために、圏央道IC周辺の開発や国県道のバイパス化に伴う沿道開発などを活用した取組を検討します。

重点

- ④ 民間活力や地区計画制度等を活用し、良好な住環境整備、公共施設等跡地の有効活用、商業施設の誘致を行い、あらゆる世代が暮らしやすい土地利用を推進します。

取組2 自然的土地利用の保全と活用

農政課【①②】 / 農業委員会【①】 / 環境課【②】
建設課【②】 / まちづくり推進課【②】

- ① 農地の保全と活用、都市的土地利用との調和を目指すため、社会潮流に合わせた農用地の適正な管理に努めます。
- ② 霞ヶ浦湖岸エリアや各河川沿岸の水辺環境の保全を図るとともに、観光、レクリエーション機能の充実を推進します。

取組3 地籍調査の推進

建設課【①】

- ① 土地の適正な管理を図るため、継続的に地籍調査を推進します。

取組4 幹線道路の整備・管理

建設課【①②】

- ① 広域幹線道路である国県道の整備促進及び適正な管理について国、県へ継続的に要望していきます。
- ② 市内の市街地と集落間を繋ぐ主要道路網の整備促進を図ります。

取組5 生活道路の安全確保

建設課【①～③】

- ① 車両の走行及び歩行者の安全確保のため、舗装や排水構造物、ガードレール、転落防止柵等の設置及び維持管理に努めます。
- ② 計画的に橋梁を点検・維持補修し、安全・円滑な交通の確保に努めます。
- ③ 街路樹の剪定や道路の除草作業を進め、安全で快適な道路環境を維持します。

取組6 公共交通の充実

産業振興課【①～③】

- 重点** ① 交通事業者と連携し、交通弱者の移動手段の確保と持続可能な市内公共交通網の存続を図ります。
- ② 主要な鉄道駅へのアクセスを強化し、通勤、通学の利便性を確保するため、広域的な公共交通の拡充を図ります。
- 重点** ③ 稲敷市に暮らしながら首都圏への通勤・通学・レジャーなどができるように、高速バス運行の実現性を検討します。

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 遊休農地面積	147ha	130ha
2 市道舗装率	60.6%	61.7%
3 道路環境への満足度 (満足・ふつう・不満)	33.3% (R3)	25.0%
4 公共交通への満足度 (満足・ふつう・不満)	45.3% (R3)	35.0%

3 便利で快適な暮らしを実現するDXの推進



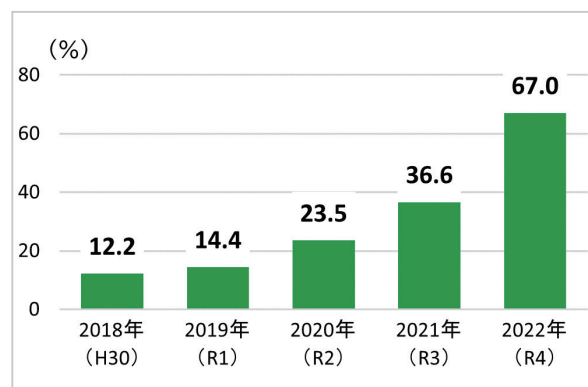
現状と課題

情報化社会の進展に伴い、IoT*やDX*による技術が人々の生活に急速に普及しており、本市においても、マイナンバーカードの普及率が2022（令和4）年時点で約7割に達しています。これを活用し、行政は市民生活の利便性の向上に繋がる行政サービスを提供することが求められます。また、業務内容が多様化・複雑化する行政運営においても、デジタル化による業務の高度化・効率化が必要となります。

一方で、デジタル化の推進とともに新たな技術を効果的に運用するためには、利用者一人ひとりが適切な利用方法や活用する能力を備えることが大変重要

です。さらに、行政においてはさまざまな理由によりデジタル化に対応できず、その恩恵を十分に受けられない人が直面する格差の是正を図ることが求められます。これらの利用環境の向上と併せて、ICT*等の先端技術を活用した地域DXを推進し、持続可能なまちづくりの実現に取り組む必要があります。

マイナンバーカードの交付率



資料：市民窓口課

取組方針

行政サービスのデジタル化においては、さまざまな業務を取り扱う部局が協力し、全庁的に取組を進めていきます。デジタル改革による業務の効率化を推進し、より高度化、多様化するニーズに対応できる体制づくりを進めます。行政、市民がデジタル技術を利用できるソフト・ハードの基盤整備を進めるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する新たなサービスを展開し、単なるサービスのIT化ではなく、誰もがより便利で、快適な新しい暮らしを実現する社会づくりを目指します。

取組1 市民・地域の視点に立った行政サービスの向上

行革・デジタル推進室【①～③】 / 収納課【④】
市民窓口課【①】 / その他関係各課【③】

- ① 本市が目指すスマート自治体*の実現に向けた調査研究を行い、市民生活の利便性を図るため円滑な窓口サービスの提供に努めます。
- ② 行政手続きのオンライン化を進めるとともに、民間のデジタルサービスを活用したわかりやすい行政サービスの実現を図ります。
- ③ マイナンバー制度を利用した電子申請や市独自のサービスの展開により、マイナンバーカードの利用拡大を推進します。
- ④ 市税等の納付方法については、対応可能な電子決済サービスの拡充等、ニーズに応じた納付環境の整備検討を進めます。

取組2 持続可能な行政運営のためのデジタル改革

行革・デジタル推進室【①②】

- ① さらなる市民サービスの向上を実現させるため、業務プロセスの見直しを図る改革を推進し、職員の業務をより専門性の高い内容に転換していきます。
- ② より効率的に事務を行う体制を構築するため、行政事務の電子化を推進します。また、合理的根拠に基づく政策立案や効率化を図ります。

取組3 デジタル化を支える基盤の整備

行革・デジタル推進室【①～③】

- ① 年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、あらゆる市民がデジタル化の恩恵を受けることができる環境を整えます。
- ② デジタル化の進展に応じたセキュリティレベルの高い自治体を目指し、職員及び市民向けの研修等の充実を図ります。
- ③ 事務の効率化に有効な先端技術等に係る研修を定期的実施し、職員のデジタル技術への理解と活用技術の向上を図ります。

取組4 地域DXの推進による持続可能なまちづくり

行革・デジタル推進室【①～③】
まちづくり推進課【②】/産業振興課【②】

- ① ICT等の先端技術を効果的に活用しながら、地域の抱える諸問題の解決に取り組みます。
- ② 地域のデジタル基盤の整備を促進し、地域DXによる観光・交流や産業の振興を図ります。
- ③ データを活用した新たなサービスの創出や地域課題の解決に向けて、公共データのさらなるオープンデータ*化を進めます。



スマホ相談会



eスポーツ体験会

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 行政手続きのオンライン申請件数	284件/年	500件/年
2 オープンデータのデータセット数	2件	30件
3 コピー用紙使用枚数 (ペーパーレス化の推進)	445万枚/年	300万枚/年
4 スマホ相談会・出前講座参加者数	66人/年	100人/年
5 コンビニエンスストアでの諸証明交付率	16.4%	35.0%

4 持続可能な行政運営

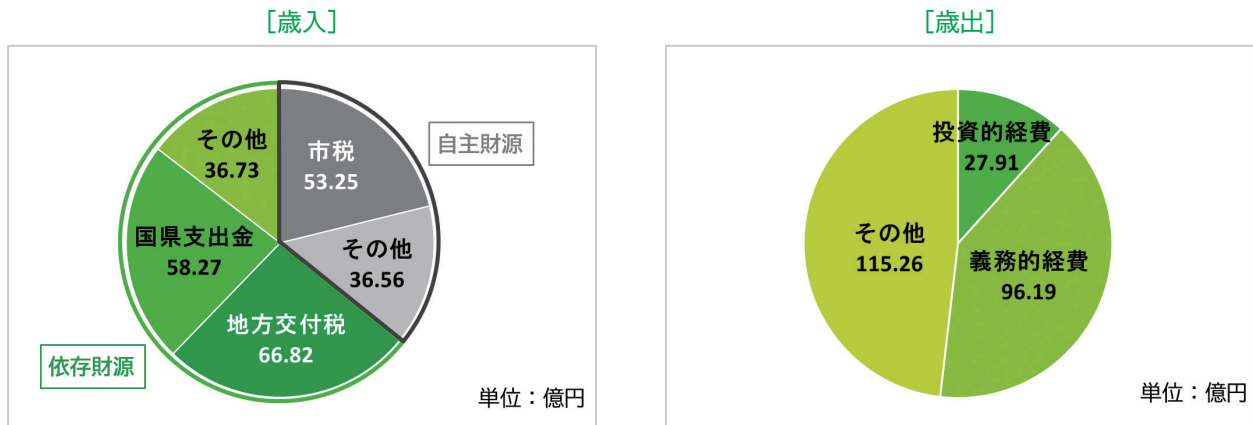


現状と課題

社会経済情勢や人口減少などの影響により、全国的に行政財政はひっ迫している傾向にあります。本市においても、歳入の6割以上を地方交付税などの依存財源に頼っており、持続的な行政経営のためには、財政状況を適切に把握するとともに、保有財産を適切に管理し有効活用することが求められます。さらに、ふるさと応援寄附金などの新たな財源も積極的に活用し、安定した財政基盤を確立することが必要です。

また、効率的な組織運営や職員の人事管理、人材育成などによる健全な行政運営も求められています。

令和4年度一般会計歳入・歳出



資料：企画財政課

取組方針

透明性の高い進行管理に基づいた効果的かつ効率的な行政運営に努め、市民のニーズに対応したサービスの向上に取り組みます。また、次の世代に負担をかけない公共施設マネジメント、多角的な財源の確保に取り組み、歳入と歳出のバランスのとれた行政経営を目指します。職員の能力、人事管理と人材育成を通して施策の実行力を高めます。広域行政の推進にあたっては、周辺市町村と効果的な機能分担を果たしながら、地域課題の解決に取り組みます。

取組1 透明性の高い行政経営基盤の確立

企画財政課【①～③】 / 行革・デジタル推進室【④】
その他関係各課【④】 / 議会事務局【⑤】

- 重点** ① 財政指標等を活用し、総合計画や予算編成の指針にするとともに、財政運営の健全化を図ります。
- ② 各事務事業をPDCAサイクル*により明確に推進することで、効果的かつ効率的な施策の実行に取り組みます。
- 重点** ③ 協働のまちづくり、地方創生を着実に推進するため、庁内におけるマネジメント体制の確立を図ります。
- 重点** ④ 事務事業や業務手続きを定期的に見直し、民間との連携や新たな手法も取り入れることで、行政サービスの質的向上と業務の効率化を推進します。
- ⑤ 市民に開かれた議会を目指し、親しみやすい形の情報発信に取り組みます。また、議会の円滑な運営のため、法令等に基づいた適切な事務を滞りなく行います。

取組2 公共施設の適正配置と不要財産の有効活用

企画財政課【①】/管財課【②】
その他関係各課【①】

- 重点**
- ① 人口減少や市民ニーズを踏まえ、持続可能な公共施設マネジメントに取り組むとともに、持続可能なサービスを提供していくため、公共施設使用料の適正化を図ります。
 - ② 不要財産や遊休財産等については、民間活用等の多様な手法を積極的に導入し、最適な活用を進めます。

取組3 自主財源や多角的財源の確保

企画財政課【①】/まちづくり推進課【②】
税務課【③】/収納課【③】/その他関係各課【①】

- 重点**
- ① すべての業務において、歳入の拡大の可能性を検討し、新たな手法等を取り入れ、収益拡大・財源確保を図ります。
 - ② ふるさと応援寄附金の返礼品の充実、PR強化に取り組み、財源の確保に努めます。
 - ③ 税制改正等に迅速に対応し、適正かつ公平な課税を行い、安定的な自主財源を確保します。

取組4 人事管理と人材の育成

総務課【①～③】

- ① 幅広い分野と専門的知識を有した職員を育成するため、各種研修や人事交流に積極的に職員を派遣します。
- 重点**
- ② 効率的な組織運営を実施するため、適正な職員数の維持管理に努め、持続可能な市政運営による市民サービスの向上を図ります。
- 重点**
- ③ 多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや人口減少に伴う人材の希少化において、職員が公務以外でも積極的に社会貢献活動に取り組むことができるよう、柔軟に対応する人事制度を運用します。

取組5 広域行政の推進

企画財政課【①②】

- ① 他の自治体と連携することが効率的な事務については、一部事務組合*への加入により適切に推進します。
- ② 共通の課題を持つ市町村との情報共有・連携を強化し、相乗効果によって課題の解決に取り組む地域間連携を推進します。

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 「効率的な行政運営」に対する市民の満足度(満足・ふつう・不満)	17.4% (R3)	30.0%
2 市税の現年度収納率	98.9%	100%
3 ふるさと応援寄附金額	4.6億円/年	8.0億円/年

第3章

子どもたちを育み楽しく学び続けるまちづくり

1 地域と連携した教育・保育の推進



2 未来を担ういなしきっ子の育成



3 時代の変化に対応した教育環境の充実



4 市民の学びを支える社会教育の充実



5 市民が楽しく取り組める生涯スポーツの推進



6 未来に残す地域文化の継承



第3章
子どもたちを育み楽しく
学び続けるまちづくり

1

地域と連携した教育・保育の推進

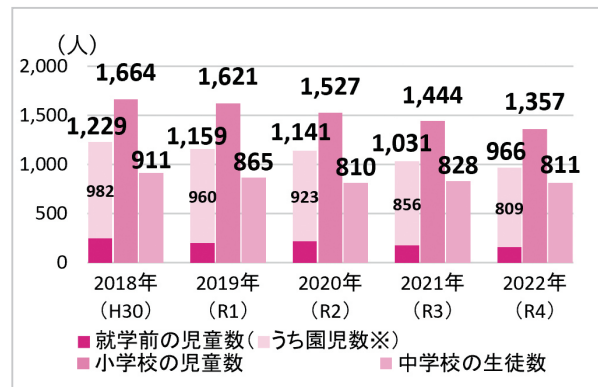


現状と課題

人口減少が進む中、子どもたちの数も徐々に少なくなっており、小・中学生と未就学児の人数は平成30年から令和4年までの5年間で670人減少しています。市では、ニーズに合った教育・保育の給付に努めるとともに、子育て支援センターを中心に各種子育て支援を推進してきました。今後も、市民のニーズに合った教育・保育の充実に努めるとともに、児童虐待の防止対策など、きめ細かな子育て支援に取り組んでいく必要があります。

また、次世代を担う子どもや青少年の健全育成については、地域や家庭、学校が協働で行っていくことが望まれます。

就学前児童・園児、児童、生徒数



※幼稚園及び認定こども園の園児（私立を含む）

資料：学務管理課

取組方針

子育て世帯が抱える多種多様な悩みや課題をサポートする仕組みづくりを通して、家庭を見守り支えます。また、家庭・地域・学校・行政が連携し、きめ細かな教育の充実を図り、子どもたちの健やかな成長を育みます。

地域とともにある学校教育、学校を中心とした地域づくりを進め、地域・暮らしの中で主体性、協働性、創造性を発揮できる人づくりを目指し、子どもたちや青少年を地域全体で見守り育てていきます。

取組1 総合的な子育て支援の充実

こども支援課【①②⑤⑥】/学務管理課【③④】
生涯学習課【⑦⑧】

- ① 子どもの成長の節目には、お祝いとして学用品購入補助などを実施し、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ります。
- ② 保護者のニーズと保育サービス等を適切に結びつける子育て支援コンシェルジュを配置し、ニーズに合った適切な子育てサービスの利用を進めます。
- ③ 仕事と生活の両立を支援し、安心して子育てができるよう、保護者の就労実態に対応した各種保育サービスの充実を図ります。
- ④ 認定こども園や幼稚園、保育所の費用を軽減するなど、就学前の幼児期における子育て環境の向上に努めます。
- ⑤ 放課後児童クラブは待機児童を出さないよう充実を図ります。また、入所児童の安全のため、必要な改修や改築を推進していきます。
- ⑥ 放課後子ども総合プラン*として、放課後児童クラブと放課後こども教室を一体的に実施し、学習、スポーツ、文化、地域交流を取り入れた活動により、子どもたちの健全育成に努めます。
- ⑦ 認定こども園や幼稚園、保育所、小・中学校の保護者に、子どもとの良好な親子関係を築くための学習機会の情報提供を行い、家庭教育への主体的な学びと育ちを支援します。
- ⑧ 家庭教育について誰もが気軽に相談できる体制を充実させ、状況に応じて家庭訪問を行い、必要な支援等を行います。

取組2 地域における子育て支援の充実

こども支援課【①～⑤】 / 学務管理課【③】
健康増進課【⑤】

① 子育て中の親子の交流を目的とした「子育て支援センター」の充実を図り、相談事業や子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供などに努めます。

重点 ② 支援を必要とする子育て家庭をサポートするため、ファミリーサポートセンター事業の拡充を図ります。

③ 放課後や休日の地域における子どもの居場所のニーズを調査し、居場所づくりの整備を検討します。

④ 家庭相談室の拡充により、相談体制の整備を進め、児童虐待防止のためのネットワーク体制の充実を図り、虐待を受けている児童の早期発見や適切な支援を行います。

重点 ⑤ 関係機関との連携や協力により、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを誰もが気軽に相談できる体制に努め、こども家庭センターの整備を検討します。

取組3 地域に開かれた教育の実現

教育政策課【①】 / 学務管理課【①】
指導室【①】 / 生涯学習課【①②】

① 地域に住む人々と学校が、力を合わせて「学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)」に取り組み、学校づくりと地域づくりを一体的に推進していきます。

② 各学校に学校運営協議会を設置し、学校運営を支援する地域の人材の発掘と育成を行います。また地域学校協働活動の構築に取り組みます。

取組4 健全な青少年育成

生涯学習課【①～③】

① 青少年の健全な育成のため、各種啓発活動や社会環境づくりを促進します。

② 子どもを対象としたスポーツ大会の開催やボランティア活動を支援し、子どもたちの健全育成を目指します。

③ 若者が社会の一員として自覚と責任感を持ち、生まれ育った稲敷市への郷土愛を深められるよう、「はたちの集い」等の取組を実施します。

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 合計特殊出生率 (5か年平均)	0.99 (H30-R4)	1.20 (R5-R9)
2 子育て支援への満足度 (満足・ふつう・不満)	32.9% (R3)	40.0%
3 就園待機児童数	0人	0人
4 放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
5 子育て支援センター「あいアイ」利用者数	4,946人	10,400人
6 はたちの集いの出席率	72.88%	75.0%

2 未来を担ういなしきっ子の育成



現状と課題

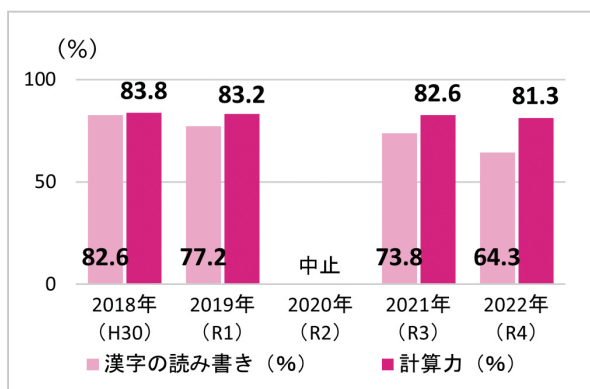
予測困難な時代、急速な人口減少により子どもたちはさまざまな変化に直面しています。このような状況に柔軟に対応していくために、教育の果たす役割はますます重要になっています。

幼児教育では、豊かな自然環境を生かして、「環境を通して行う教育」の充実を図ってきました。総合的な幼児教育を推進するとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して、こ幼保小の連携を図っていく必要があります。

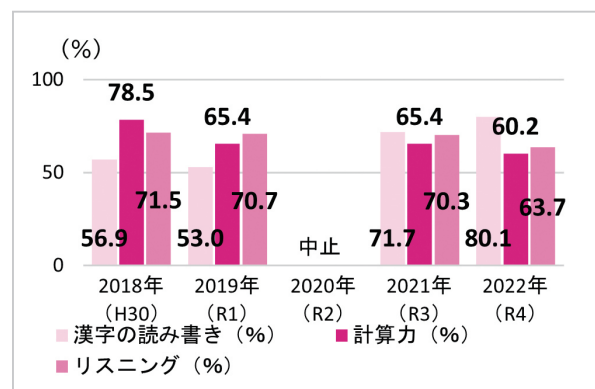
主に小・中学校ではこれまで、自らの力で未来を拓いていく力、「生き抜く力」を醸成する教育を進めてきました。今後も知・徳・体のバランスのとれた教育を推進していくことが求められています。そのため、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現する力を育むことや子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む教育も重要です。さらに、児童生徒の体力づくりや健康づくり、食育の推進など、健やかな体を育成する教育の充実を図っていくことが求められています。

県学力診断のためのテスト平均正答率

[小学6年生]



[中学2年生]



※2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
資料：指導室

取組方針

幼児期に必要な習慣を身に付けられるよう支援するとともに、幼児教育から義務教育への円滑な連携・接続を図るなど、子どもたちの発達段階に応じた教育を推進します。また、確かな学力の育成、豊かな感情や道徳心の育成、生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力の育成を通して、予測困難な時代において自ら思考し、未来を拓いていくことのできる力を育みます。

取組1 幼児教育の充実

指導室【①～③】

- ① 幼児期に必要な基本的習慣や規範意識の芽生えが培われるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した保育の推進を図ります。
- ② こ幼保小が連携した取組を推進し、幼児期教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。
- ③ こ幼保小の教職員合同研修を実施し、教職員等の資質及び専門性を高め、質の高い保育・教育を目指します。

取組2 確かな学力を身に付けた“いなしきっ子”の育成

指導室【①～④】

- ① 予測困難な時代の中、自ら考え、行動し、よりよい社会の創造に貢献できる人材の育成を目指した授業を展開します。
- ② 少人数指導や習熟度別学習、チーム・ティーチング*などを取り入れ、基礎的・基本的な知識や技能が定着するまでの指導を充実させます。
- ③ 理科支援員*の活用などにより授業の質の向上を図り、児童生徒の理科科目への関心を高めることで、自ら学ぶ力を育成します。
- ④ ICT*機器を活用した家庭学習の充実を図るなど、学校と家庭が連携しながら、学習習慣の確立に努めます。

取組3 豊かな心をもつ“いなしきっ子”の育成

指導室【①～⑤】 / 教育政策課【⑤】
その他関係各課【④】

- ① 「考え、議論する道徳」の授業や体験的活動を通して、道徳教育の充実に努めます。
- ② 人権が尊重される社会づくりに向け、児童生徒の人権感覚や人権意識を育成します。
- ③ スクールカウンセラー等を活用して、児童生徒の心のケアや問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決に努めます。
- 重点** ④ 郷土に対する関心を高めるため、生まれ育った地域の伝統や文化、産業について学ぶふさと学習の充実を図ります。
- ⑤ すべての小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童生徒の読書環境整備と、読書意欲向上の指導を推進します。

取組4 健やかな体をもつ“いなしきっ子”の育成

指導室【①②④⑤】 / 学務管理課【⑤】
給食センター【③④】

- ① 児童生徒自らが体力を高めようとする体育授業を通して、体力づくりの実践を図ります。
- ② 児童生徒の発達段階等に応じて、学校健康教育や、生命（いのち）の安全、防災教育の充実に努めます。
- 重点** ③ 学校給食では地産地消を推進し、地域の食材の豊かさを知ってもらうことにより、子どもたちの郷土愛を育みます。
- ④ 児童生徒の健康と、望ましい食習慣を形成するため「食に関する指導」を推進します。
- 重点** ⑤ 本市の実情に合った学校部活動の適切な運営体制、指導体制の検討を進めます。

いなしきっ子：稲敷市で学び育ち、“いなしき”をふるさととして愛する心をもつ、元気な子どもをいなしきっ子と総称します。

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 学校教育に対する市民の満足度 (満足・ふつう・不満)	29.7% (R3)	40.0%
2 県学力診断のためのテストにおける平均正答率 (中学生：漢字の読み書き)	80.1%	85.0%
3 県学力診断のためのテストにおける平均正答率 (中学生：計算力)	60.2%	85.0%
4 人が困っているときは進んで助けるといふ中学生の割合	88.2%	100%
5 体力テスト総合評価B以上の中学生の割合	40.7%	65.0%

3 時代の変化に対応した教育環境の充実



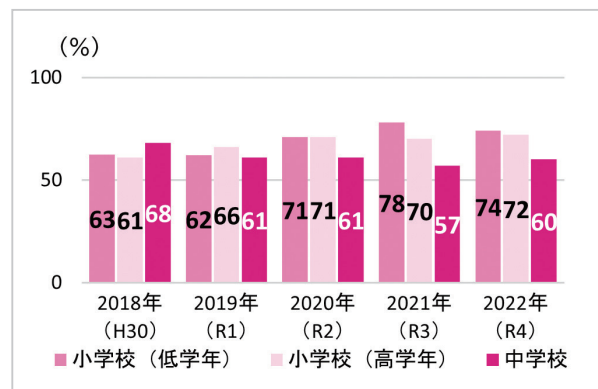
現状と課題

国際化、高度情報化、人口減少、環境問題に加え、ICT*及び教育DX*の進展など目まぐるしく社会が変化しています。子どもたちがこの急速で激しい時代の変化に対応できる力を養うことが求められています。そのため、新たな社会に対応した学習環境や指導の充実とともに、学校の活性化や教育水準の維持向上を図りながら適切な教育を進める必要があります。

特に、キャリア教育・英語教育の強化や、情報活用能力を育てる教育の充実、環境教育など社会課題にも対応した教育に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、子どもたちの確かな学びを支えるため、安心・安全で質の高い教育環境づくりも重要です。

市内Q-U調査による学校生活満足群の割合



資料：指導室

取組方針

社会環境の変化に応じた情報化・グローバル化に対応した教育内容の充実に取り組みます。また、安心・安全な学校施設づくりはもとより、新しい時代の学びを実現するための教育環境の整備を進めるとともに、教員の指導体制の強化にも取り組みます。さらに、誰一人取り残さず、すべての児童生徒の可能性を引き出す学びを実践するため、特別支援教育や就学にかかる経済的支援の充実に取り組みます。

取組1 時代の変化や教育的ニーズに対応した教育の推進

教育政策課【④】/学務管理課【②⑥】
指導室【①～③⑥】/生涯学習課【⑤】/環境課【④】

- ① 予測困難な時代や多様性が求められる時代に柔軟に対応できる能力を持った子どもの育成を推進します。
- 重点** ② 子どもたちがグローバルな環境で将来活躍するような希望を持てるよう、学力全体の向上を図る契機として、英語検定試験合格に向けての支援強化に取り組みます。
- 重点** ③ 外国語指導助手（ALT）の配置や、海外とのオンライン交流等を推進し、実際に世界と触れ合う国際教育の充実を図ります。
- 重点** ④ 成田国際空港が近い地域特性を生かし、子どもたちに体験学習の機会を設けるなど、空港との共存共栄に向けた取組を強化します。
- 重点** ⑤ 子どもを対象とした、キャンプ、文化、芸術、科学などの体験的な学習を推進し、創造力豊かな子どもたちを育成します。
- ⑥ Society5.0*時代に向けて、ICT機器を効果的に活用した授業を推進し、情報活用能力を育てる教育の充実を図ります。

取組2 多様なニーズへの支援と推進

指導室【①⑤】/学務管理課【②】
 子ども支援課【③】/教育政策課【④】

- ① 特別支援教育支援員の配置と、特別支援学校の巡回相談事業の活用などにより、特別支援教育の充実を図ります。
 - ② 経済的支援が必要な小・中学校の児童生徒の家庭に、必要な費用の一部を援助する就学援助費助成事業の拡充に努めます。
 - ③ ひとり親家庭の生活の安定と、児童の健やかな成長のため、各種相談体制の充実や支援サービスの提供に努めます。
- 重点**
- ④ 本市で生まれ育った優良な学生が希望する進路へ進むことを支援するため、経済的な理由により就学が困難な大学生等や、大学院等の上位学位を取得する学生に対して奨学金を貸与します。
 - ⑤ 市教育センターにおいて、不登校児童生徒への相談事業及び適応指導の充実を図ります。

取組3 質の高い教育環境の整備

教育政策課【①②】/学務管理課【③】

- ① 児童生徒数の減少が進む中で、小・中学校の適正配置について検討し、学習環境の充実、教育水準の維持向上に取り組めます。
- ② 安心・安全でおいしい給食を提供するため、老朽化した学校給食センターの再編整備を推進します。
- ③ 児童生徒が過ごす学習・生活の場である学校施設は、安全性確保と快適な環境づくりに努めるとともに、災害時や交通安全、防犯などの確に対応できるように継続的な安全確保に努めます。

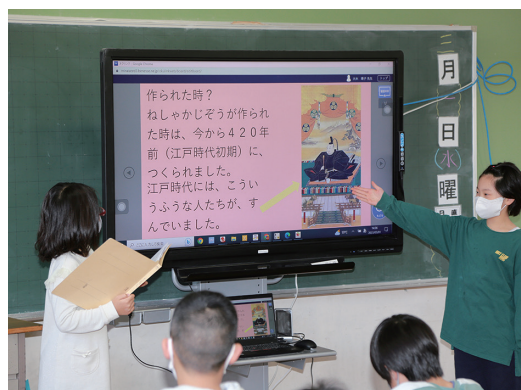
取組4 指導体制の強化

指導室【①②】

- ① 児童生徒及び保護者へのアンケート調査結果を基に、学校に対して多様化するニーズを的確にとらえ、市教育センターでの教職員研修等により、教職員の学級経営力等の向上を図ります。
- ② 働き方改革を推進し、教職員の業務の軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保します。



ALTによる外国語の授業



ICT機器を活用した授業

第3章
 子どもたちを育み樂へ
 学び続けるまちづくりへ

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 中学3年生の英検3級以上の取得者割合	10.4%	40.0%
2 学校の授業で週3回以上ICT機器を使う児童生徒	84.6%	100%
3 Q-U調査*による中学生の学校生活満足度	60.0%	75.0%
4 市内小・中学校トイレの洋式化率	71.9%	80.0%

4 市民の学びを支える社会教育の充実

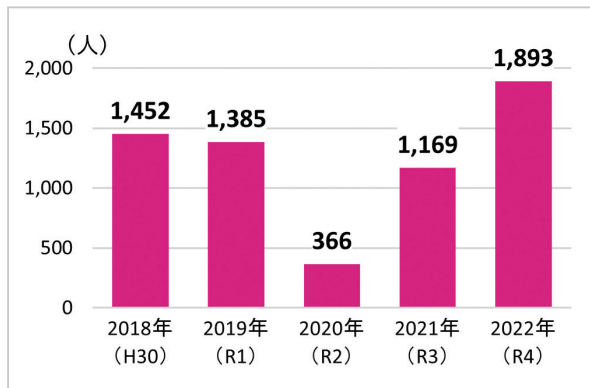


現状と課題

人生100年時代を迎え、市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び、心豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会でも学ぶことができる環境が求められています。本市においてもさまざまな学習プログラムや、体験活動など、多種多様なメニューの提供に努めてきました。新型コロナウイルス感染症の影響により縮小していた公民館活動は、令和4年までにほぼ回復してきました。より多くの市民が社会教育活動へ積極的に取り組んでいくためには、多様で質の高い学習機会を適切に提供することが求められます。また、社会教育を通して市民がともに学び合う中で、コミュニティの醸成が育まれ、協働して地域の課題に取り組むなど、地域のまちづくりの基盤となることも望まれています。

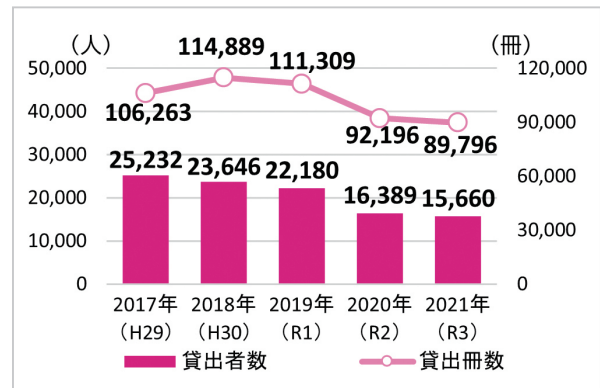
そのためにも、地域コミュニティや公民館活動をはじめとした、図書館サービスの充実、多様な社会教育施設の充実など、適切な環境を整えることが必要です。

生涯学習講座・公民館講座の延べ参加人数



資料：生涯学習課

図書館等利用者数と貸出冊数の推移（市内）



資料：図書館

取組方針

生涯にわたり誰もが自己啓発や学び直しができる環境を整えていくことで、さまざまな学習や交流の機会を提供し、市民が達成感、充足感を持って心豊かな暮らしが送れるよう、社会教育活動を積極的に支援します。また、地域のすべての人に学習する機会を提供し、気軽に利用できる社会教育の活動拠点として、市民に親しまれる公民館・図書館等の社会教育施設づくりを目指します。

取組1 社会教育活動の推進

生涯学習課【①～④】 / 図書館【①④】

- ① 公民館・図書館等を各地域の活動拠点施設として位置づけ、社会教育を基盤とした地域づくりを推進します。
- ② 市民が生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活ができるよう、幅広い年代向けに各種講座や教室などの学習機会の提供を通じ「ひとづくり」「つながりづくり」「地域づくり」に努めていきます。
- ③ 経験や知識を生かした市民講師の協力のもと、多彩な活動の場を通じた市民同士が繋がる社会教育活動を推進します。
- ④ 安全で誰もが気軽に利用しやすい公民館や図書館等の環境づくりに努めます。

- ① 市立図書館と公民館図書室等との連携を強化し、市民が身近に利用できるように努めます。利用者ニーズに合わせた情報・資料の積極的な収集・提供を図り、すべての市民に対して学習機会を保障します。
- ② 地域活性化と市民の利便性の向上を目的として、官民連携による新たな形態の図書館分館の設置を検討します。
- ③ 各学校図書館との連携強化を図り、どの学校でも読みたい本の貸出しができるように努め、児童生徒の読書活動を推進します。
- ④ スマートフォンやタブレット端末でいつでもどこでも自由に読書のできる電子図書館の機能強化、拡充に努めます。
- ⑤ 小・中学生に配付されているタブレット端末を活用し、図書館へ行かなくても書物が読める環境をつくり、児童生徒の読書機会の拡大に努めます。
- ⑥ 県立図書館をはじめ県内各公立図書館との本・視聴覚資料等の相互貸借、配送体制を維持拡充していきます。



公民館活動での交流



幼稚園児の図書館見学

第3章
子どもたちを育み、楽しく
学び続けるまちづくり

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 公民館利用者数	57,728人/年	79,000人/年
2 生涯学習講座・公民館講座の延べ参加人数	1,893人/年	2,400人/年
3 市民1人あたりの年間図書館資料貸出数 (電子図書含む)	3.06冊	4冊

5

市民が楽しく取り組める生涯スポーツの推進



現状と課題

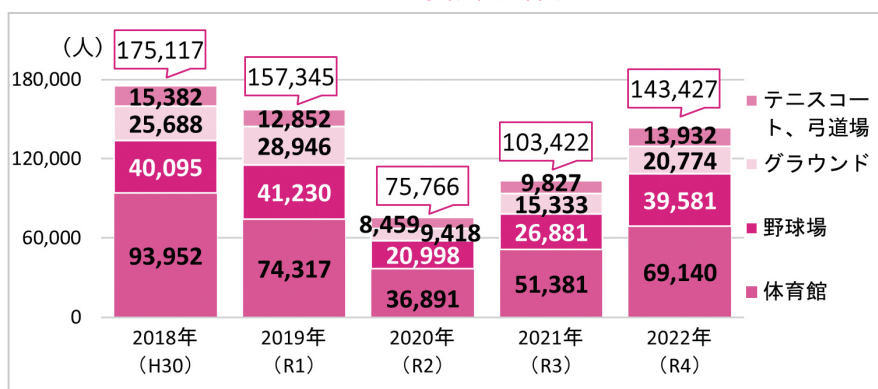
スポーツは、健康増進や体力の向上だけでなく、地域コミュニティの活性化などにも重要な役割を果たしています。本市においても誰もが、いつでも気軽にスポーツができる環境づくりが求められます。

そのためスポーツを推進する組織体制の強化や障がい者スポーツの普及、各種スポーツ教室の開催、総合型地域スポーツクラブの支援など、さまざまな取組を図っていく必要があります。

また、市内スポーツ施設については、子ども、高齢者、障がい者を含め、誰もが安全にスポーツを楽しむことができるよう計画的な維持管理など環境整備が必要となっています。

さらに、誰もが楽しめるスポーツイベントや大会など、スポーツを通じた市民の交流にも力を入れていくことが求められています。

スポーツ施設利用者数



資料：スポーツ振興課

取組方針

市民が心身ともに健康で活力ある生活が形成されるよう、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。市内スポーツ施設の有効活用及び維持管理を行うとともに、必要な施設整備の検討を行います。また、利用しやすい環境整備、広報・啓発活動を通して市民のスポーツ活動を支援します。

取組1 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ振興課【①～⑤】 / 社会福祉課【④】

- ① 誰もが楽しく参加できるスポーツイベント等や、日頃の活動成果を生かす機会としての各種スポーツ大会を開催します。
- ② 市内で活動するスポーツ協会やスポーツ少年団の運営支援などにより、市民主体のスポーツ組織を育成します。
- ③ 総合型地域スポーツクラブの支援を行うとともに、多様なスポーツ教室等の実施や指導者育成、確保に努めます。
- ④ 障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりや、障がい者スポーツに対する理解の促進など、障がい者スポーツの普及促進に努めます。
- ⑤ 本市に拠点を置き、稲敷ふるさと大使としての役割を担っている、茨城ゴールデンゴールの活動を支援します。

取組2 スポーツ施設の整備と維持管理

スポーツ振興課【①②】 / 学務管理課【①】

- ① 誰もが利用しやすい公共スポーツ施設の管理運営を推進し、学校の体育館等も含めた市全体としてのスポーツ施設の有効活用に取り組みます。
- ② 幅広い世代が健康づくり・体力づくりに取り組める環境を目指し、市内に必要なスポーツ施設の整備を検討します。

取組3 スポーツ施設の利用向上と広報・啓発活動

スポーツ振興課【①②】

- ① インターネットによる施設予約システムを導入し、スポーツ施設利用の利便性の向上と公平性の確保を図ります。
- ② 市民の多様なスポーツニーズに対応するため、広報紙やホームページ、SNSなどの情報媒体を通してスポーツに関する情報の提供に努めます。



トランポリン体験



茨城ゴールデンゴールズ

第3章
子どもたちを育み、楽しく
学び続けるまちづくり

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 スポーツ教室の参加者数	899人/年	1,100人/年
2 スポーツ協会加入団体数	96団体	101団体
3 スポーツ施設の利用者数 (延べ人数)	143,427人/年	173,000人/年

6 未来に残す地域文化の継承



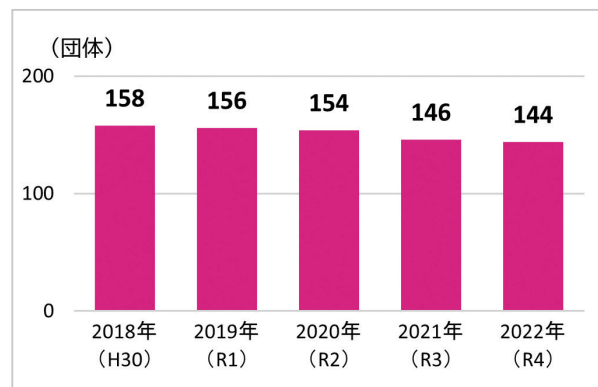
現状と課題

地域に根付いた優れた歴史的文化は、大切に保存し次世代に引き継いでいくことが重要です。国や県・市指定の有形無形の文化財はもとより、そのほかの伝統芸能や地域に残る歴史的な文化や資源も、人々が日常生活の中で守り続けてきた貴重な財産であることから、まちづくりに生かし、残していく必要があります。

本市の芸術文化活動は文化協会が担っていますが、高齢化等により会員の減少が課題となっています。また、市民が音楽や美術などの芸術に触れる機会を設けるなど市民文化の高揚を図っていくことが求められます。

本市は、サーモンアーム市（カナダ）との姉妹都市交流を通して、親善大使や中学生の派遣事業などを推進してきました。今後も国際交流を推進するとともに、国際化社会の要請である多文化共生の環境づくりを推進していく必要があります。

文化団体数の推移



資料：生涯学習課

取組方針

市内各地にみられる「稲敷文化」を、次世代を担う子どもたちが引き継いでいけるよう、歴史や芸術文化に気軽に触れ、楽しく学べる環境づくりを目指します。そのため、市民の文化活動を支援し、さまざまな文化事業を展開します。

また、グローバル化の進展を、市民の国際感覚醸成の向上機会ととらえ、新たな国際交流活動を積極的に支援します。

取組1 芸術・文化活動の支援と次世代への継承

教育政策課【①②】 / 生涯学習課【①】
歴史民俗資料館【③～⑤】

- ① 芸術・文化活動の支援として、市内で活躍する文化団体の活動の支援、文化祭や各種作品展、発表会などの活動機会の拡充を図ります。
- ② 伝統芸能や芸術文化等を次世代へと継承していくため、幼い頃からの参加を促すなど、世代や地域を超えた交流・つながりづくりを支援していくとともに、地域への愛着とふるさと回帰を目指します。
- ③ 歴史民俗資料館は、展示方法等に工夫を凝らすとともに、来訪者が安全で滞在しやすい施設を目指します。
- ④ 収集、蓄積された郷土資料のデータベース化を促進し、インターネット等を活用した情報の公開や利活用に取り組みます。
- ⑤ 郷土資料の収集や調査・研究に努め、市民が郷土の知識や理解を深める機会の拡大に努めます。

取組2 文化財保護の推進と利活用

教育政策課【①～③】/生涯学習課【④】

- ① 埋蔵文化財の所在と内容を可能な限り把握し周知に努めることで、開発事業者等と埋蔵文化財保護の認識を共有します。
- ② 国や県・市指定の文化財は適切な維持管理を支援します。
- ③ 「文化財保存活用地域計画」を策定し、継続性や一貫性のある文化財の保存・活用を推進します。
- ④ 地域の資源である伝統文化や芸能なども地域の人々とともに次世代への伝承に努めます。

取組3 国際化・国際交流・多文化共生の充実

まちづくり推進課【①②】

- ① 市民の異文化に対する理解と認識を深めるために、国際交流活動の支援に努めます。また、生活に必要な情報の発信等により、外国人も暮らしやすい多文化共生の環境づくりに努めます。
- ② サーモンアーム市（カナダ）との姉妹都市交流を推進し、次世代を担う子どもたちの国際理解の醸成と国際化に向けた人材育成を図ります。



江戸崎祇園祭



小学生によるあんば囃子演奏

第3章
子どもたちを育み、楽しく
学び続けるまちづくり

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 文化祭来場者数	3,509人	12,000人
2 歴史民俗資料館入館者数	10,683人/年	11,500人/年
3 歴史民俗資料館の企画への小・中学生の参加者数	245人/年	250人/年
4 姉妹都市へ派遣した青少年の延べ人数	211人	270人
5 ホストファミリーとなった青少年の延べ人数	169人	210人

第4章

誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

1 誰もが平等で対等な社会の形成



2 地域ぐるみの福祉の充実



3 高齢者の総合的な福祉の充実



4 生涯を通じた健康づくりと社会保障の充実



1 誰もが平等で対等な社会の形成

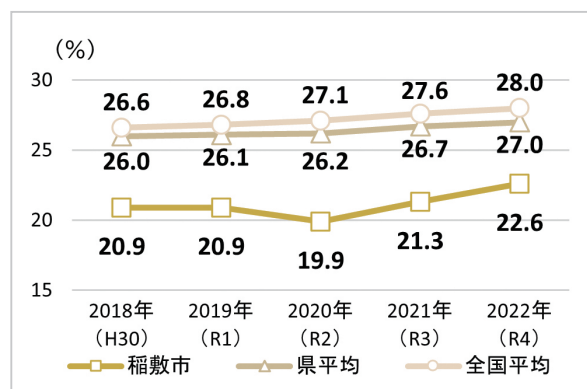


現状と課題

グローバル化が進展する中、多様性を尊重する機運は高まっていますが、女性や外国人差別、虐待やいじめ等の問題は今も多く取りざたされており、多様性社会の実現にはまだ至っていない現状があります。本市においても「審議会等における女性委員の割合」は国・県平均を下回っており、男女共同参画社会の実現への課題となっています。

自分も他者も一人ひとりが尊重されるべき存在であり、すべての人が不当な制限なく、存分に個性や能力を発揮できる社会であることは、市民が幸せを感じるまちづくりに欠かせません。誰もが活躍できる環境づくりのための各種条件の整備や人権尊重等の教育や啓発、権利を守るための相談体制の充実など、すべての市民が平等で対等でいられるよう、支援の強化が求められています。

審議会等における女性委員の割合



資料：秘書政策課

取組方針

稲敷市に住むすべての人にとって、このまちが住みやすくあたたかいふるさとであるように、多様な人が自分らしく活躍できるまちづくりを進めます。

男女共同参画の視点から、すべての市民がお互いにそれぞれの人権を認め、個性や能力を発揮していきいきと暮らせる社会の実現に取り組みます。また、差別や偏見に対する相談体制の充実、人権への理解促進を図り、誰もが平等で対等な立場において、お互いに尊重し、助け合える地域社会をつくります。

取組1 男女共同参画社会の形成

秘書政策課【①②】 / 総務課【①】
こども支援課【③④】 / 人権推進室【③④】

- ① 女性リーダーの育成を積極的に推進し、政策決定過程への参画、審議会などへの積極的登用を図るとともに、管理的地位にある職員に占める女性の割合の拡大を目指します。
- ② 女性がいいききと輝けるまちを目指し、男女共同参画の意識の醸成と、女性の参画拡大を支えるさまざまな条件整備を推進します。
- ③ 性別による差別的な扱いを受けないことや個人としての能力を発揮する機会が確保されることなど、人権が尊重されるよう、意識啓発を図ります。
- ④ ドメスティック・バイオレンス (DV)*やセクシャル・ハラスメント*等の人権侵害に対応する相談や支援に取り組みます。

取組2 人権尊重の教育と啓発

人権推進室【①②】

- ① 学校教育や社会教育における学習機会を通じて人権教育を推進するとともに、人権、部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識の醸成に努めます。
- ② 広報紙やホームページの活用、人権講演会、部落差別（同和問題）研修会の開催など、人権に関する啓発活動の充実に努めます。

取組3 人権相談等の充実

人権推進室【①～③】

- ① 人権に関わる問題について、相談したい市民が利用しやすい相談体制の充実と整備を図ります。
- ② 人権擁護委員、保護司、更生保護女性会など、健全な社会の構築に寄与する各種団体への支援を推進します。
- ③ 部落差別（同和問題）の完全解決に向けた支部単位の活動支援及び生活相談の充実を図ります。

取組4 権利擁護

社会福祉課【①～③】 / 高齢福祉課【①②】

- ① 財産の管理や日常生活に支障がある人でも、安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に対する周知と取組を推進します。
- ② 高齢者・障がい者の虐待防止と擁護者に対する支援等に努めます。
- ③ 障がいのある人もない人も分け隔てなくともに生きる社会をつくることを目指し、関係機関との情報交換や研修の充実に努め、理解促進を図ります。



平等で対等な社会に向けた講演会



男女共同参画推進ポスターコンクール 最優秀賞

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 各種委員会、審議会等における女性委員の割合	22.6%	30.0%
2 人権・男女共同参画への市民満足度 (満足・ふつう・不満)	87.5% (R3)	90.0%
3 人権講演会等の開催回数	2回/年	2回/年

2 地域ぐるみの福祉の充実

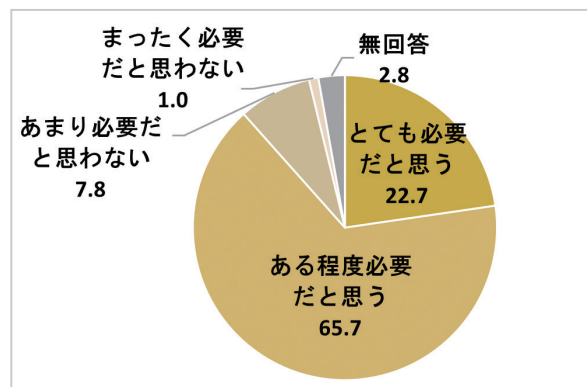


現状と課題

地域福祉の充実に関しては、約9割の人が近所の支え合い・助け合いの必要性を感じています。本市で暮らすすべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしくいきいきと生活が送れるよう、必要な人に必要な支援が確実に届く、地域福祉の推進や障がい者支援等の充実が求められています。

また、全国的な景気の低迷、雇用情勢の悪化などによる相対的貧困が増加しています。本市においても、複合的な課題を抱えた、さまざまなニーズのある生活困窮者を支援するための仕組みづくりに取り組んでいます。

近所の支え合い・助け合いの必要性



資料：社会福祉課

取組方針

稲敷市で暮らす、すべての人が健康で幸せに暮らし続けていけるよう、医療や福祉などの関係機関、地域、市民との連携のもと、地域福祉の充実を図ります。障がい者の総合的支援、相談体制の充実・強化に努め、障がい者やその家族が不便や不安を感じることなく日常生活を送ることができる体制づくりを目指します。

また、行政と地域が連携し、自殺対策の充実、経済的支援が必要な世帯への適切な支援と自立に向けた相談など、サポート体制の充実を図ります。

取組1 地域福祉推進体制の充実

社会福祉課【①～④】 / 高齢福祉課【④】

- ① 本市を取り巻く社会情勢を踏まえ、地域福祉サービスの充実を図ります。
- ② 地域福祉推進体制の中核である稲敷市社会福祉協議会と連携を密にし、きめ細かな地域福祉活動を推進します。
- ③ 福祉関連団体等に交流の機会を提供し、障がい者等の社会参加の機会拡大を目指します。
- ④ 災害時に支援を必要とする要支援者や介護施設・福祉施設等について、情報伝達体制や避難支援体制の確立を図るとともに、福祉避難所の確保に努めます。

取組2 地域福祉活動と福祉のまちづくりの推進

社会福祉課【①～③】

- ① 民生委員・児童委員等が取り組む地域福祉活動の支援及び人材の確保に努めます。
- ② 高齢者や障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、公共施設、民間の商業施設などのバリアフリー*化の啓発に努めます。
- ③ 市民意識の醸成による心のバリアフリー化を図り、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

取組3 障がい者支援サービスの充実

社会福祉課【①②④】/こども支援課【③】

- ① 障がい者がそれぞれの障がいの種別や程度などにより必要なサービスを利用できるよう、相談支援体制や支援サービスの充実に努めます。
- ② 発達障がいのある児童等とその家族が、豊かな地域生活を送れるように、さまざまな相談に応じ、指導・助言を行います。
- ③ 障がい児の保護者に対し、関係各課が連携し、障がいの早期発見や早期対応に努めます。また、相談機会の提供、相談場所の拡充に努めます。
- ④ 地域密着型の通所施設「ハートピアいなしき」における各種支援事業の充実に努めます。

取組4 自殺対策の強化

社会福祉課【①】

- ① 「誰も自殺に追い込まれることのない稲敷市」を目指し、地域ネットワークの構築や生きるための包括的支援、医療や保健福祉などの関係機関との連携強化を図ります。

取組5 生活困窮者支援体制の充実

生活福祉課【①②】

- ① 生活に困っている人がさらに困窮し生活保護にならないように、また、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼らなくてもすむように、細やかに相談を受け、ケースに応じた方法で自立を支援します。
- ② 生活困窮世帯の子どもと保護者の双方に、必要な支援を行うとともに、子ども達に学習支援や居場所づくりの場を提供する社会福祉法人などの団体等によるサポート体制の構築に努めます。

取組6 低所得者支援制度の活用

生活福祉課【①】

- ① 資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人には、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。

取組7 市営住宅の適正な維持管理・運営

建設課【①】

- ① 市営住宅は需要を見極めながら、維持すべき住宅は効率的な維持・補修を行い、老朽化している住宅は用途廃止を含めて検討します。

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 稲敷市ボランティアセンターへの登録者数	680人	700人
2 民生委員・児童委員の定数確保率	96%	100%
3 自殺者数	5人/年	0人/年

3 高齢者の総合的な福祉の充実



現状と課題

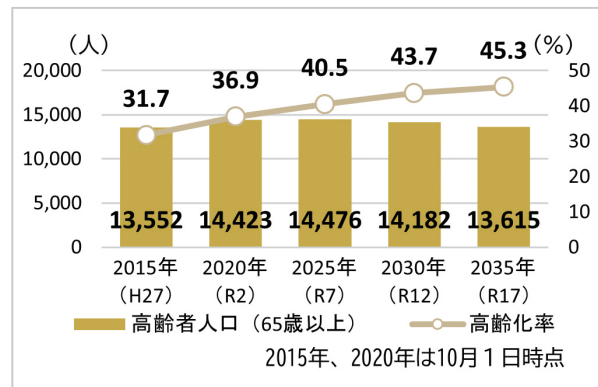
我が国の少子高齢化は、地方都市において進行が著しく、2023（令和5）年10月の高齢化率は全国では29.1%（概算値）ですが、本市では39.4%とより深刻な状況となっています。

国の推計によると、本市の高齢者人口は2025（令和7）年にピークを迎え、その後は減少していく見込みですが、高齢者を支える世代はそれ以上に減少していくことから、若者世代の負担がますます増えてしまうことは大きな課題です。

このような状況を踏まえ、今後は、各種生活支援サービスや人生100年時代を意識した高齢者の生きがいづくり、介護保険サービスの充実などを地域ぐるみで推進することが重要です。

また、誰もが必要な時に適切な支援やサービスを切れ目なく受けられるよう、介護予防を含めた地域、医療、福祉間での連携が求められています。

高齢者人口と高齢化率



資料：2020年までは国勢調査、2025年以降は市推計

取組方針

高齢者が、生きがいを持ち、健康でいきいきと暮らすことができるように、一人ひとりのニーズに合った生活支援サービスや健康づくりを推進します。また、介護が必要な状態になっても、適切な介護保険サービスが受けられるよう、介護保険制度の周知を図るとともに、地域包括支援センターを中心に高齢者が社会的に孤立することのない地域づくりを進めます。

取組1 生活支援サービスの充実

高齢福祉課【①～④】

- ① ひとり暮らし高齢者が地域の中で安心して暮らすことができるように、各種生活支援サービスを充実させ、健康保持や孤独感の解消、安否確認等に取り組めます。
- ② 認知症高齢者対策を強化し、徘徊高齢者の早期発見・保護に努めます。また、認知症高齢者の家族支援に積極的に取り組めます。
- ③ 高齢者が必要な福祉機器の購入にあたり、費用の一部を助成するなど、経済的な支援を行います。
- ④ 日常の買い物に不便を感じている高齢者等の買い物支援事業の充実を図ります。

取組2 高齢者の生きがいと健康づくり

高齢福祉課【①②】

- ① 高齢者を対象とした各種スポーツ大会及び福祉大会等の開催を担っている老人クラブ連合会の活動を積極的に支援します。
- ② シルバー人材センターなどの活用により、高齢者が定年後も多様な働き方ができるよう、高齢者のライフスタイルに合わせた就労支援に努めます。

取組3 介護保険サービスの充実

高齢福祉課【①②】

- ① 介護保険制度の内容やサービスについて周知・広報活動を推進します。
- ② 高齢者が住み慣れた身近な地域でサービスが受けられるよう、計画に基づく各種サービスを適正に提供していきます。また、サービス事業者の指定や適正な運営指導を行います。

取組4 地域支援事業の推進

高齢福祉課【①～③】

- ① 介護予防・日常生活支援として、要介護以外の方も含め通所型や訪問型、生活支援サービス、一般介護予防等の多様な事業を推進します。
- ② 地域のケアマネジメント*を総合的に行うため、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進、地域ケア会議の充実、認知症施策の推進、生活支援体制の整備を本市の実情に合わせて実施します。
- ③ 高齢者の地域貢献と介護予防を推進するため、介護支援ボランティア制度を積極的に運用し、高齢者が元気でいきいきとした地域社会づくりを目指します。



高齢者パタンク大会



移動スーパー

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 高齢者等の買い物支援事業利用者数	12,517人/年	14,000人/年
2 老人クラブ会員数	1,212人	1,300人
3 シルバー人材センター会員登録者数	204人	228人
4 65歳以上の要介護認定者の割合	16.2%	15.7%
5 認知症サポーターの延べ人数	5,376人	6,300人

4 生涯を通じた健康づくりと社会保障の充実

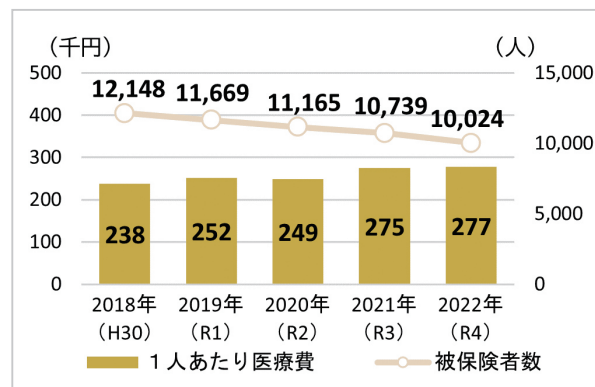


現状と課題

健康で幸福な生活を送るため、さまざまな世代に合った健康づくりや疾病の早期発見、早期治療が必要です。また、近年では人生100年時代の到来に備えた健康余命延伸も求められています。日常的な健康づくりの支援のほか、安心して医療が受けられる体制づくりや支援、災害時対応や防疫体制の強化が必要です。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年に向けて、社会保障費がさらに増大することが懸念されます。本市においても、国民健康保険被保険者数は減少しているものの、1人あたりの医療費は5年前に比べ増加しており、2022（令和4）年度は過去5年間で最多となっています。将来にわたり安定した医療を受けられるよう、医療費適正化の取組が引き続き重要となっています。

国民健康保険被保険者数及び1人あたり医療費



資料：保険年金課

取組方針

乳幼児から高齢者まで、すべての世代において市民が心身ともに健やかに暮らせるよう、それぞれのステージに合わせた制度の適切な運営と充実を図ります。

取組1 母子保健の充実

健康増進課【①②】 / こども支援課【①】

- ① 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機関と連携し、妊産婦・乳幼児健康診査、育児相談等の切れ目ない支援の充実に努めます。
- ② 未熟児または低体重児で出生した乳児の入院にかかる高額な医療費の助成を実施します。

取組2 市民の健康づくりの支援

健康増進課【①②】

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、疾病や生活習慣病の予防・早期発見に繋がる各種検診やデジタル技術を積極的に活用した健康管理の充実に取り組みます。
- ② 食育の意義や重要性の啓発に努め、健全な食習慣の実践を促します。

取組3 感染症対策の充実

健康増進課【①②】

- ① 定期予防接種を推進し、任意の予防接種費の助成を実施します。
- ② 感染症等の流行に備えて、予防に必要な情報の普及啓発に努めます。

取組4 医療・救急体制の充実

健康増進課【①～③】

- ① 市民が安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携して、市内及び近隣医療機関の確保と救急医療体制の維持を図ります。
- ② 子どもの休日や夜間における急な病気への対応と不安を解消するため、「小児救急医輪番制度」や「子ども救急電話相談」の実施に引き続き取り組みます。
- ③ 関係機関と協力し、献血の推進に取り組み、輸血用血液の安定確保に努めます。

取組5 災害時における医療体制

健康増進課【①②】/危機管理課【①②】

- ① 災害時には保健師を避難所に配置し、避難者の健康管理と感染症予防を行います。
- ② 災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体と積極的に連携を図ります。

取組6 医療福祉制度の充実

保険年金課【①】

- ① 妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度心身障害者等が安心して医療を受けられるよう、医療費を助成します。妊産婦、小児については、所得制限なく助成することで、子育て世代の負担軽減を図ります。

取組7 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の充実

保険年金課【①～③】

- ① 国民健康保険の安定的かつ適正な制度の運営を図るため、国民健康保険税の収納率向上や医療費抑制などの財政健全化に対応した事業を実施します。
- ② 後期高齢者医療制度の安定的かつ適正な制度の運営を図るため、茨城県後期高齢者医療広域連合*と連携を図りながら口座振替の勧奨等、後期高齢者医療保険料の収納率向上を目指します。
- ③ 医療技術の高度化による医療費の増加に対応するため、特定健康診査や予防事業の充実を図るとともに、過誤請求の発見、頻回受診の抑制やジェネリック医薬品*の推奨などに取り組みます。

取組8 国民年金の加入促進

保険年金課【①】

- ① 安定した老後を送れるよう、窓口での年金相談の実施及び広報紙による年金制度のPRによって周知を図りながら、年金受給権の確保に努めます。

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 妊産婦健康診査・乳幼児健康診査受診率	98%	100%
2 平均自立期間※ (要介護2以上) ※日常生活において見守りや介助が必要な状態になるまでの平均期間	男77.7年 女83.4年	男80.1年 女84.4年
3 特定健康診査実施率	34.2%	50.0%
4 ジェネリック医薬品利用率	82.5%	85.0%
5 国民健康保険税の収納率 (現年度分)	94%	100%
6 後期高齢者保険料収納率 (現年度分)	98%	100%

第5章

市民の生命と財産を守るまちづくり

1 安心・安全をつくる地域防災



2 命と暮らしを守る消防・交通安全



3 安心な暮らしを支える生活環境づくり



4 衛生的な生活環境のための上下水道



1

安心・安全をつくる地域防災

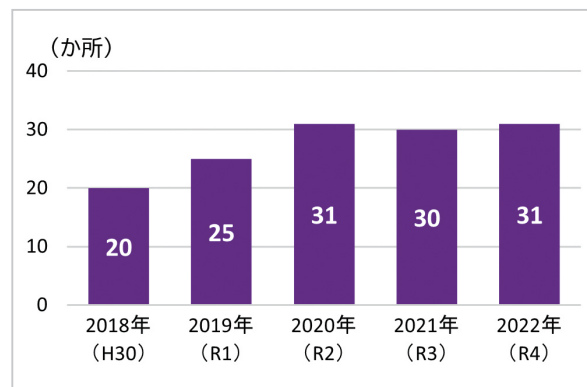


現状と課題

気候変動等の影響により、近年では洪水や土砂災害などの風水害が多発しています。また、県によると、太平洋プレート境界で地震が発生した場合などには、市内にも甚大な被害が及ぶことが想定されています。河川や湖などの豊かな自然を有する本市では、自然災害への備えは特に重要であることから、計画的な地域防災に取り組んでいく必要があります。

また、多様な災害へ対応するためには、防災備蓄倉庫の整備などによる物資の備えに加え、市民自らによる「自助」と地域等の支え合いによる「共助」の意識醸成や防災訓練の実施、さらには災害に強い基盤整備など、体制面についても日頃からの備えを強化した、災害に強いまちづくりが求められています。

防災用備蓄倉庫



資料：危機管理課

取組方針

災害時に被害を最小限に抑え、誰一人取り残さない災害対応を進めるため、市民と行政が連携・協力し、日頃から災害に備える体制づくりを進めます。

地域においては、災害時の情報ネットワークの構築、防災訓練の実施など、地域防災力の充実・強化を図るとともに、「自助」「共助」などの防災意識の向上、災害に強い基盤整備など、ソフト・ハード両面から地域防災の充実に取り組みます。

学校においては、地域と協力しながら児童生徒の防災力向上を図るとともに、安全な学校施設の整備に努めます。

取組1 計画的な地域防災の推進

危機管理課【①～④】

- ① 計画的な地域防災の推進に努め、地域防災力の充実・強化を図ります。
- ② 災害時において最善の対応ができるよう、初動対応マニュアルの見直しを行っていくとともに、総合的な防災マップを配布し、市民への周知を図ります。
- ③ 災害時の情報ネットワークの構築を図るため、稲敷市公式アプリの普及推進や、防災行政無線の維持管理を実施します。
- ④ 避難所に防災用備蓄倉庫を整備し必要な備蓄を行うなど、災害時の二次被害の軽減等を図ります。

取組2 防災意識の向上

危機管理課【①～③】

- ① 市民への啓発活動や防災訓練を通して「自助」「共助」の意識を高めます。
- ② 地域コミュニティに密着した自主防災組織の結成を支援し、自主的な防災活動が行えるよう育成強化を行います。
- ③ 家庭での災害備蓄品などの対策を推進し、家庭、地域での防災意識の定着に努めます。

取組3 防災訓練の実施と防災協定の締結

危機管理課【①②】

- ① 平常時の備えが重要であることから、市民や関係機関を交えた防災訓練を実施します。
- ② 災害時に迅速な対応ができるよう、自治体や企業等との防災協定の締結を推進します。

取組4 災害に強い基盤の確保

産業振興課【①】 / 建設課【②③】
廃棄物対策室【④】

- ① 地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及を図り、地震に強いまちづくりを推進します。
- ② 道路網の維持管理を進め、災害等で道路が通行できなくなったときの迂回路の確保を進めます。
- ③ 急傾斜地の崩壊による土砂災害から市民の生命を保護するため、危険性について周知・啓発を図るとともに、補助制度を活用した安全対策を促進します。
- ④ 災害が発生した際の廃棄物処理体制を確立します。

取組5 学校の防災力強化

学務管理課【①～③】
指導室【①②】

- ① 学校施設の安全性の確保に努めるとともに、災害時に教職員が的確に対応できるよう研修等の取組を強化します。
- ② 地域との連携による学校の防災力強化や、防災教育の充実を積極的に推進します。
- ③ 老朽化した学校の改修や設備の更新等を行い、安全で快適な学校施設の整備に努めます。



防災ワークショップ



水防訓練

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 防災用品を備えている家庭の割合	—	100%
2 自主防災組織の組織数	4 組織	14 組織
3 防災協定締結数	5 件	10 件
4 学校における防災（避難）訓練実施回数	平均3.6回/年	平均4回/年

2 命と暮らしを守る消防・交通安全



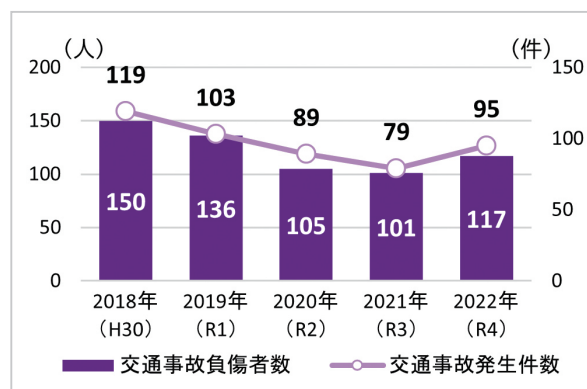
現状と課題

本市は2015（平成27）年に発足した稲敷地方広域市町村圏事務組合の構成市町村となっており、市内には稲敷広域消防本部いなほ消防署、桜東分署が立地し、消防・救急業務を担っています。地域の初期消火については、消防団が重要な役割を果たしていますが、人口減少やライフスタイルの変化から、全国的に消防団員数は減少傾向にあります。本市も同様の状況であり、団員の確保及び効率的な活動形態の検討が課題となっています。

また、市内の交通事故発生件数・負傷者数はこれまで減少傾向でしたが、2022（令和4）年はいず

れも増加しています。マイカーや自転車、バイクなどの個別交通の利用者が多い本市では、特に対策の強化が必要です。さらに、学生の通学環境も含め、地域での安全な環境の整備と安全教育の推進が重要です。

市内の交通事故発生件数・負傷者数



資料：危機管理課

取組方針

火災現場での初期消火にあたる消防団の活動支援、救助体制の充実強化、交通安全対策の実践を通して、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めます。

また、火災予防知識の普及、交通安全意識の向上、地域におけるリーダーの育成など、市民一人ひとりが自ら安全を確保するためのさまざまな啓発や教育を通して、消防・交通安全の実践に努めます。

取組1 防火意識の普及・啓発

危機管理課【①】

- ① 火災のない地域を目指し、防火意識の積極的な普及・啓発活動を推進します。

取組2 消防団の活動支援

危機管理課【①～③】

- ① 減少傾向が続いている消防団員の確保に努めるため、消防団と地域との連携を強化し消防団活動を支援します。
- ② 地域における防火意識の醸成を図るため、女性消防団員の拡充に努めるとともに、消防団が行う防火に関する啓発活動を支援します。
- ③ 消防団活動を支える資機材である消防車両や消火栓等の消防施設を計画的に更新するとともに、活動に必要な備品の整備を進めます。

取組3 交通安全意識の向上と安全な交通環境の充実

建設課【①～③】
危機管理課【①③】/学務管理課【③】

- ① 安全な道路交通の確保を図るため、カーブミラーやガードレール、赤色回転灯、標識、路面標示等の交通安全施設の整備・修繕を推進します。
- ② 危険な交差点や陥没・段差等のある既存の道路は、計画的な改良や維持補修等を実施し、誰もが安全に通ることができる道路環境整備に努めます。
- ③ 「稲敷市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全確保に努めます。

取組4 安全な通学環境の確保

学務管理課【①②】

- ① 通学用スクールバスの運行や、通学用定期券補助により、小中学生の遠距離通学における安全確保に取り組みます。
- ② スクールガード・リーダー*等による巡回指導や、学校安全ボランティアとの連携により、通学時の安全確保に努めます。

取組5 交通安全教育の推進

危機管理課【①②】

- ① 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、老人クラブなどを対象に、交通安全に関する教室を開催し、交通ルールの遵守とマナー向上を図ります。
- ② 交通安全意識の向上や交通事故の防止を目的に、市民や各種団体と連携し、交通安全用品の配布、交通安全活動の実施や支援を行います。

取組6 地域におけるリーダーの育成

危機管理課【①】

- ① 地域におけるさまざまな交通問題を解決していくため、各種研修会の参加促進を図り、交通安全推進員や交通安全母の会の育成及び資質の向上を推進します。



ながら見守り



交通安全教室

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 建物火災発生件数	11件/年	0件/年
2 消防団員の充足率	73.3%	100%
3 交通死亡事故発生件数 (1月～12月)	1件/年	0件/年
4 通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全対策実施率	100%	100%

3 安心な暮らしを支える生活環境づくり

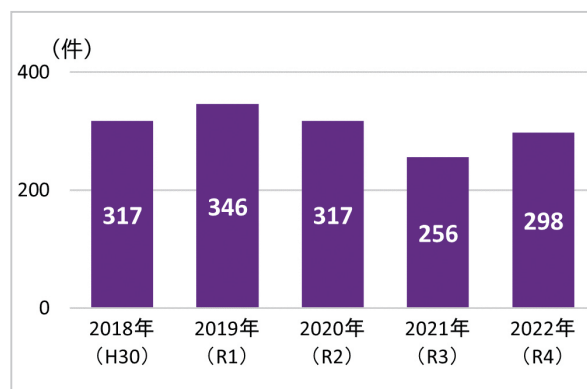


現状と課題

刑法犯認知件数は戦後最少であった2021（令和3）年から、2022（令和4）年には増加に転じており、凶悪事件や複雑多様化した特殊詐欺等の発生の影響で、全国的に体感治安は悪化している状況です。市内の令和4年の刑法犯認知件数も、減少傾向であった前年から増加に転じています。安全なまちであることは、住民にとって重要な要素であり、犯罪を未然に防ぐ体制づくりや、被害にあった場合の適切な対処、必要な支援を受けられる体制づくりとともに、市民の防犯意識の向上が必要です。

また、消費者被害の防止に関しては、相談体制の強化や情報提供、啓発活動等の積極的な実施と消費者リーダーの育成が必要です。不法投棄や公害、騒音等への対策などもあわせて、地域の目で生活環境を見守り合う、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

市内の刑法犯認知件数



資料：危機管理課

取組方針

治安のよい社会で安心して暮らし続けることができるよう、防犯意識の向上、適切な情報提供、周知活動に努め、地域ぐるみで犯罪や消費者トラブルから市民を守る環境づくりに取り組みます。また、不法投棄の防止や環境美化、公害対策を推進し、市民が快適に暮らし続けることができる生活環境づくりに取り組みます。

取組1 防犯意識の向上と地域防犯環境の改善

危機管理課【①～④】

- ① 日頃から市民の防犯意識を高めるため、意識啓発や周知活動を積極的に展開します。
- ② 地域の防犯連絡員等による巡回活動（青色防犯パトロール）の充実を図ります。
- ③ 主要な交差点や公園、学校周辺を中心に、防犯カメラの設置を実施します。
- ④ 危険箇所を中心に、防犯灯の設置と維持管理を図ります。

取組2 消費生活センターの充実

産業振興課【①～④】

- ① 消費者トラブルが発生した際に迅速に対応できるよう、消費生活センターの相談体制を強化し、県と連携した消費者保護に努めます。
- ② 多様化する消費者トラブルから市民を守るため、キャンペーン等の広報活動を強化し、被害の未然防止に努めます。
- ③ 食品や日用品についての正しい知識など消費生活を取り巻く情報について、広報紙やホームページ等により提供していきます。
- ④ 消費生活に関する啓発を図るため、出前講座や各種イベントの機会を利用して啓発活動などを推進します。

取組3 消費者リーダーの育成

産業振興課【①】

- ① 地域に近い立場である消費者リーダーの育成・拡大に努め、悪質商法など消費者トラブルの未然防止や早期救済を図るため、消費生活に関する活動を積極的に支援します。

取組4 不法投棄対策と環境美化の推進

廃棄物対策室【①】
環境課【②】

- ① 廃棄物の不法投棄防止について周知に努めるとともに、不法投棄をさらに減らしていくための取組を推進し、良好な地域環境の保全に努めます。
- ② ごみの散乱を防止し、水辺や樹林地、道路周辺などにごみのない、美しいまちづくりを推進します。

取組5 公害対策

環境課【①】

- ① 市民の健康や生活環境に悪影響を及ぼすような公害の未然防止に努めます。

取組6 成田国際空港の騒音対策と機能強化に伴う地域振興

環境課【①②】

- ① 成田国際空港の航空機騒音等への対策を行い、市民が安心して暮らせる環境づくりを図ります。
- ② 成田国際空港の機能強化に伴う周辺地域を含めた波及効果を、産業振興や生活環境の向上などの地域づくりに生かします。



防犯キャンペーン



成田国際空港周遊フライト体験

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 刑法犯認知件数 (1月～12月)	298件/年	240件/年
2 消費生活相談件数	264件	200件
3 不法投棄件数	56件	0件

4 衛生的な生活環境のための上下水道

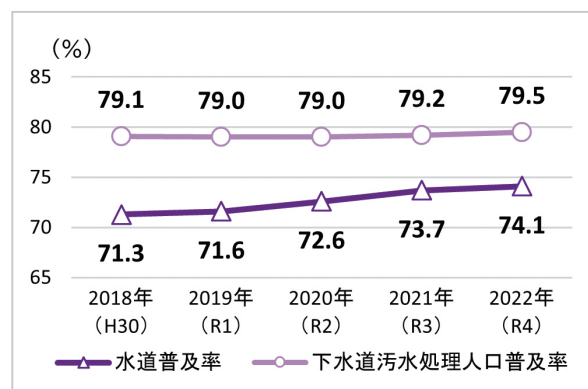


現状と課題

上下水道は、市民の衛生的な生活に欠かすことのできないライフラインです。上水道においては、安全で安心な水を将来にわたり安定して供給するため、適切な運営が求められています。本市では人口の減少による給水人口や給水量の減少が懸念される中で、各種設備の老朽化が進み、更新が必要になってきています。

また、下水道は、地域の衛生の保持と水環境の保護のため、下水の適切な処理を行う重要な役割を担っています。しかしながら、現在本市では下水道汚水処理人口普及率は79.5%となっています。今後は、下水道整備区域の見直しに対応した適切な生活排水の処理を進めていく必要があります。また、下水道施設も老朽化が課題となっており、計画的な対策が求められています。下水道事業の持続可能な運営を図っていくため、事業の経営強化が課題となっています。

水道普及率、下水道汚水処理人口普及率



資料：水道課、下水道課

取組方針

上水道については、安定的に安全でおいしい水の供給を継続していくため、良質な水源の確保、水道施設の適正な維持管理とともに、水道事業の安定的な経営基盤の確立に努めます。

下水道については、清潔で衛生的な生活環境を維持していくため、加入促進による接続の推進、生活排水の適正処理に努めます。また、老朽化が進む下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な経営基盤強化と持続可能な運営に取り組めます。

取組1 安全な水の安定供給

水道課【①】

- ① 安心で良質な水源の確保や水質管理の適正化、受水量の把握等により、安全な水道水の安定供給を図ります。

取組2 安定した水道事業の運営

水道課【①～③】

- ① 水道施設の適正な維持管理に努め、水道事業の広域化を見据えた計画的な運営に取り組めます。
- ② 水道への加入促進を積極的に推進し、普及率の向上を図ります。
- ③ 効率的な水道事業運営とコスト削減に努め、安定した経営基盤の確立を図ります。

取組3 生活排水の適正処理

下水道課【①】

- ① 下水道整備区域の見直しに応じて、高度処理型浄化槽*の設置促進を図るとともに、単独浄化槽から高度処理型浄化槽への転換を推進します。

取組4 安定した下水道事業の運営

下水道課【①～③】

- ① 社会情勢の変化に対応した下水道施設の整備を進めながら、既存施設の長寿命化のため、計画的かつ最小コストでの改築・更新に取り組みます。
- ② 積極的な広報周知と補助制度等により、下水道への加入促進を図ります。
- ③ 持続可能な下水道事業運営のため、将来的な使用料改定の検討を行うなど、経営の強化に取り組みます。



いなすけをデザインしたマンホール蓋



江戸崎浄水場 急速ろ過機

目標指標

指標名	現況値 (令和4年度)	将来値 (令和9年度)
1 水道普及率	74.1%	79.0%
2 水道事業の経常収支比率	103%	108%
3 下水道污水处理人口普及率	79.5%	82.5%
4 下水道事業の経費回収率	54.9%	56.9%

第3部 稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略及び 第5次稲敷市行政改革大綱

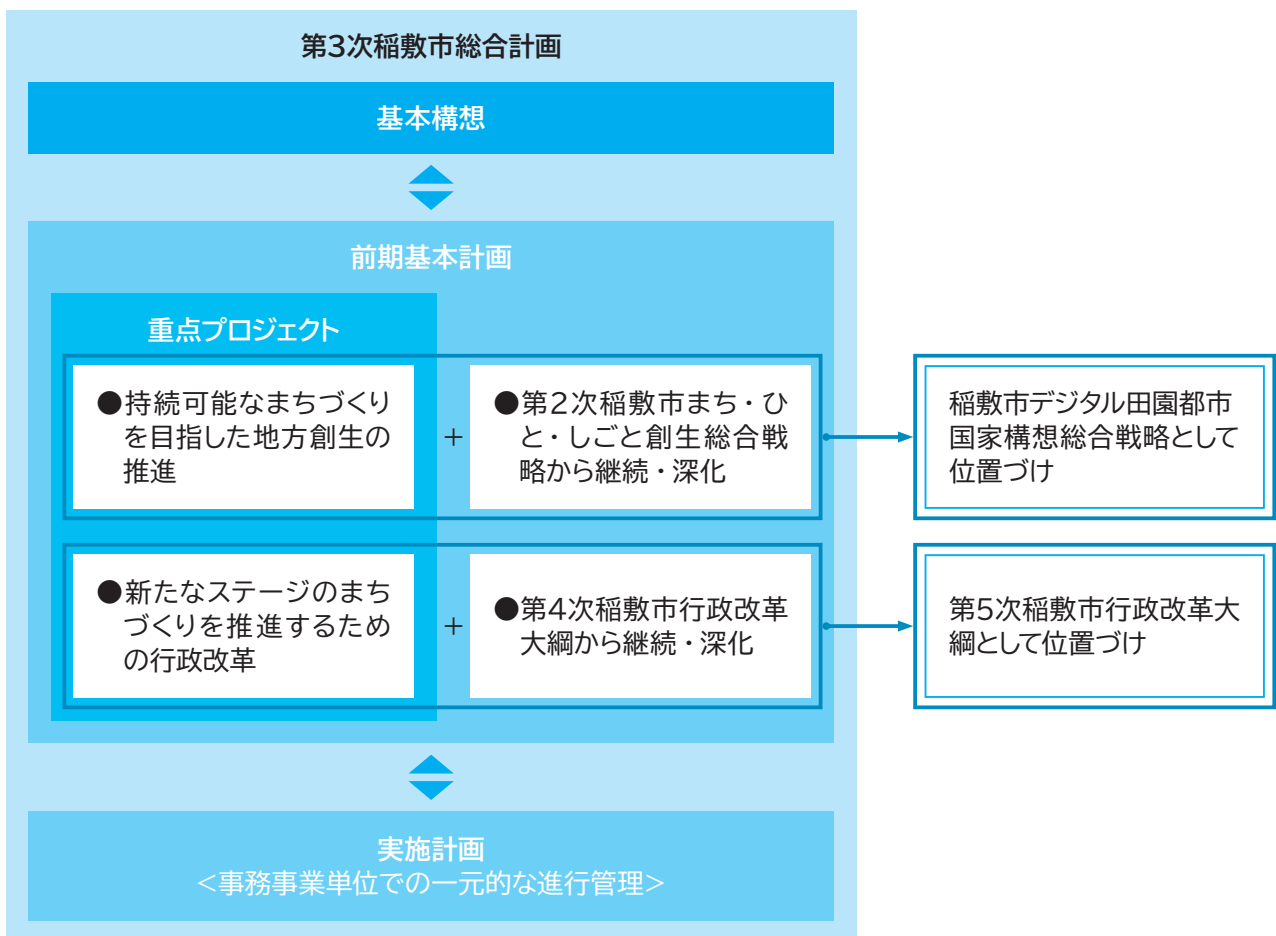
(1) 第3次稲敷市総合計画との関係の整理

① 第3次稲敷市総合計画における位置づけ

「稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、「第3次稲敷市総合計画前期基本計画」の重点プロジェクトの柱の一つとして設定した「持続可能なまちづくりを目指した地方創生の推進」に位置づく取組に、これまでの「第2次稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のうち、今後も継続していく取組を加えたものとなります。

同様に、「第5次稲敷市行政改革大綱」は、「第3次稲敷市総合計画前期基本計画」の重点プロジェクトの一つの柱として設定した「新たなステージのまちづくりを推進するための行政改革」に関連する取組に、これまでの「第4次稲敷市行政改革大綱」のうち、今後も継続していく取組を加えたものとなります。

これにより、本市の総合戦略及び行政改革大綱に対して、部署横断的に取り組む体制をつくり、総合計画における事務事業単位の実施計画による一元的な進行管理のもと、効果的・効率的な取組の推進を図ります。



② 計画期間

「稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び「第5次稲敷市行政改革大綱」の計画期間は、「第3次稲敷市総合計画前期基本計画」と同じ2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とします。

③ 目標指標について

「稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び「第5次稲敷市行政改革大綱」の推進においては、次のとおり目標を定め、総合的な視点で市民の暮らしやすさ、豊かさの実現を目指します。

■幸福な暮らしの目標

項目	実績値	目標値 (令和9年度)
「住み続けたい」と感じている市民の割合	38.7% (令和3年度)	54.0%

■人口減少対策の効果の目標

項目	実績値	目標値 (令和9年度)
合計特殊出生率(5か年平均)*	0.99* (平成30～令和4年度)	1.20
社会増減数(転入者数－転出者数)	-201人 (令和4年度)	-100人

*合計特殊出生率：人口動態調査（厚生労働省）、常住人口調査（茨城県）に基づき算出した期間合計特殊出生率

■稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略の取組の推進に関する目標

項目	実績値	目標値 (令和9年度)
「市民協働・コミュニティ」に対する市民の満足度	17.3% (令和3年度)	30.0%
「情報発信」に対する市民の満足度	28.8% (令和3年度)	50.0%
「住環境」に対する市民の満足度	20.6% (令和3年度)	40.0%
「商業・工業・観光」に対する市民の満足度	15.2% (令和3年度)	30.0%
「子育て支援」に対する市民の満足度	32.9% (令和3年度)	40.0%
「学校教育」に対する市民の満足度	29.7% (令和3年度)	40.0%

■第5次稲敷市行政改革大綱の取組の推進に関する目標

項目	実績値	目標値 (令和9年度)
「効率的な行政運営」に対する市民の満足度	17.4% (令和3年度)	30.0%

(2) 稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略

① 策定の趣旨

本市においては、他自治体に先駆けて2015（平成27）年10月に稲敷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略である「いなしきに住みたくなっちゃう♥プラン」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。しかし、少子高齢化・人口減少はより一層深刻化し、若い世代の東京圏への流出超過が継続しています。

2021（令和3）年度の桜川地区（旧桜川村）に続き、2022（令和4）年度に市全域が過疎地域指定を受けたことは、人口減少・少子高齢化との向き合い方を大きく変える契機となり、これまでのまちづくりのあり方を抜本的に見直す必要性を行政と市民が共有しました。

そこで、本市の人口減少対策に、さまざまな立場から取り組む体制を新たに示し、住みたい、住み続けたいと感じることができるまちづくりを目指し、「稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定するものです。

② 稲敷市が目指す人口減少対策の視点

本市の人口減少対策は、人口を増やすことや減らさないという増減数の“量”の対策だけではなく、市民一人ひとりが豊かさを感じられる暮らしを実現し、現在本市に暮らす市民が住み続けることの“質”に重点を置くものです。さらに、進学や就職を機に市外へ転出した人が本市に戻ってくること、本市に魅力を感じて住みたいと思う人が定住することにも力を入れ、市民が幸福感、満足感を感じる豊かさや活気を創り出していくことを目指します。

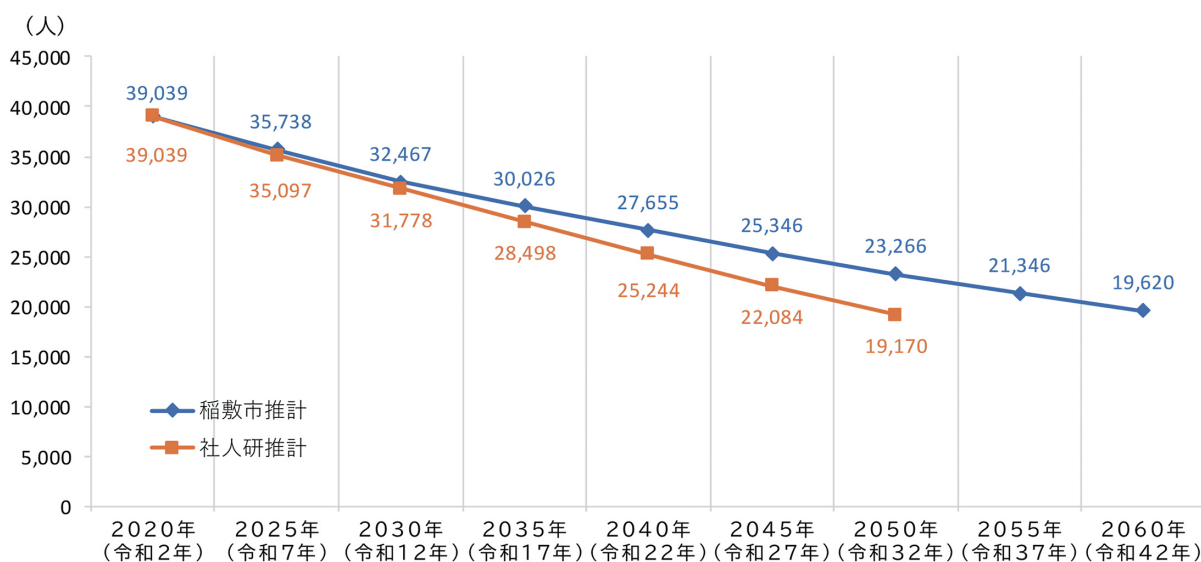
取組の推進にあたっては、若い世代が働く場、居住する場、子育てをする場をつくり、総合的な暮らしの環境の充実に取り組むべきと考えます。そのため、若い世代が進学・就職・結婚などのタイミングで流出せずに豊かに暮らせる産業の育成、安心して子育てができる就業環境、居住環境、教育や子育て支援サービスの充実を展開するとともに、効果的な情報発信に取り組めます。

③ 稲敷市の人口ビジョン

本市では、2020（令和2）年の国勢調査人口において、推計値を上回る速度で人口減少が進んでおり、このままの推移が継続した場合、今後の本市の人口は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）*が推計した人口を大きく下回ることが懸念されるところです。

この状況を克服するべく新たなステージに踏み出すため、「第3次稲敷市総合計画」では、計画期間の12年間を土台づくりの期間ととらえ、さまざまな施策に複合的かつ戦略的に取り組み、豊かさと幸せを実感できるまちづくりに取り組んでいくこととしています。それらの取組により、社人研の人口推計より緩やかなカーブの人口推移を実現していくものとし、2060年頃まで20,000人を維持することを目指します。

2060年の将来目標人口 概ね **20,000人**程度



稲敷市の将来人口の推計

合計特殊出生率及び移動率の設定

年種別	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
合計特殊出生率	1.2		1.25		1.6		1.8		
移動率	転出超過			均衡		転入超過			

④ 国が示すデジタル田園都市国家構想総合戦略

国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

地方においては、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築するとともに、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力を活用した地域間連携やデジタル実装の推進策に取り組むことが求められています。

■ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

① 地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX*（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等

② 人の流れを作る

「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり等

③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域のさまざまな取組の推進等

④ 魅力的な地域をつくる

教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化*の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

■ デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が協力を推進

① デジタル基盤の整備

デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICT*の活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化等

② デジタル人材の育成・確保

デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保等

③ 誰一人取り残されないための取組

デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立等

⑤ 稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本目標（地域ビジョン）

基本目標 1. 地域の魅力を共有し、みんなで幸せを実感できるまちをつくります

本市のまちづくりの課題は、市民の本市への関心等が希薄であることです。これは、まちへの期待が低下しているとともに、市民の多くが地域の魅力ある資源をあたりまえのものとして認識しているためと考えられます。地域への関心を持ち、まちへの評価を高めることは、そこに住む人の幸福感を高めることにも繋がります。そのため、地域に根付いた生活拠点の形成や広域的な交流機会の拡大による賑わいづくりと併せて、市民の地域に対する関心や愛着を醸成することに繋がる情報共有や市内外へのプロモーションを展開します。

基本目標 2. 「住みたい」を実現させる住環境で笑顔があふれる暮らしをつくります

本市では、他自治体に先駆けて2015（平成27）年10月に稲敷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略である「いなしきに住みたくなっちゃう♥プラン」を策定し、重点的に人口減少対策に取り組んできましたが、人口の流出に歯止めをかけるまでには至りませんでした。これまでの人口減少対策における課題として、移住・定住の受け皿となる住宅の質的な魅力や量的な整備が不足していることが挙げられます。そのため、住宅と住宅用地の双方の供給を強化するとともに、移住・定住者に向けてターゲットを絞ったプロモーションを展開します。

基本目標 3. 多様な働き方で地域を支える産業が息づく活力をつくります

雇用の拡大・産業の振興は、単なる仕事の創出だけでなく、今後、稲敷市が潤いと活気のある持続可能な地域として存続・発展していくために取り組むべき重要な課題です。そのため、より丁寧な雇用と就業のマッチングの仕組みを整えるとともに、開発による新たな機会を見逃さず、地域の個性ある産業の継続や創出を強化することで、稲敷市らしい雇用・産業の活性化を図ります。

基本目標 4. 未来に繋がる学びで郷土への思いと誇りに満ちた人をつくります

本市の子どもたちは、市外へ進学・就職する割合が高くなっており、その結果、地域への関心が薄れて、生活の場を市外に移す傾向がうかがえます。そのため、郷土への思いの醸成を図りながら、稲敷市らしい学び・教育の充実と高校生等への支援の拡大を図ることで、成長過程で本市とのつながりが途切れることのない子育て支援・教育を展開します。

⑥ 稲敷市デジタル田園都市国家構想総合戦略における具体的な取組内容

基本目標 1. 地域の魅力を共有し、みんなで幸せを実感できるまちをつくります

取組方針	具体的な取組内容	対応する 基本計画の取組
行政、市民、企業等との連携によるまちづくりの推進		
	「(仮称)稲敷市桜 ^{はな} と人と水辺の回廊」の整備・運営	●1-2-2-⑤ P.41
	民間企業との連携による生活拠点の形成	●1-1-1-② P.38
	未活用の公共施設跡地等を生かした地域活性化の推進	●2-2-1-④ P.52
	持続可能なコミュニティづくりのための横断的連携の強化	●1-1-1-③ P.38
	「持続可能な地域づくりシンポジウム」の開催	●1-1-2-③ P.39
	市民の意見を反映する機会の充実	1-1-4-① P.39
	公民館を核とした地域づくりの推進	1-1-2-④ P.39
	市民による主体的なまちづくり活動への支援	1-1-5-② P.39
	消防団活動の活性化と防災施設の環境整備	5-2-2-① P.86
	防災意識の向上と防災組織の育成	5-1-2-① P.84
地域への愛着を育むプロモーションの展開		
	市民に向けた地方創生等の情報発信の強化	●1-2-1-① P.40
	豊かな特産品等を使用した創作料理等の開発と提供の推進	●1-4-4-② P.45
	官民連携での特産品開発によるシティプロモーション*の展開	●1-4-4-④ P.45
	地域おこし協力隊制度の活用	1-2-1-③ P.40
	茨城ゴールデンゴールズと連携したシティプロモーション	3-5-1-⑤ P.68
観光・交流の拡大による賑わいある地域の再生		
	広域サイクリングロードと連携した賑わいあるまちづくりの推進	●1-2-3-① P.41
	和田公園のリニューアルによる霞ヶ浦の交流拠点の強化	●1-3-3-② P.43
	地域資源を生かした観光・交流の拡大による賑わいの創出	●1-2-2-① P.41
持続可能な地域づくりのための生活圏の形成		
	持続可能な公共サービスのあり方を踏まえた公共施設の再編	●2-4-2-① P.57
	都市計画マスタープランの見直しによる土地利用の転換	●2-2-1-④ P.52
	人口減少・少子高齢化に対応した交通ネットワークの形成	●2-2-6-① P.53
	通勤・通学の利便性を確保するための広域的な公共交通の拡充	2-2-6-② P.53
	防災情報ネットワークの構築と推進	5-1-1-③ P.84

●：総合計画の重点プロジェクトに位置づく取組

基本目標 2. 「住みたい」を実現させる住環境で笑顔があふれる暮らしをつくります

取組方針	対応する 基本計画の取組
具体的な取組内容	
新たなステージの空き家対策・空き家利活用の推進	
専門家・専門機関等との連携による空き家対策・利活用の強化	● 1-3-2-① P.43
専門部署の設置等も視野に入れた空き家対策・利活用の推進	● 1-3-2-① P.43
市民や企業等との情報共有など地域で取り組む空き家対策	● 1-3-2-① P.43
周辺環境を生かした子育て家族向け住宅整備の推進	
市街地の利便性を生かした子育て家族向け住宅整備の推進	● 1-3-1-④ P.42
子育て家族向け住宅整備に合わせたプロモーションの展開	● 1-3-1-① P.42
定住前の体験移住や定住後のコミュニティづくりなどの支援	● 1-3-1-① P.42
マイホーム新築・購入・リフォームの支援	1-3-1-③ P.42
新規の水道整備等の支援	5-4-2-② P.90
遊休市有地を活用した住宅用地の分譲	
遊休市有地を活用した住宅用地の創出	● 1-3-2-② P.43
民間等との連携による住宅用地の販売促進	● 1-3-2-③ P.43
稲敷市出身者等をターゲットとした移住・定住プロモーションの展開	
帰省時期に合わせた移住・定住情報の提供	● 1-3-1-⑤ P.42
市外に転出した稲敷市出身者などと繋がる手段の創出	● 1-3-1-⑥ P.42
移住定住ポータルサイトの運用	1-3-1-① P.42
男女の出会いをサポートする場の創出	1-3-1-② P.42

●：総合計画の重点プロジェクトに位置づく取組

基本目標 3. 多様な働き方で地域を支える産業が息づく活力をつくります

取組方針	具体的な取組内容	対応する基本計画の取組
市内企業と学生等とのリクルート・コーディネート強化		
	市内企業による合同就職説明会の開催	●1-5-4-① P.47
	市外へ進学した学生等へ保護者を介したリクルート情報の発信	●1-5-4-① P.47
	IC周辺整備や工業団地開発による新たな雇用の場の創出	●1-5-1-② P.46
	就労支援ポータルサイトの運営強化	1-5-4-① P.47
自分らしい働き方を実現・継続する創業支援強化		
	新たな加算制度による「市民のための創業支援」の強化	●1-5-2-① P.46
	金融機関との連携による創業時の経済支援や経営サポート等の促進	●1-5-2-② P.46
	自分らしい働き方をしている创业者の情報発信による制度PR	●1-5-2-② P.46
	新規就農者等の育成支援	1-4-2-① P.44
	女性が働きやすい環境の促進	4-1-1-② P.74
地域で愛されている企業の承継等の支援		
	「地域おこし協力隊」制度を活用した事業承継の推進	●1-5-2-③ P.46
	「市民のための創業支援」制度と連携した事業承継の推進	●1-5-2-③ P.46
	新たな事業承継システムの構築	●1-5-2-③ P.46
	中小企業への事業資金融資制度の促進	1-5-3-③ P.47
チャンスを見逃さない活力ある地域づくりの推進		
	圏央道IC周辺の開発による産業活性化の推進	●2-2-1-③ P.52
	圏央道4車線化と連携した農業等の高度化の推進	●1-5-1-① P.46
	国県道のバイパス化に伴う沿道開発の促進	●2-2-1-③ P.52
	農産物のブランド化・高付加価値化の推進	1-4-4-③ P.45
	農地の集積による農業の生産性向上の促進	1-4-1-② P.44
	稲敷市独自の優遇制度や助成金による企業誘致の推進	1-5-1-③ P.46
	社宅等の整備支援制度	1-5-1-③ P.46

●：総合計画の重点プロジェクトに位置づく取組

基本目標 4. 未来に繋がる学びで郷土への思いと誇りに満ちた人をつくります

取組方針	対応する 基本計画の取組
具体的な取組内容	
安心して産み育てられる環境づくり	
妊娠、出産、子育てまでの総合的な相談体制づくり	● 3-1-2-⑤ P.61
子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの充実	● 3-1-2-② P.61
多様なニーズに対応する経済的な子育て支援	3-1-1-① P.60
医療福祉制度(マル福)の充実	4-4-6-① P.81
医療機関の確保と救急医療体制の維持	4-4-4-① P.81
子どもの予防接種の助成	4-4-3-① P.80
多様な体験を通じた郷土への思いの醸成	
食育の推進とそのPRによる郷土愛の醸成	● 3-2-4-③ P.63
行政、市民、企業等による地域を知る学習の推進	● 3-2-3-④ P.63
中学校部活動の地域移行の推進	● 3-2-4-⑤ P.63
子どもを対象とした体験学習等の充実	● 3-3-1-⑤ P.64
伝統文化や芸能などの次世代への伝承	3-6-2-④ P.71
姉妹都市交流等の体験学習の充実	3-6-3-② P.71
地域で夢が広がる学び・教育の充実	
英検(英語検定試験)の経済的な支援	● 3-3-1-② P.64
民間導入による英検対策講座の開催	● 3-3-1-② P.64
英語と触れ合う多様な機会の創出	● 3-3-1-③ P.64
成田国際空港と連携した「航空業界学習」の強化	● 3-3-1-④ P.64
放課後を活用した子どもたちの健全育成	3-1-1-⑥ P.60
外国語指導助手の充実した配置	3-3-1-③ P.64
図書館サービスの充実	3-4-2-① P.67
子育て支援・教育の高校生以上への拡大	
英検・TOEIC*等の支援対象者の拡大	● 3-3-1-② P.64
高等教育等における新たな奨学金制度等の創設	● 3-3-2-④ P.65
東京方面の通学支援を目的とした高速バスの再編・導入	● 2-2-6-③ P.53
まちづくりやボランティアを介した学生等とのつながりづくり	● 1-1-2-② P.39
路線バスを利用して通学する学生への定期券補助	2-2-6-① P.53

●：総合計画の重点プロジェクトに位置づく取組

(3) 第5次稲敷市行政改革大綱

① 策定の趣旨

本市では、2005（平成17）年3月に4町村が合併し、2005（平成17）年度に最初の行政改革大綱を策定した後、「第4次行政改革大綱」（2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）まで継続的に事務事業の見直しや組織機構の改革、職員数及び人件費の削減、財政の健全化、行政サービスの向上などに取り組んできましたが、未だに解決に至らない課題が多くあります。

その背景には、合併後の混乱を極力抑えるため、「サービスは高く」「負担は低く」との方針による調整や、事務事業の一律的な削減が求められてきたことなどがあり、また、改革を実行する段階で、それぞれの立場の利害が重視される風潮も大きな弊害となっています。

一方で、人口減少・少子高齢化社会の進展による社会保障費の増加、老朽化した公共施設やインフラの維持管理・更新、多様化する市民ニーズへの対応、行政のデジタル化への投資など、厳しさを増す社会情勢の中、今まで以上に果敢な行財政改革に取り組む姿勢が求められています。

このような状況を踏まえて、引き続き、自己決定、自己責任の原則による行政経営を進めていく必要があることから、将来にわたり持続可能な安定した財政基盤に基づいた暮らしやすいまちづくりを目指し、「第5次稲敷市行政改革大綱」を策定するものです。

② 稲敷市における行政改革の視点

市の最重要課題である人口減少・少子高齢化においては、2021（令和3）年4月に桜川地区（旧桜川村）が、そして2022（令和4）年4月には市全域が過疎地域に指定されました。その中にあっても、「稲敷〈新〉未来ビジョン」（2023（令和5）年）においては、「数や量」を求めるのではなく、市民の暮らしの「豊かさ」の向上を目指したまちづくりに取り組む姿勢を示しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、行政のデジタル化は飛躍的に浸透し、人々の生活や仕事など、社会のあらゆる場面に変化をもたらしてきました。行政内部においても、新しい技術の導入だけでなく、それによって提供されるサービスの向上、制度や組織のあり方の変革が求められています。

こうした中、「第5次稲敷市行政改革大綱」においては、市民の豊さ、満足度を高めていくため、行政、市民、企業等が連携・協力し、取組を進めていくことのできる行政のあり方を念頭に置き、職員の働き方や業務の見直しを含めた行財政運営の改革を通して、市民が住み続けたいと思える持続可能なまちづくりを着実に進めていく必要があります。

③ 第5次稲敷市行政改革大綱の取組

本大綱では、「第3次稲敷市総合計画」の将来像である「自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち～いなしきの新たなステージへ～」の実現を目指し、地域や企業等の多様な主体と協働して、将来にわたって安定的に質の高い行政サービスを提供し続けられる行政経営に取り組むこととします。

基本目標

「ヒト・モノ・カネ」を改革し、新たな取組に挑戦する仕組みをつくります

新たなステージのまちづくりを推進していくためには、新たな投資を可能にする行財政基盤の再構築とともに、その原動力となる行政組織や職員のパフォーマンスを高める取組も必要です。そのため、歳出入の改革による持続可能な財政基盤の構築をはじめ、職員の働き方改革によるサービスの質的向上と、新たな人事制度の設計も含めた行政改革により、本格的な協働のまちづくりに取り組みます。

◆基本目標に基づく取組方針

取組方針 1. 協働のまちづくりを推進するための環境づくり

稲敷市では今回、新たなステージのまちづくりを推進するため、“協働のまちづくり”を中心に据えて取り組もうとしています。そのため、職員が地域や企業等と一緒に地域に貢献することのできる制度を導入し、本格的な協働のまちづくりのための環境づくりに取り組みます。

また、子育て支援をはじめとする地方創生が着実に推進されるよう、各取組をマネジメントする庁内体制の強化を図ります。

取組方針 2. 行政サービスの最適化による職員の働き方改革の推進

合併以来、国や県からの権限移譲により事務事業が増加の一途を辿っているとともに、行政サービスの高度化・多様化により、事務事業や業務手続きは増え続けており、従来 of 体制では、地域課題の解決に向けた新たな取組への挑戦や専門性の高い人材の確保・育成が難しい状況です。そのため、DX*による新たな技術を積極的に活用し、職員の働き方改革を推進していくことが必要です。業務量の削減を図りながら行政サービスの適正化を進めることで、職員や組織のパフォーマンスを高める行政改革に取り組めます。

取組方針 3. 持続可能な財政基盤の構築

新たなステージのまちづくりを推進するためには、新たな投資を行うための財源が必要となります。そのため、市の財政状況について市民等と共有しながら、これまで蓄積されたデータを活用した歳出削減、ふるさと納税やクラウドファンディング*などの新たな財源による歳入拡大について、課題を見極めながら改善策を検討し、財政運営の基本的な基盤づくりを進めます。

④ 第5次稲敷市行政改革大綱における具体的な取組内容

取組方針	具体的な取組内容	対応する 基本計画の取組
協働のまちづくりを推進するための環境づくり		
	大学・研究機関や企業等の協力・支援による行政課題への対応	● 1-1-1-② P.38
	「(仮称)稲敷市地域貢献活動応援制度」の創設	● 2-4-4-③ P.57
	協働のまちづくりなどを促進するための組織機構の見直し検討	● 2-4-4-③ P.57
	地方創生を推進するための庁内マネジメント体制づくり	● 2-4-1-③ P.56
	地域コミュニティ活動の取組の促進	1-1-1-④ P.38
	市民の意見を反映する機会の充実	1-1-4-① P.39
行政サービスの最適化による職員の働き方改革の推進		
	業務手法の見直しによる事務量の軽減化	● 2-4-1-④ P.56
	公民連携による行政サービスの質的向上と業務効率化の推進	● 2-4-1-④ P.56
	職員の適正な定員管理	● 2-4-4-② P.57
	フレックスタイム*やテレワーク*等の導入	● 2-4-4-③ P.57
	デジタル行政の推進による業務改革	2-3-2-① P.55
	事務事業評価等の実施による事業のスクラップ&ビルドの推進	2-4-1-② P.56
	人事評価・人材育成の推進	2-4-4-① P.57
持続可能な財政基盤の構築		
	公民連携を見据えた公共施設使用料の適正化とサービスの見直し	● 2-4-2-① P.57
	ふるさと納税の拡大やクラウドファンディング*の導入による財源確保	● 2-4-3-① P.57
	市の財政状況の公表による情報の共有化	● 2-4-1-① P.56
	稲敷市独自の優遇制度や助成金による企業誘致の推進	1-5-1-③ P.46
	不要財産や遊休財産等の最適な活用	2-4-2-② P.57
	広告収入等による収益拡大・財源確保	2-4-3-① P.57
	適正かつ公平な課税による歳入の確保	2-4-3-③ P.57

●：総合計画の重点プロジェクトに位置づく取組

資料編

- (1) 用語集
- (2) 策定の経緯
- (3) 稲敷市総合計画等策定委員会設置要綱
- (4) 稲敷市総合計画等策定委員会名簿
- (5) 稲敷市総合計画等職員ワーキングチーム
- (6) 若手職員ワークショップ名簿
- (7) 稲敷市総合計画等審議会条例
- (8) 稲敷市総合計画等審議会名簿
- (9) 諮問
- (10) 答申

(1) 用語集

本文中に「*」を付けている用語の解説を下記に示しています。

頭文字	用語	解説
あ	空き家バンク	空き家等の売却または賃貸を希望する所有者等からの申込みにより登録された空き家等に関する情報を公開し、空き家等の利活用を希望する人に紹介する制度のこと。
	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体のこと。
	茨城県後期高齢者医療広域連合	75歳以上（一定の障がいのある人は65歳以上）の高齢者が加入する後期高齢者医療制度を運営するために設立された都道府県単位の特別地方公共団体のこと。
	インバウンド	外国人が国内に訪れる旅行及び旅行者のこと。
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に加工、編集、再配布等の利用ができるよう、ルールに準じた形で公開されたデータのこと。
か	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減するとともに、森林などによる吸収量を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼロにする取組のこと。
	観光立国	国内の特色ある自然環境、都市光景、歴史的資源、文化施設等を整備して国内外から観光客を呼び込み、その経済効果を国の経済を支える基盤の一つにすること。
	クラウドファンディング	「群衆(クラウド)」と「資金調達(ファンディング)」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する仕組みのこと。
	ケアマネジメント	介護や支援を必要とする人が地域社会による見守りや支援を受けながら、本人の生活状況や心身状況を踏まえて、望ましい生活の維持継続ができるよう支えるシステムのこと。
	高度処理型浄化槽	窒素・リン・BOD除去率の高い浄化槽のこと。水源地や湖沼でのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる。
	国土強靱化	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。
	国立社会保障・人口問題研究所(社人研)	人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関のこと。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、風力、バイオマスなど、自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギーのこと。

頭文字	用語	解説
さ	ジェネリック医薬品	先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認された医薬品のこと。一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。
	シティプロモーション	地域再生・観光振興、住民協働などを通して、地域住民のまちへの愛着を形成することや自治体名の知名度を向上するための取組のこと。さらに、地域のイメージを高め経営資源の獲得を目指すこと。
	スクールガード・リーダー	学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTAや地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言などを行う、元警察官等の防犯知識を有する者のこと。
	スマート自治体	AIやRPAなどの先進技術を活用することで、定型業務を自動化したり、標準化された共通基盤を用いたりするなど、効率的なサービス提供を行う次世代の自治体像のこと。
	スマート農業	ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。
	3R	Reduce（リデュース）＝ごみの発生や資源の消費自体を減らすこと、Reuse（リユース）＝ごみにせず繰り返し使うこと、Recycle（リサイクル）＝ごみにせず再資源化すること、の3つの頭文字を取ったアクションの総称のこと。
	セクシャル・ハラスメント	性的いやがらせのこと。特に、職場や学校などで行われる性的・差別的な言動をいう。
	ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを旨を表明した地方自治体のこと。
た	ダイバーシティ&インクルージョン	多様性を意味し、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のダイバーシティと、各人の多様性を受け入れ、認め合いながら、組織に参画・貢献していくインクルージョンを組み合わせた言葉。
	地理的表示保護制度（GI）	その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度のこと。
	ティーム・ティーチング	複数の教師がチームとなり、各教師の特性を生かしながら、一つの子ども集団を対象に、指導の全部または一部について共同で責任を負い、協力して指導にあたること。
	データセット	コンピュータで処理されるデータのまとまり。属性によって分類されたり、ある目的で集められたりしたデータが記録されたファイル群のこと。
	デジタル田園都市国家構想	デジタル化社会の実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという構想のこと。
	テレワーク	Tele（離れた所）とWork（働く）をあわせた造語であり、ICTを活用して場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

頭文字	用語	解説
た	道路元標	道路の路線の起点・終点または経過地を表示するための標識のこと。大正8年に制定された旧道路法で各市町村に1か所設置することとされていた。
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のほかに、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的隔離暴力など広範囲にわたる。
な	ナショナルサイクルルート	日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために、優れた観光資源を持つ走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信などの取組を連携させた国指定のサイクルルートのこと。
	ニューノーマル	社会に大きな変化が起こり、以前の状態には戻らず、「新しい日常」として定着すること。
は	ハザードエリア	津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として、地方公共団体が指定している区域のこと。
	バリアフリー	障がい者や高齢者などが自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。
	ヒューマンスケール	人間の尺度を基準として、人間が安心して快適に感じられる適切な空間の規模やものの大きさを示すもの。
	フィルムコミッション	映画・テレビドラマ・CMといった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行う団体のこと。
	プラグインハイブリッド自動車	家庭用電源のコンセントなどからモーター駆動用の蓄電池(バッテリー)に充電できるようにしたハイブリッドカーのこと。
	フレックスタイム	出勤・退勤の時刻を一定のルールの中で従業員が決められる勤務体制のこと。業務内容や従業員の生活に合わせて勤務時間帯を調整することが可能になる。
	放課後子ども総合プラン	すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のこと。
や	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、できるだけ多くの人にとって利用しやすいようにつくられた建築・製品・情報などの設計のこと。
ら	理科支援員	小学校の理科授業において、教員と相談しつつ、観察・実験等の支援や理科教材の開発支援、理科授業の進め方等の提案・助言などを行う専門スタッフのこと。
	6次産業化	農業や水産業において、生産(第1次産業)だけでなく、加工(第2次産業)、流通や販売(第3次産業)にも関わることにより付加価値をつけ、農業者等の経営の高度化・多角化を進め、産業を活性化しようとする取組のこと。

頭文字	用語	解説
わ	ワーケーション	Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。
A	AI	Artificial Intelligenceの略で、人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。
D	DX	Digital Transformationの略で、データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、新たなサービスや価値を提供し、業務そのものや、プロセス、組織文化などを変革していくこと。
G	GAP	Good Agricultural Practicesの略で、農産物の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。
	GX	Green Transformationの略で、これまでの石炭や石油などの化石エネルギー中心の産業構造・社会構造から、CO2を排出しないクリーンエネルギー中心の構造に転換すること。
I	ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関連する技術一般のこと。
	IoT	Internet of Thingsの略で、従来インターネットに接続されていなかったさまざまなモノが通信機能を持ち、相互に情報交換をする仕組みのこと。
P	PDCAサイクル	「Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善」のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセスのこと。
Q	Q-U調査	Questionnaire-Utilitiesの略で、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のこと。児童生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握するために実施される。
S	SDGs	Sustainable Development Goalsの略で、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。
	Society5.0	仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0) 農耕社会(Society2.0) 工業社会(Society3.0) 情報社会(Society4.0) に続く、新たな社会を目指すもの。
T	TOEIC	Test of English for International Communicationの略で、国際コミュニケーション英語能力テストのこと。英語を母語としない人を対象とする。

(2) 策定の経緯

年月日	事項	内容
令和5年		
4月 27日	市長ヒアリング	・総合計画に係る市長ヒアリングを実施
6月 9日 6月 13日	団体ヒアリング	・本計画が目指すべき方向を検討するための団体ヒアリングを実施
6月～8月	市民アンケート	・幸福感(Well-Being)に関する市民アンケートを実施
7月 5日	策定委員会(第1回)	・総合計画等の検証について ・基本構想の検討について
7月 13日	審議会(第1回)	
7月 24日～ 8月 4日	各課原案調査・各課ヒアリング等	・基本計画の記載内容についての説明及び各課原案調査をヒアリング形式で実施
8月 27日	持続可能な地域づくりシンポジウム	・稲敷市江戸崎中央公民館にて情報共有の場としてシンポジウムを実施
8月 25日 9月 29日 10月 24日 11月 15日	庁内ワーキングチーム(4回)	・重点プロジェクトの検討
5月 29日 6月 23日 7月 25日 8月 22日 9月 27日 10月 12日	若手職員ワークショップ(6回)	・今後のまちづくりを担う若手職員によるワークショップを実施
10月 12日	策定委員会(第2回)	・基本構想(施策体系含む)について ・重点プロジェクトについて ・基本計画(基本方針)について ・総合戦略、行革大綱について
10月 24日	審議会(第2回)	
11月 21日	策定委員会(第3回)	・基本計画(素案)について ・重点プロジェクト(素案)について
12月 25日	審議会(第3回)	
令和6年		
1月 16日	議会全員協議会	・概要の説明
1月 18日～ 1月 31日	パブリックコメント	・第3次稲敷市総合計画(案)についてのパブリックコメントを実施
2月 7日	策定委員会(第4回)	・総合計画(案)について
2月 13日	審議会(第4回)	・総合計画(案)答申
2月 27日～ 3月 22日	令和6年第1回稲敷市議会定例会	・第3次稲敷市総合計画基本構想について審議・可決

(3) 稲敷市総合計画等策定委員会設置要綱

平成 27 年 10 月 30 日
訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 総合計画、人口ビジョン及び総合戦略並びに行政改革大綱（以下「総合計画等」という。）を策定し、重要施策の総合的かつ全庁的な推進を図るため、稲敷市総合計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画等の策定に関すること。
- (2) 総合計画等に係る調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他総合計画等に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には行政経営部長をもって充てる。
- 3 委員には別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催するものとする。

- 2 委員長は、委員以外であっても、必要があると認めるときは、策定委員会に出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第 5 条 委員長は、策定委員会の補助機関として、総合計画等に係る専門的な事項を調査検討するため、稲敷市総合計画等ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキングチームの構成員は、委員長が指名する者とする。
- 3 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置き、それぞれ委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 リーダーは、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 リーダーは、ワーキングチームにおける調査検討の結果を策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、総合計画担当課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。

附 則（平成 29 年訓令第 6 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年訓令第 7 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年訓令第 7 号）

この訓令は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

教育長
危機管理監
地域振興部長
市民生活部長
保健福祉部長
土木管理部長
教育部長
議会事務局長
会計管理者

(4) 稲敷市総合計画等策定委員会名簿

No.	役職	氏名	備考
1	副市長	塩畑 実	委員長
2	行政経営部長	水飼 崇	副委員長
3	教育長	山本 照夫	
4	危機管理監	岡沢 充夫	
5	地域振興部長	松田 治久	
6	市民生活部長	坂本 文夫	
7	保健福祉部長	大塚 真理子	
8	土木管理部長	根本 和伸	
9	教育部長	板橋 渉	
10	議会事務局長	椎野 茂夫	
11	会計管理者	川崎 洋一	

(5) 稲敷市総合計画等職員ワーキングチーム

No.	テーマ	所属	職	氏名
1	まちづくり・情報共有	行革・デジタル推進室	室長	大内 大介
2		秘書政策課	課長補佐	北山 友子
3		まちづくり推進課	係長	油原 博臣
4		産業振興課	係長	吉岡 宏彰
5		高齢福祉課	主査	若林 卓
6	移住・定住	まちづくり推進課	課長補佐	宮詰 勝
7		新利根公民館	係長	池田 英樹
8		建設課	係長	飯塚 仁彦
9		危機管理課	係長	根本 健二
10		管財課	主査	谷中 のぞみ
11	雇用・産業	企業誘致推進室	室長	高城 俊昭
12		農政課	係長	高橋 渉
13		産業振興課	係長	鹿内 隼人
14		教育政策課	主査	大竹 真理子
15		秘書政策課	主査	山口 大貴
16	子育て支援・教育	生涯学習課	課長補佐	幸田 出
17		健康増進課	課長補佐	根本 季代子
18		教育政策課	係長	北山 博之
19		こども支援課	係長	高城 善行
20		企画財政課	主査	中山 栞
21	行政改革	管財課	課長補佐	石川 正樹
22		総務課	係長	登坂 真弓
23		行革・デジタル推進室	係長	黒田 佳宏
24		企画財政課	係長	原 伸弘
25		下水道課	主査	古渡 裕之
26		学務管理課	主査	大谷 友一郎

(6) 若手職員ワークショップ名簿

No.	所属	職	氏名
1	行革・デジタル推進室	主事	木野内 優
2	管財課	主事補	坂本 莉彩
3	企業誘致推進室	主事	折笠 智弥
4	学務管理課	主事補	松山 愛
5	秘書政策課	主事	高橋 美輝
6	まちづくり推進課	主事	鈴木 啓一郎
7	保険年金課	主事	永長 優作
8	収納課	主事	田中 翔大
9	高齢福祉課	主事補	黒田 沙恵
10	危機管理課	主事	島本 皓太
11	産業振興課	主事	菅谷 裕之
12	社会福祉課	主事	前田 聖人
13	地域包括支援センター	社会福祉士	郡司 祐美子
14	健康増進課	保健師	岡埜 友香
15	企画財政課	主事	山口 幸恵
16	農政課	主事	水飼 裕也
17	市民窓口課	主事補	田崎 優花理
18	税務課	主事	木内 大翔
19	建設課	主事補	林 萌愛

(7) 稲敷市総合計画等審議会条例

平成 17 年 7 月 13 日
条例第 152 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、稲敷市総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(掌握事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果について、市長に答申するものとする。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 人口ビジョン及び総合戦略に関すること。
- (3) 行政改革における重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申をもって満了する。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 5 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(8) 稲敷市総合計画等審議会名簿

No.	役職	氏名	所属等
1	会長	大澤 義明	筑波大学教授
2	副会長	根本 光治	稲敷市議会議長
3	委員	藻谷 浩介	(株)日本総合研究所主席研究員
4	委員	小嶋 裕司	稲敷市外部評価委員会副委員長
5	委員	寺崎 久美子	稲敷市議会総務教育常任委員会委員長
6	委員	山本 彰治	稲敷市議会市民福祉常任委員会委員長
7	委員	根本 浩	稲敷市議会産業建設常任委員会委員長
8	委員	和田 和彦	稲敷市教育委員
9	委員	稲箸 稔	稲敷市消防団長
10	委員	根本 作左衛門	稲敷農業協同組合代表理事組合長
11	委員	高須 耕一	稲敷市商工会会長
12	委員	諸岡 明美	NPO法人認知症介護家族の会うさぎ理事長
13	委員	成毛 美和	(一社)スポーツプロモーションいばらき代表理事
14	委員	市川 久仁守	大杉神社宮司
15	委員	中田 智久	(株)常陽銀行コンサルティング営業部 公務室次長
16	委員	竹内 美穂	公募市民
17	委員	鈴木 翔太	公募市民
18	委員	山本 陽子	公募市民
19	委員	高田 真衣子	公募市民
20	委員	山崎 直子	公募市民

(9) 諮問

令和 5 年 7 月 13 日
稲企第 190 号

稲敷市総合計画等審議会
会長 大澤 義明 様

稲敷市長 筧 信太郎

第 3 次稲敷市総合計画の策定に係る諮問

本市を取り巻く社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応し、市勢のより一層の発展を目指した持続可能なまちづくりを進めるため、令和 6 年度からの市政運営の基本方針となる第 3 次稲敷市総合計画を策定したいので、稲敷市総合計画等審議会条例第 2 条の規定により諮問する。

諮問理由

本市は、平成 29 年 3 月に第 2 次稲敷市総合計画を策定し、「一人ひとりが主役のまちづくり」を基本理念に掲げ、将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に向けて、さまざまな施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、急速に進展する人口減少・少子高齢化をはじめ、新型コロナウイルス感染症等の影響による生活様式や社会経済の変化、加速化するデジタル技術の進展による社会構造の変化、市全域の過疎地域指定など、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした時代の潮流に柔軟かつ的確に対応していくためには、本市の新たなまちづくりの方向性を見出す必要があります。

このような状況を踏まえ、本市において市民一人ひとりの幸福な暮らしを実現するため、第 3 次稲敷市総合計画を策定するにあたり、意見を求めるものであります。

(10) 答申

令和6年2月13日

稲敷市長 笥 信太郎 様

稲敷市総合計画等審議会
会長 大澤 義明

第3次稲敷市総合計画の策定について（答申）

令和5年7月13日付け稲企第190号をもって諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会の審議及び市民意識調査・市民ヒアリングなどの市民の意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮しながら「自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち」の実現に向けたまちづくりに努めることを要望します。

記

1. 本計画が示す将来像を多様な媒体を通じて市内外に周知し、市民や企業、市外関係者が参画する協働のまちづくりの推進をお願いしたい。
2. 重点プロジェクトをはじめ、本計画の進捗管理を適切に行い、社会変化に応じて目標を柔軟に見直し、実効性の高いまちづくりをお願いしたい。
3. 組織や地域の垣根を超えた横断的な連携・協力、さらにはデジタルなど新技術の活用により、人口減を前提としながらも新時代を拓くまちづくりの展開をお願いしたい。



第3次稲敷市総合計画前期基本計画

2024年3月発行

稲敷市行政経営部企画財政課

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1

電話：029-892-2000（代）

稲敷市ホームページ <https://www.city.inashiki.lg.jp>

